

安全センター情報2022年9月号 通巻第507号
2022年8月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

打ち切るな
ライン
7-554
0日(日)

2022 9

安全センター情報



特集● 労働安全衛生をめぐる状況

写真：石綿被害救済を打ち切るな！全国一斉緊急ホットライン

全国労働安全衛生センター連絡会議

第33回総会 10.1-2 神奈川・横浜開催

■第1日目-2022年10月1日(土)14~17時 記念講演会

参加費：無料 会場：かながわ労働プラザ 3F 多目的ホールA

〒231-0026 横浜市中区寿町1-4

<https://www.zai-roudoufukushi-kanagawa.or.jp/l-plaza/access.html>

JR京浜東北・根岸線「石川町駅」中華街口(北口)徒歩3分

JR京浜東北・根岸線「関内駅」南口徒歩8分

横浜市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」または「関内駅」徒歩12分

記念講演「ハラスメントに職場で取り組む-啓発、防止から事後対応まで」
津野香奈美・神奈川県立保健福祉大学ヘルスイノベーション研究科准教授
記念講演後地域センター、労働組合、当事者からの報告を予定

■懇親会-2020年10月1日(土)18~20時

参加費：4,000円 会場：東北人家新館(中華街)

〒231-0023 横浜市中区山下町151-3 アートビル

https://https://tohoku-jinka.com/?page_id=16

■宿泊-今回、宿泊は各自手配していただくようお願いします。

■第2日目-2022年10月2日(日)9~12時 第33回総会

参加費：無料 会場：かながわ労働プラザ 4F 第3会議室

※オンライン参加及び記念講演の配信はありません。COVID-19パンデミックの状況等によっては、人数制限や開催方法の変更が必要になる可能性があるため、参加を希望される方は事前にご連絡いただくようお願いいたします(会員の皆さまには別途返信用葉書をお届けします)。



特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2021年→2022年

1 労働災害・職業病の発生状況	2
2 労働安全衛生対策	8
3 化学物質対策等	11
4 労災補償対策	13
5 労働災害・職業病の統計データ	16

統計資料	20
------	----

2021年度労働基準行政関係通達等	55
-------------------	----

安全センター情報2021年度目次	74
------------------	----

全国安全センター規約・規定	83
---------------	----

全国安全センター第33回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案	66
第2号議案 2021年度収支決算案	70
第3号議案 2022年度収支予算案	72
第4号議案 2022年度役員体制案	73

労働安全衛生をめぐる状況

2021年→2022年

1. 労働災害・職業病の発生状況等

● 労災保険新規受給者

労災保険新規受給者数は、2009年度の534,623人を底にして増加傾向に転じ、2018・19年度には約25年前のレベルにまで戻ってしまった。2020年度は653,355人で前年度比5%の減少となった。

2020年度の労災保険新規受給者についてみると、業務災害574,318人(87.9%)、通勤災害79,037人(12.1%)で合計653,355人(100%)。その発生年度別内訳は、2020年度488,042人(74.7%)、2019年度161,001人(24.6%)、2018年度3,210人(0.5%)、2017年度667人(0.1%)、2016年度124人、2015年度以前311人、となっている。

● 死亡災害

2021年5月30日に、事業主の届け出た労働者死傷病報告を暦年単位で集計した「令和3〔2021〕年の労働災害〔死亡災害と休業4日以上の死傷災害〕発生状況」が公表されているが、死亡災害は、2015年以降は1,000人を下回る状況が継続し、2018年909人、2019年845人、2020年802人と3年連続で最低記録を更新した後、2021年は867人と、前年と比較して65人、8.1%の増加に転じた。

ただし、新型コロナウイルス感染症によるものが、2020年18人から2021年89人へと、前年と比較して71人、3.94倍と大幅に増加したことが主な原因と考えられる。これを除く死亡災害でみると、2020年784人、2021年796人で、いずれも800人を下回り、前年

と比較して12人、1.5%の増加にとどまっている。

死亡原因別では、新型コロナウイルス感染症が含まれると思われる「その他」が、2020年41件から2021年113件へと72件の増加。2021年の業種別では保健衛生業がもっとも多く28人（うち社会福祉施設25人）で、陸上貨物運送業16人、建設業15人、交通運輸業12人と続いている。

その他の死亡原因で2020年から2021年に増加したのは、「墜落・転落」26人、「はさまれ・巻き込まれ」9人、「激突され」8人の順であった。

2018年2月に策定された第13次労働災害防止計画は「2017年と比較して2022年までに15%以上減少」という目標を掲げた。2017年の死亡災害は978人なので、831人以下が目標である。

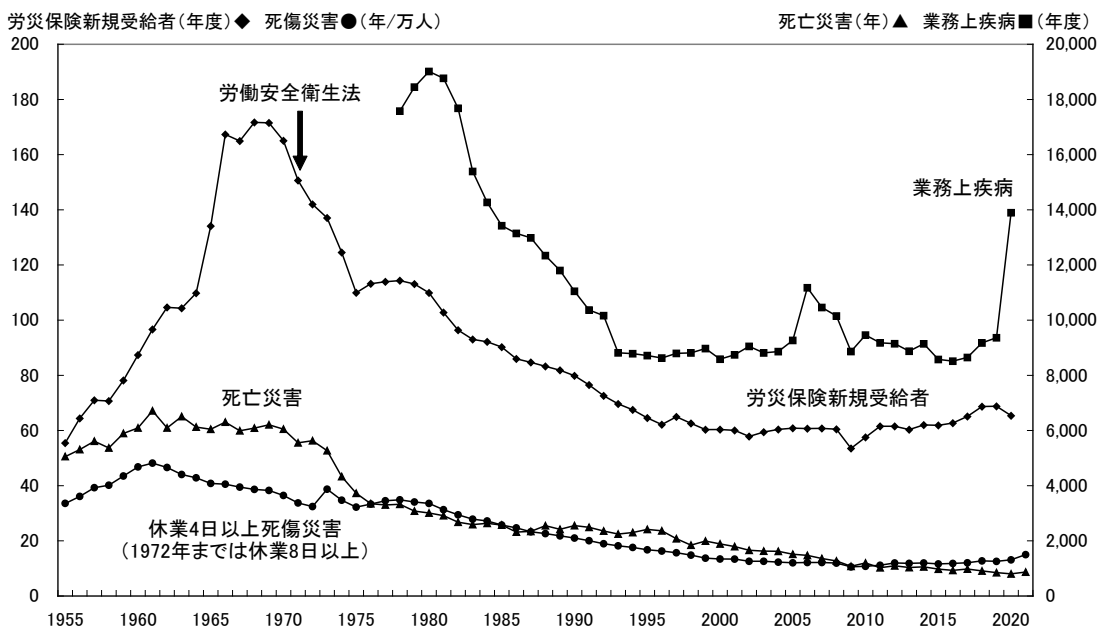
なお、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」の「労働災害統計」に、2013（後半年）～2021年分について、「建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」が掲載されているが、年64～103件で推移している。

● 死傷災害

休業4日以上の死傷災害は、2010年の105,718人を底に微増傾向にあり、2018年127,329人、2019年125,611人、2020年131,156人、2021年は149,918人で、前年と比較して14.3%の増加であった。

ただし、新型コロナウイルス感染症によるものが、2020年6,041人(4.6%)、2021年19,332人(12.1%)あり、両年の対前年比増加5,545人と18,762人が主な原因である。これを除く死傷災害でみると、2020年125,115人、2021年130,586人で、前年と比較して5,471人、4.4%の増加である。

労働災害・職業病の推移



新型コロナウイルス感染症では、保健衛生業の占める割合が死亡災害の場合よりも高い。

新型コロナウイルス感染症を除くと、とくに死傷者数が最多の「転倒」（前年比2,743人、8.9%増）、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」（同1,656人、8.7%増）で大きく増加した。

第13次労働災害防止計画は「2017年と比較して2022年までに5%以上減少」という目標を掲げており、2017年の死傷災害は120,460人なので、114,437人以下が目標であるが、新型コロナウイルス感染症を除いても難しそうなお状況である。

厚生労働省による前年の労働災害発生状況公表に当たっては、2009年から「派遣労働者の労働災害発生状況」、2013年から「外国人労働者の労働災害発生状況」、2021年から「高齢労働者の労働災害発生状況」も公表されるようになっていく。また、「安全衛生関係統計・災害事例について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/toukei.html)では、「酸素欠乏症・硫化水素中毒による労働災害」や「化学物質による労働災害」の発生状況に関する情報も提供している。

● 死亡災害対労働災害の比率

1件の重大災害の背後には、29件の軽症災害と300件の無傷害災害があるというよく知られたハインリッヒの法則の「1:29:300」という数字の妥当性はともかくとして、「死亡災害件数」を1とした場合の、「休業4日以上死傷災害-死亡災害」及び「休業3日以内+不働災害の件数(労災保険新規受給者数-休業4日以上の死傷災害災害)」の比率を次頁表に示した。

過去25年の平均では、この比率は1:90.8:356.5ということになるが、1996年の1:67.9:208.2から2020年の1:163.5:650.1へと、後者2つの比率が経年的に増加していることがわかる。しかし、業種別のばらつきが著しい。とりわけ、鉱業、農林水産業、建設業では、製造業やその他事業と比較すると、休業+不働災害の件数が著しく低い。これは「労災隠し」の存在を示唆しているとも考えられる。このような分析も、「労災隠し」の根絶のために活用されるべきであると考えられる。

● 業務上疾病

労働安全衛生をめぐる状況

年度	業種	労災保険新規受給者数	死亡災害		休業4日以上		休業3日以下・不休	
		人数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
1996	全業種	654,855	2,363	1	160,499	67.9	491,993	208.2
1997	全業種	649,404	2,078	1	154,648	74.4	492,678	237.1
1998	全業種	625,427	1,844	1	146,404	79.4	477,179	258.8
1999	全業種	602,853	1,992	1	137,316	68.9	463,545	232.7
2000	全業種	603,101	1,889	1	132,059	69.9	469,153	248.4
2001	全業種	600,210	1,790	1	131,808	73.6	466,612	260.7
2002	全業種	578,229	1,658	1	124,260	74.9	452,311	272.8
2003	全業種	593,992	1,628	1	124,122	76.2	468,242	287.6
2004	全業種	603,484	1,620	1	121,184	74.8	480,680	296.7
2005	全業種	608,030	1,514	1	118,840	78.5	487,676	322.1
2006	全業種	606,645	1,472	1	119,906	81.5	485,267	329.7
2007	全業種	607,348	1,357	1	119,999	88.4	485,992	358.1
2008	全業種	604,139	1,268	1	118,023	93.1	484,848	382.4
2009	全業種	534,623	1,075	1	104,643	98.3	428,905	399.0
2010	全業種	574,958	1,195	1	106,564	98.3	467,199	391.0
2011	全業種	614,914	1,024	1	106,564	104.1	507,326	495.4
2012	全業種	606,886	1,093	1	119,576	109.4	486,217	444.8
2013	全業種	602,927	1,057	1	119,535	113.1	482,335	456.3
2014	全業種	619,599	1,057	1	119,535	113.1	499,007	472.1
2015	全業種	618,149	972	1	116,311	119.7	500,866	515.3
2016	全業種	626,526	978	1	120,460	123.2	505,088	516.4
2017	全業種	650,534	978	1	120,460	123.2	529,096	541.0
2018	全業種	686,513	909	1	127,329	140.1	558,275	614.2
2019	全業種	687,455	845	1	125,611	148.7	560,999	663.9
2020	全業種	653,355	802	1	131,156	163.5	521,397	650.1
合計	全業種	15,414,156	34,381	1	3,122,884	90.8	12,256,891	356.5
2020	製造業	125,332	136	1	25,675	188.8	99,521	731.8
	建設業	58,724	258	1	14,977	58.1	43,489	168.6
	運輸業	46,331	103	1	18,851	183.0	27,377	265.8
	鉱業	593	8	1	199	24.9	386	48.3
	農林水産業	16,598	72	1	4,495	62.4	12,031	167.1
	その他	405,777	225	1	66,959	297.6	338,593	1,504.9

業務上疾病（職業病）は、補償件数で、2002年度の8,810件を底に、2005年夏のクボタ・ショックの影響で2006年には（過去死亡事例を含めて）11,171件に増加。最近では、2016年度の8,512件から、2017年度8,645件、2018年度9,170件、2019年度は9,359件へと上昇気味であったが、2020年度は前年度比4,561件、48.7%増加して13,920件と、クボタ・ショックを上回る突出を記録することになった。原因は、4,545件の新型コロナウイルス感染症の労災認定であり、これを除くと9,350件で前年度とほぼ同レベルである。新型コロナウイルス感染症の労災認定

については厚生労働省が毎月情報更新を継続しており、2021年度は19,264件と4倍に増加したことがわかっている。業務上疾病全体では3万件近くになっている可能性がある。新型コロナウイルス感染症はまさに最大の職業病になっている。

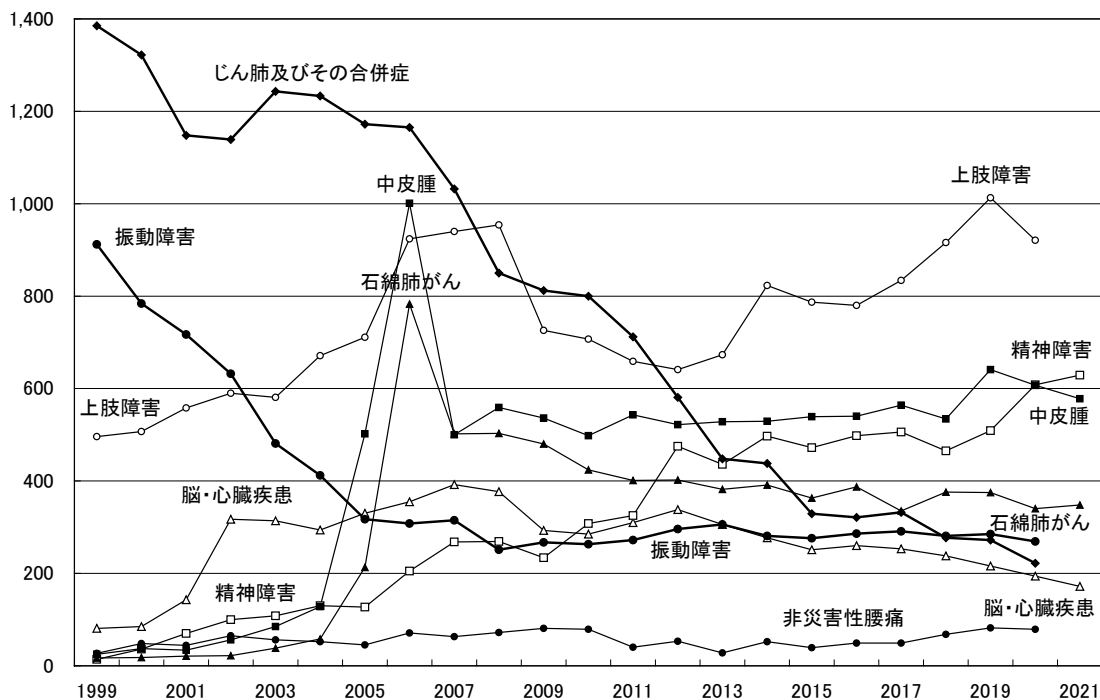
次頁に上図として、新型コロナウイルス感染症以外の、「主な職業病の認定件数の推移」を示した。

伝統的な職業病の双壁のひとつ－「じん肺及びその合併症」の認定件数は、2003年度から原発性肺がんが合併症に追加されたにもかかわらず減少が続いた後、2015～2017年度は横ばい、2018年度は277件と初めて300件を割り、以降「振動障害」を下回るようになって、2020年度は222件まで減少した。もうひとつの伝統的な職業病の双壁－「振動障害」の方は、2005年度まで減少し続けた後は、ほとんど横ばいか微増のようにみえる。2020年度は269件だった。

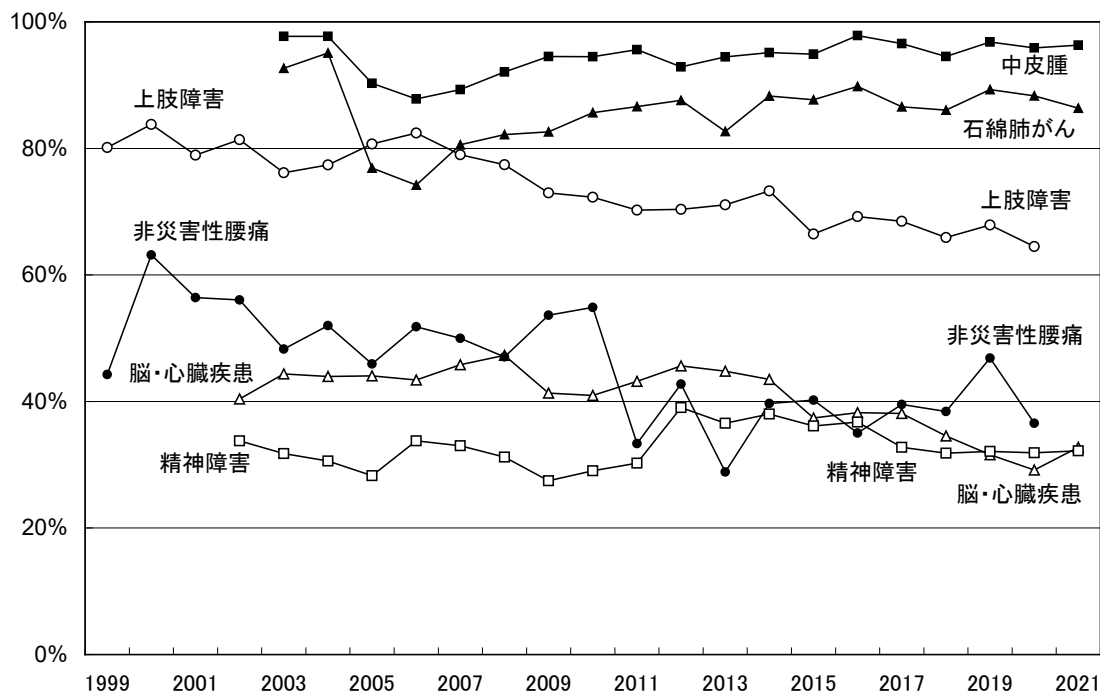
「上肢障害」は、1997年の労災認定基準改正以降増加傾向を示し、2008年度に「じん肺及びその合併症」を上回り、2009年度以降いったん減少に転じたものの、2013年度以降反転して、再び増加傾向を示した。2019年度は1,013件で初めて千件を超え、図中の疾病のなかで最大であるが、2020年度は921件と減少している。

「中皮腫」と「石綿肺がん」は、2005年夏のクボタショックで認定件数が激増。中皮腫による死亡

主な職業病の認定件数の推移



主な職業病の認定率の推移



労働安全衛生をめぐる状況

業種	事業場数	労働者数	新規受給者数	死亡者数	重大災害件数	死傷者数	業務上疾病数
	2020年度末		2020年度	2021年(暦年)			
製造業	12.0%	14.3%	19.2%	15.8%		19.1%	12.3%
建設業	22.7%	8.6%	9.0%	33.2%		10.7%	5.9%
運輸業	2.6%	4.9%	7.1%	13.7%		13.4%	9.6%
鉱業	0.1%	0.0%	0.1%	1.3%		0.1%	0.2%
農林水産業	3.0%	0.8%	2.5%	8.2%		3.0%	1.3%
その他	59.5%	71.3%	62.1%	27.8%		53.7%	70.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%
実数	2,858,309	60,433,277	687,455	867		149,918	15,038

者が増加し続けていることに示されているように、被害は増えているはずなのに、中皮腫で横ばい、石綿肺がんが漸減傾向にあるようにみえることが気になる。2020年度は各々608件と337件、合計すると945件で上肢障害と並ぶ。2021年度の速報値では578件と348件の合計926件である。

「脳・心臓疾患」は、2001年の労災認定基準改正で増加したものの、2008年度以降減少に転じ、2011・12年度は増加したが、2013年度以降再び減少傾向にあるようにみえる。2020年度は194件と200件を割ってしまい、2021年度は認定基準の改正があったにもかかわらず172件にまで減った。

「精神障害」は、1999年の判断指針策定以来増加し続け、2010年度にはついに「脳・心臓疾患」を上回った。2011年末に判断指針が認定基準に改訂されて2012年度はさらに増加し、「石綿肺がん」も上回ったが、2014年度以降は横ばい、2018年度は465件でやや減少、2019年度509件、2020年度は608件、2021年度629件と、3年連続増加という状況である。

前頁下図は、「認定率」を分析したものである。また、表5(32頁)に、請求件数、不支給決定件数が判明している職業病に係るデータのすべてを示してあるので参照していただきたい。表5の最下欄には、認定率①=認定件数/請求件数(いずれも当該年度)、認定率②=認定件数/(認定件数+不支給決定件数)の二つの指標を示してあるが、前頁下図に示したのは、認定率②の方である。

認定率②は、「中皮腫」がもっとも高く90%超、次いで「石綿肺がん」で90%に迫りつつあったが、2018年度86.0%、2019年度89.3%、2020年度88.2%、

2021年度は86.4%だった。その次が「上肢障害」で70%前後で推移しているが、長期的に減少傾向にないか、気にかかる。2020年度は64.5%だった。

これらと比較すると、「脳・心臓疾患」、「精神障害等」は著しく低い。「脳・心臓疾患」の認定率は減少傾向にあり、2020年度は29.2%で過去最低を更新した後、2021年度は32.8%でやや持ち直した。2012年度に「精神障害」の認定率が上昇したのは、2011年末の認定基準策定の影響と考えられるが、一時は40%超えが期待されたものの、その後停滞・減少して、2021年度は32.2%であった。

「非災害性腰痛」の認定率は、2000年度に60%を超えた後、50%前後で推移してきたが、2011年度に大きく減少した後、40%以下で動揺してきた。2019年度46.9%まで持ち直したものの、2020年度は36.6%に減少している。

なお、新型コロナウイルス感染症については、2020年度の認定率①は53.7%、認定率②は95.9%(2021年4月分までの2年間累計では98.5%)であり、認定率でも職業病トップクラスを誇っている。

公表件数と補償件数を比較すると(表2-1から表2-4参照)、「災害性(負傷による)腰痛(一-1)」は公表件数のほうが1千件以上多く、2017年度以降は2千件以上の差になっている。「異常温度条件による疾病(二-4)」、「その他の物理的因子による疾病(二-6)」、「その他の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病(三-5)」、「その他業務に起因することの明らかな疾病(十一)」でも系統的に、「化学物質による疾病(四-2)」や「細菌、ウイルス等の病原体による疾病(六)」では部分的に、公表件数が補償件数を上回っている。新型コロナ

ウイルス感染症については、2020年の公表件数6,041件に対して、2020年度の補償件数は4,545件である。これらは、使用者が職業病と判断して死傷病報告を届け出たにも関わらず、労災補償請求手続がなされていないか、請求手続がなされたにもかかわらず認定されていないことを意味すると考えられ、問題である（2021年度は、公表件数19,332件、補償件数20,842件と、逆転した）。

反対に、「腰痛以外の負傷による疾病」（一-2）、「騒音による耳の疾病」（二-5）、「重激業務」（三-1）、「非災害性腰痛」（三-2）、「振動障害」（三-3）、「職業がん」（七）、「脳・心臓疾患等」（八）、「精神障害等」（九）では、系統的に補償件数が公表件数を（大きく）上回っている。退職後に発病したものは後者に含まれないとしても、それだけでは説明できないと思われる乖離がある。

なお、表7(37-39頁)で「傷病別長期療養者数」が示されているが、2020年度分では、それまでのじん肺(5,268人)、頸肩腕症候群(151人)、腰痛(656人)、一酸化炭素中毒(5人)、振動障害(5,002人)に加えて、良性石綿疾患(良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚)(208人)、悪性石綿疾患(肺がん・中皮腫)(1,418人)、脳・心臓疾患(173人)、精神障害(1,675人)の療養開始後1年以上経過した者の数も示されるようになった(括弧内は2020年度末療養中の者の数)。

参考として、各種統計の業種別内訳を、前頁に一覧表にして示した。

● 労働者の健康状況等

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2020年の58.5%へと経年的に増加し続けている(表3-1)。項目別の有所見率では、血圧、貧血、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる(表3-2)。ただし、2016~2018年の数値は「精査中」とされたまま、新しいデータが公表されていない。

警察庁によれば、自殺者が2011年まで14年連続で3万人を超えた後、2012年27,858人から2019年20,169人まで減少。2020年は21,081人と増加し

たが、2021年は21,007人だった。そのうち「被雇用者・勤め人」が2019年6,202人(30.8%)から2021年6,692人(31.9%)へと増加した一方、「勤務問題」が原因・動機のひとつとなっているものが1,949人(9.7%)から1,935人(9.2%)と減少している。

「労働安全衛生に関する調査」が厚生労働省のホームページに掲載されている(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>)。

ここでは、「労働者健康調査」、「労働災害防止対策等重点調査」、「労働安全衛生基本調査」、「建設業労働災害防止対策等総合実態調査」、「技術革新と労働に関する実態調査」が「廃止した調査」とされていることがわかる。例えば、5年ごとに実施されていた「労働者健康調査」では、自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」とする労働者の割合が、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%→2007年58.0%→2012年60.9%と推移してきていた。

「労働安全衛生調査(実態調査)」（2013・15・16・17・18年、19年はなく、20年は2021年7月21日に公表、21年は2022年7月25日公表）と「労働安全衛生調査(労働環境調査)」（1996・2001・06・14・19年）が継続されているようだ。

「労働安全衛生調査(実態調査)」の個人(労働者)調査では、現在の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」労働者の割合-2013年52.3%。以後質問が若干変わり、「強いストレスとなっていると感じる事柄がある」-2015年55.7%<2016年59.5%>2017年58.3%>2018年58.0%>2020年54.2%>2021年53.3%。

「職場で受動喫煙がある」労働者の割合(「ほとんど毎日」と「ときどきある」の合計)-2013年47.7%>2015年32.8%<2016年34.7%<2017年37.3%<2018年28.9%>2020年20.1%<2021年20.7%。

「労働安全衛生調査(実態調査)」の事業所調査は、内容がかなり変わってしまっていて、2021年調査では産業保健、受動喫煙対策、長時間労働者に対する取組に関する事項がなくなり、いまま継続的に追えるのは、以下を実施または取り組んでいる事業所の割合くらいで、以下のとおりである。

・メンタルヘルス対策-2013年60.7%>2015年

59.7%>2016年56.6%<2017年58.4%<2018年59.2%<2020年61.4%>2021年59.2%

- ・ ストレスチェック-2013年26.0%>2015年22.4%<2016年62.3%<2017年64.3%>2018年62.9%>2020年62.7%<2021年65.2% (ストレスチェックの活用状況も調査している)
- ・ ストレスチェック結果の集団分析-2015年40.4%<2016年43.8%<2017年58.3%<2018年73.3%<2020年78.6%>2021年76.4%
- ・ 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントをすべて実施:安衛法第57条該当化学物質-2017年52.8%>2018年29.2%<2020年67.2%<2021年78.0% (製造・譲渡・提供時のGHSラベル表示・SDS交付、また安衛法第57条非該当化学物質についても調査)
- ・ 高年齢労働者労働災害防止対策-2013年64.6%>2016年55.7%<2020年74.6%<2021年75.6%
- ・ 外国人労働者労働災害防止対策-2020年89.8%>2021年87.5%

なお、過去1年間にメンタルヘルス不調により1か月以上休業または退職した労働者がいる事業所の割合が、2011年9.0%>2012年8.1%<2013年10.0%>2020年9.2%<2021年10.1%、となっている(2015~18年は休業者・退職者別の数字のみ)。

「労働安全衛生調査(労働環境調査)」のほうはやや系統的であり、事業所調査-①有害業務、②作業環境測定、③化学物質、労働者調査(2019年は「個人調査」)-①有害業務、②有機溶剤、③化学物質、ずい道・地下鉄工事現場調査-①粉じん抑制対策、②作業環境測定、について継続的に追えるが、それでも2014・19年調査はそれ以前とけっこう違ってしまっている。

なお、「心理的な負担の程度を把握するための検査実施状況」のページができて、現在2017・18・20年の分のデータが提供されている(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01674.html)。

また、平成28年版以降毎年、「過労死等防止対策白書」が公表されるほか、「過労死等防止対策に関する調査研究」の成果も公表されるようになっている(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html>)。

2. 労働安全衛生対策

● 労働災害防止計画

2018年2月28日に、2018~2022年度を対象期間とする第13次労働災害防止計画が策定され、以下の「全体目標」が掲げられた-[]内は、2022年5月30日に公表された2021年の労働災害発生状況に基づく達成状況である。

- ① 死亡災害については、2017年の978人と比較して、2022年までに労働災害による死亡者数を15%以上減少させる[2021年に867人で11.3%の減少、新型コロナウイルス感染症を除くと778人で20.4%の減少]
- ② 死傷災害(休業4日以上)については、2017年120,460人と比較して、2022年までに5%以上減少させる[2021年に149,918人で24.5%の増加、新型コロナウイルス感染症を除くと130,586人で8.4%の増加]

また、死亡災害減少の重点業種別目標として、建設業、製造業、林業について15%以上減少[2021年時点で各々10.8%減少、14.4%減少、25.0%減少]、死傷災害減少の重点業種別目標として、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店について5%以上減少が掲げられた(「業種間の労働推移を考慮して千人率で設定」することとされた)[2021年時点で各々0.9%増加、19.6%増加、94.9%増加、16.2%増加]。

新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響を注意深く監視する必要がある。

● 新型コロナウイルス感染症対策

厚生労働省は、2020年4月17日、5月14日、8月7日、11月27日、2021年1月8日、2月12日に続き、4月26日、5月10日、5月17日、7月13日に業種別事業主団体等に対して、職場での新型コロナウイルス感染症への感染予防と健康管理の強化などを依頼した。しかし、「昼休みの時差取得」やワクチン摂取関連が追加されたりしているものの、緊急事態宣言の発出・延長等を受けた注意喚起が基本で、対

策の新機軸を打ち出したりはしてはいない。

● 4指針+1マニュアルのハラスメント防止対策

改正労働施策総合推進法により、「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」と定義されたパワーハラスメント「によりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じ」る事業主の義務が、当面努力義務とされた中小企業に対しても2022年4月1日から義務化された。

また、同指針では「行こうことが望ましい取組」のひとつにとどめられた第三者によるパワーハラスメントに関連して、顧客等からの著しい迷惑行為の防止対策の推進に係る関係省庁連絡会議で検討が行われ、2022年2月25日に「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が公表された。

男女共機会均等法によるセクハラ・マタハラ、育児介護休業法によるケアハラも含めて、ハラスメント防止対策について4つの指針（法律に基づく措置義務）と1つのマニュアルが示されたことになる。

「令和4年度地方労働行政運営方針」は、「中小企業においてもパワーハラスメント防止措置が義務化されたことを踏まえ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により法の陸確保を図る」とともに、「カスタマーハラスメント」、「就職活動中の学生等に対するハラスメント」に対する自主的な取り組みを促す」としている。厚生労働省は、職場のハラスメント、いじめ・嫌がらせ問題の予防・解決に向けた情報提供のためのポータルサイトとして「あかるい職場応援団」で、関連情報を提供している(<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>)。

● 50年ぶりの事務所衛生基準規則改正

1971年の旧事務所衛生基準規則制定以来およそ50年ぶりの改正が2021年12月1日及び2022年4月1日に行われた。関連する労働安全衛生規則

の改正も行われている。

とはいえマイナーな改正にとどまり、「独立個室型の便所」（男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所）の位置付けを明記し、男性用と女性用に区別して設置という原則は維持しつつ、労働者10人以内の場合は独立個室型の便所を設けることで足りるとする例外を設けたことが主な内容であった。

他は、作業面の照度に関して事務作業の区分変更のうえ基準が引き上げられたこと、救急用具の内容について具体的な品目の規定をなくしたこと、室の気温について空気調和設備を設置している場合の努力目標値を17℃以上28℃以下から18℃以上28℃以下に変えたこと、などである。

厚生労働省は、「事務所における労働衛生対策」のページで、改正内容等を周知している (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html)。

● 二回目の過労死防止対策大綱の変更

2021年7月30日に、2014年に制定されてから二回目になる「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定された。新大綱に定められた過労死等防止対策の主な取組は以下のとおり。

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応や働き方の変化を踏まえた過労死等防止対策の取組を進める。
- ② 新しい働き方であるテレワーク、副業・兼業、フリーランスについて、ガイドラインの周知などにより、過重労働にならないよう企業を啓発していく。
- ③ 調査研究について、重点業種等に加え、新しい働き方や社会情勢の変化に応じた対象を追加する。また、これまでの調査研究成果を活用した過労死等防止対策のチェックリストを開発する。
- ④ 過労死で親を亡くした遺児の健全な成長をサポートするための相談対応を実施する。
- ⑤ 大綱の数値目標で、変更前の大綱に定められた「過労時間60時間以上の雇用者の割合」や勤務間インターバル制度の周知、導入に関する目標などを更新する。なお、公務員についても目標の趣旨を踏まえて必要な取組を推進する。

● 医師の時間外労働規制の見直し

「働き方改革推進」のための関係法の整備による時間外労働の上限規制(原則年360時間等、例外年720時間等)は、医師に関しては「改正法の施行期日の5年後を目途に規制を適用[2024年4月1日まで適用猶予]することとし、医療界の参加の下で検討の場を設け…2年後を目途に規制の具体的な在り方…等について検討し、結論を得る」とされた(働き方改革実行計画)。労働政策審議会労働条件分科会で検討が行われた結果、2022年1月19日に労働基準法施行規則等が改正され、2024年4月1日に施行されることになった。年960時間、年1,860時間等の暫定特例水準が設けられるとともに、時間外労働が月100時間以上となることが見込まれる医師に対して、健康確保措置として面接指導等が規定された(公布通達は2022年1月19日付け基発0119第9号)。

併せて、新設の労働基準法施行規則による面接指導と労働安全衛生法による面接指導の整合化を図るために、労働安全衛生規則等の改正も行われている(公布通達は2022年1月19日付け基発0119第2号)。

● これからの労働時間制度に関する検討会

2021年6月25日に「裁量労働制実態調査」結果が公表され、7月26日から「これからの労働時間制度に関する検討会」が開始されている(2022年5月31日までに第14回開催)。もともとは、2018年の働き方改革関連法案の審議過程で裁量労働制の対象業務の拡大が撤回に追い込まれたことから、仕切り直しのためにはじめられたようなものだが、①裁量労働制が制度の趣旨を踏まえたものとなるための方策、②年次有給休暇の取得促進の在り方、③アフターコロナを見据えた労働時間制度等についてどう考えるか、等が論点とされている(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_558547_00006.html)。

● 個人事業者等の安全衛生対策の見直し

後述するように、建設アスベスト訴訟最高裁判

決を踏まえた労働安全衛生規則等11規則の改正が行われたが、これは労働安全衛生法第22条に基づく有害物等による健康障害防止措置に限定されたものであり、それ以外の課題について検討を行うため「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」が設置されて、2022年5月12日から検討がはじまった(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25567.html)。

第142回安全衛生分科会(2021年12月13日)では、今後の検討事項として以下があげられている。

- ① 「物・場所の危険性」に関する規定で法第22条・第57条以外の規定のあり方
- ② 労働者が作業に従事しない場合の事業者(注文者)による措置のあり方
- ③ 労働者以外のものによる(事業者が行う措置の)順守義務(罰則あり)のあり方
- ④ 個人事業者(一人親方、フリーランス等)による事業者としての措置義務のあり方
- ⑤ リスクアセスメント等を基本とする自主的な管理における労働者以外の者に対する措置のあり方

● 転倒防止・腰痛予防対策の在り方検討会

「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」が2022年5月13日からはじまっている(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25637.html)。同年3月31日付けの転倒・腰痛等の減少を図る対策の在り方に関する有識者ヒアリングによる提言なるものが示され、また、それを踏まえて2022年度から「SAFEコンソーシアム」、「SAFE協議会/育成支援」という新たな取り組みが開始されていることが紹介され、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方及び具体的な対策の方針について、規制の見直しも念頭に置いた検討を行う」こととされている。

● ドローン安全運用ガイドライン改訂

2022年4月20日に厚生労働省は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」を改訂した(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25320.html)。併せて、「化学設備等の定期自主検査におけるドローン導入マニュアル」と

「プラント設備等におけるドローンを活用した点検事例集」も作成している。

3. 化学物質管理対策等

● 最高裁判決を踏まえた一人親方等対策

2021年5月17日の建設アスベスト訴訟最高裁判決は、物・場所の危険性に着目した掲示・表示等の義務は労働者に該当しない者も保護する趣旨であることを理由に、一人親方等に対する国家賠償責任も認めた。これを踏まえた労働安全衛生法令見直しの必要性について、労働政策審議会安全衛生分科会で検討され、結果的にまずは法第22条の規定に基づく関係省令-労働安全衛生規則等11の規則が2022年4月15日に改正され、2023年4月1日に施行される。厚生労働省は、「一人親方等の安全衛生対策について」というページで、関係情報を提供している（高年齢労働者の安全衛生対策関連情報も同居している、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/newpage_00008.html）。

主な改正内容は、以下のとおりであるが、法律の改正はなく、省令改正のみである。

- ① 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化-健康障害防止のための設備の稼働、作業方法・保護具使用の必要性等の周知
- ② 同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する措置の義務化-保護具使用の必要性の周知、立入禁止、喫煙・飲食禁止、事故発生時の退避、有害物の有害性等に関する掲示

● 「新たな化学物質規制」へ政省令等改正

2021年7月19日に公表された「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会最終報告書」を踏まえた新たな化学物質規制に向けて、2022年2月24日と5月31日に労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則等7規則、関係告示が改正され、2022～24年度に順次施行される。厚生労働省は5月31日に「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」というページを開設して関連情

報を提供している（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html）。

また、2022～23年度にラベル表示・安全データシート（SDS）交付の義務化対象物質とされる予定の候補物質のリストも示した「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～」というページもつくられている（https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html）。

主な改正内容と施行時期は、以下のとおりであるが、やはり法律の改正は行われていない。

- (1) 2022年4月1日施行
 - ① SDS等による通知方法の柔軟化
 - (2) 2023年4月1日施行
 - ② 曝露を最小限にする努力義務
 - ③ 意見聴取、記録の作成・保存
 - ④ 衛生委員会の付議事項の追加
 - ⑤ 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止
 - ⑥ がんの発生の把握強化
 - ⑦ リスクアセスメントの結果等に係る記録の作成保存
 - ⑧ 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大
 - ⑨ SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新
 - ⑩ 事業内別容器保管時の措置の強化
 - ⑪ 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大
 - ⑫ 管理水準良好事業場の特別則等適用除外
 - ⑬ 特殊健康診断の実施頻度の緩和
 - (3) 2023年4月1日施行
 - ⑭ ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメント義務対象化学物質の大幅拡大
 - ②' 曝露を最小限にする義務
 - ⑮ 曝露を濃度基準値以下にする義務
 - ⑤' 衛生委員会の付議事項の追加
 - ⑥' 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止
 - ⑯ 化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示
 - ⑰ リスクアセスメント健康診断の実施とそれに基づ

づく措置

- ⑱ 化学物質管理者の選任
- ⑲ 保護具着用責任者の選任
- ⑳ 雇入れ時等教育の拡充
- ㉑ SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化
- ㉒ 第三管理区分事業場の措置強化

なお、「化学物質の自律的管理におけるリスクアセスメントのためのばく露モニタリングマニュアル」も示されている。

検討会最終報告書は、特化則、有機則、粉じん則、四アルキル則は、「自律的な管理に残すべき規定を除き、5年後に廃止することを想定し…5年後に改めて評価を行うこと」としている。個別規制は自律的管理を基軸とする規制と矛盾するものではまったくなく、このような方向性は是認できない。

● 特別規制・指针对象物質の追加

特化則等による特別規制の対象の追加について、①有害物曝露作業報告を活用して、②国が曝露評価と有害性評価をもとにリスク評価（初期リスク評価及び詳細リスク評価）を行い、③リスクが高い作業等については特別規則による規制等の対象に追加するという仕組みが運用されてきた。厚生労働省は「職場における化学物質のリスク評価」のページで情報提供を行い（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113892.html>）、また、「職場のあんぜんサイト」に「リスク評価実施物質」のページもある（<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc09.htm>）。

令和3年度は、化学物質のリスク評価に係る企画検討会が1回（と2回の意見交換会）、化学物質のリスク評価検討会が1回、化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会が1回等開催されているが、報告書が公表されているのはリスク評価検討会（2022年6月3日公表）だけ。2物質に関する初期リスク評価と4物質に関する詳細リスク評価が行われ、経気道ばく露に関するリスクが、前者では1物質は「高い」、1物質は「低く、経皮吸収のおそれも指摘されていない」、後者では1物質は「高い」、1物質は「低い」、経皮吸収のおそれが

指摘されている」と評価された。

特別規則の対象以外であっても、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質を製造・取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針（がん原性指針）を公表するものとされ（法第28条第3項）、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「がん原性に係る指针对象物質」のページがつけられている（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc05.htm>）。

また、2021年11月25日付け基発1125第13号によって、事業者からの届出のあった新規化学物質751物質のうち15物質、既存化学物質のうち2物質が追加された。これらによって、同指針の対象となる化学物質の数は、届出物質1,052、既存化学物質244、合計1,296となっている。厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「強い変異原性が認められた物質」のページがある（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc02.htm>）。

● 改正石綿障害予防規則の施行等

2020年4月14日の「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策検討会最終報告書」を受けて石綿障害予防規則の改正が行われ、2020年10月1日以降順次施行されている。これに合わせて、「石綿総合情報ポータルサイト」が開設されている（<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>）。総トン数20トン以上の船舶の解体・改修工事を労働基準監督署への報告対象とする等の石綿則等の改正が2022年1月13日に行われたうえで、石綿の有無によらず一定の要件を満たす（解体部分の延べ床面積80m²以上、請負金額100万円以上、総トン数20トン以上等）建築物・船舶の解体・改修工事についての「事前調査結果等の届出制度の新設」が2022年4月1日に施行され、「石綿事前調査結果報告システム」も運用されている。関連して、2022年3月29日に環境省から、「アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）」、「建築物の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン（改訂版）」が公表されている。

2023年4月1日には「事前調査・分析調査を行う

者の要件新設」が施行されることになっている。

● アスベスト含有製品等の違法輸入対策

アスベスト含有珪藻土ガスマット等のリコール事件をきっかけに厚生労働省は、石綿をその重量の1%を超えて含有するおそれのある製品で厚生労働大臣が定めるもの(※)を輸入しようとする者は、当該製品の輸入の際に、一定の資格を有する者が作成した石綿の検出の有無等を記載した書面を取得し、石綿が含有しないことを確認しなければならないこと等とする石綿障害予防規則の改正を行い、2021年12月1日に施行されている(※=「珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類する板状の製品」)。「珪藻土バスマット等の輸入手続など」のページがつけられている(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00005.html)。

また、アスベストに限らず労働安全衛生法による製造等禁止物質を対象として、2021年6月29日に基発0629第2号「労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関手続について」が示されている。

● 剥離剤使用の塗料剥離作業対策通達

2020年8月17日付けで基安化発0817第1号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」が発出されたが、その後、同名の標題に「(改正)」「(再注意喚起)」等を付した通達・事務連絡が、2022年5月18日付け基安化発0518第1号を含めて7回発出されている。厚生労働省は「個別分野の化学物質対策について」ページ(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000149924.html>)で、最新情報のみであるが、紹介している。

4. 労災補償対策

● 新型コロナウイルス感染症の労災認定

厚生労働省は2022年2月15日付け労災発0215第1号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき

事項」で、「新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付」として、「感染症が消失した後も症状が持続し(罹患後症状があり)、呼吸器や循環器、精神・神経症状等に係る症状がみられる場合があることから、厚生労働省の『新型コロナウイルス感染症 診療の手引き 別冊罹患後症状のマネジメント(暫定版)』等を参考に医師の意見を確認し、療養や休業が必要と認められる場合には、労災保険給付の対象となることに留意すること」と指示した。その後、5月12日付けで基補発0512第1号「新型コロナウイルス感染症による罹患後症状の労災補償における取扱い等について」を示し、上記診療の手引きの「暫定版」が「第1版」に更新されたことを受けて、あらためて「罹患後症状については、業務により新型コロナウイルスに感染した後の症状であり療養等が必要と認められる場合は、労災保険給付の対象となる」ことを示した。

また、前出の労災補償業務運営上の留意事項通達は続けて「ワクチン接種を受けたことにより健康被害が生じた場合の労災保険給付」についてふれて、医療従事者等のワクチン接種については「業務遂行に必要な行為と認められ、労災保険給付の対象としている」としている。これは、2021年2月9日付け内閣官房・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について」等により医療従事者等がワクチン接種順位の上位に位置付けられたことを踏まえたものと思われるが、厚生労働省ウェブサイトの労働者の方向けQ&Aに追加されるかたちで示された。

さらに、認定基準-2020年4月28日付け基補発0428第1号「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」が、2021年6月24日付け基補発0624第1号により一部改正され、医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの以外のものの取扱いについて、「…調査した上で、必要に応じて医学専門家の意見も含めて判断すること」の下線部が追加されるとともに、本省報告も簡素化された。また、2020年5月1日付け職業病認定対策室長事務連絡「新型コロナウイルス感染症の労災保険給付請求に係る調査等に当たっての留意点について」が示されていたが、

労働安全衛生をめぐる状況

2021年5月11日付け職業病認定対策室長事務連絡「新型コロナウイルス感染症の労災認定実務要領」によって代えられ、2022年2月8日付け職業病認定対策室長事務連絡「新型コロナウイルス感染症の労災認定実務要領の一部改正について」で、「PCR検査が自主検査であって、自治体が健康観察の対象者とする場合においては、健康観察開始日を発病日とすることで差し支えない」とされた。

厚生労働省ウェブサイトで労災請求件数等情報の毎月の更新は継続されている。

● 労災保険特別加入制度の拡大

労働政策審議会労災保険分科会では、2020年に法改正が行われた「複数事業就業者に係る労災保険給付等」に続いて、第87回（2020年6月1日）以降、「特別加入制度の見直し」について対象範囲の拡大等について幅広く検討している。

検討の結果、2021年4月1日から、以下が労災保険の特別加入制度の対象に追加された。

- ① 芸能関係作業従事者
- ② アニメーション制作作業従事者
- ③ 柔道整復師
- ④ 創業支援等措置に基づき事業を行う高年齢者

2021年9月1日から、以下が追加された。

- ⑤ 自動車を使用して行う貨物の運送の事業
- ⑥ ITフリーランス

2022年4月1日から、以下が追加された。

- ⑦ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師

2022年7月1日から、以下が追加された。

- ⑧ 歯科技工士

厚生労働省ウェブサイトの「労災補償」ページで関連情報を提供している (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/index.html)。

● 建設アスベスト給付金制度の創設・施行

2021年5月17日の建設アスベスト訴訟最高裁判決を受けて、6月9日に議員立法により「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立して、「建設アスベスト給

付金制度」が創設された。12月1日に認定審査会と基金設置関係が施行、同時に「労災支給決定等情報提供サービス」と「個別周知」も開始され、2022年1月19日に法律のすべての規定が施行された。厚生労働省は「建設アスベスト給付金制度について」ページを開設して、関連情報を提供している (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kensetsu_kyufukin.html)。

また、2022年1月31日に第1回認定審査会が開催されて運営規定、運営方針、審査方針等が確認され、2月25日の第2回から審査・認定がはじまっている (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23508.html)。

● 石綿健康被害救済法三度目の改正

石綿健康被害救済法による労災時効救済（特別遺族給付金）については、2016年3月26日以前に死亡した者が対象で請求期限は2022年3月27日まで、2016年3月27日以降に死亡した者については、労災保険の時効-5年が経過すると（すなわち2021年3月27日以降）、労災保険（遺族補償給付）も労災時効救済（特別遺族給付金）も請求できなくなる。環境省所管救済の法施行前死亡救済も請求期限は2022年3月27日までで、危惧したとおり請求期限切れが生じてしまった。

しかし、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会を中心とした国会議員に対する働きかけから救済法の三度目の改正が実現し、2022年6月17日に施行された。労災時効救済については、対象範囲と請求期限が各々10年拡大・延長され、環境省所管救済の法施行前死亡救済の請求期限も10年延長され、未申請死亡救済の請求期限も10年延長されて死亡から25年となった。その他の救済法見直しに係る中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会における検討もはじまっている。

● 化学物質による疾病リストの見直し

2018年11月30日の「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」を受けて、労働基準法施行規則別表第1の2第4号の1の物質等の検討を

行う同検討会「化学物質による疾病に関する分科会」の作業が2019年7月19日からじまったが、2022年3月18日に検討結果報告書が公表された。

大臣告示の3物質について「症状又は障害」の追加、SDS交付義務対象物質から5つの化学物質と「症状又は障害」の組み合わせを大臣告示に追加、理美容師のシャンプー液等の使用による皮膚障害について2物質を大臣告示に追加、3物質について「血管運動神経障害」を削除し、「不整脈、血圧降下等の循環障害」または「狭心症発作」を追加することが勧告され、2022年度中に労働基準法施行規則第35条専門検討会を開催して、大臣告示の改正に向けた検討が行われる予定である。

● 脳・心臓疾患労災認定基準の改正

2021年7月16日に「脳・心臓疾患労災認定の基準に関する専門検討会」報告書が公表され、9月14日に「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」が改正された(基発0914第1号)。主な内容は、

- ① 労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化—時間外労働時間数の基準に至らないがそれに近い場合
- ② 労働時間以外の負荷要因の見直し—勤務間インターバルが短い勤務、身体的負荷を伴う業務などを評価対象に追加
- ③ 短期間の過重業務・異常な出来事について業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化—例示

● 精神障害労災認定基準の見直し

「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」が2021年12月7日から始まり、2022年5月31日までに4回開かれている。①精神障害の成因、認定要件とその考え方、②対象疾病、③業務による心理的負荷の評価(具体的出来事の追加・修正・統合等)、④業務以外の心理的負荷及び個体側要因の評価、⑤発病の有無、発病時期、悪化等の判断、自殺の取扱い、⑥療養及び治ゆ、⑦認定基準の運用が論点の案として示されているが、全国安全センターでは検討経過に合わせて対応することとして、

2022年4月28日に最初の申し入れを送っている。

● 「労働時間の的確な把握」

前出の労災補償業務運営上の留意事項通達でも「過労死等事案に係る的確な労災認定」の第1に「労働時間の的確な把握」を掲げ、2021年3月30日付けで200頁をこす基補発0330第1号「労働時間の認定に係る質疑応答・参考事例集」を的確に把握することとしている。日本労働弁護団「労働者の権利」通巻第344号でこの質疑応答・参考事例集の問題性が検討されているように、従来よりも労災認定における労働時間の把握を狭める方向に働いていることが危惧されている。

第2に「過労死等事案に係る関係部署との連携」として、2018年3月30日付け基監発0330第6号・基補発0330第5号「過労死等事案に係る監督部署と労災担当部署間の連携について」、2017年3月31日付け基監発0331第1号・基補発0331第6号・基勤発0331第1号・基安労発0331第1号『「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進に当たっての具体的手法について」等を踏まえるよう指示していて、第1と第2は一体の動きのように思われる。

● テレワーク中の労働災害の取り扱い

前出の労災補償業務運営上の留意事項通達では、「労働者がテレワーク中に負傷等した場合には、令和3年3月25日付け基発0325第2号・雇均発0325第3号『テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインについて』等に基づき、労働契約に基づいて事業主の支配下にあることによって生じた災害は、労災補償の対象になること、また、その際、私的行為等業務以外が原因であるものについては労災補償の対象とはならないといった基本的な考え方を踏まえ、適切に対応すること」と指示している。

● 前立腺がんと放射線被ばくの医学的知見

2022年6月28日に、電離放射線障害の業務上外に関する検討会がまとめた報告書「前立腺がんと放射線被ばくに関する医学的知見について」が公

労働安全衛生をめぐる状況

分類 大 小 CODE	疾病分類項目	年度別労災補償状況										
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
負傷(負傷を伴わない事故を含む。)		114,443	114,719	111,422	114,171	112,539	112,816	114,518	119,574	119,311	121,271	
01	骨折	59,032	59,843	58,916	60,997	59,676	60,414	61,557	64,462	64,096	65,214	
02	切断	3,886	3,720	3,578	3,496	3,420	3,344	3,150	3,188	3,031	2,862	
03	関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)	17,062	17,290	16,862	16,867	17,427	17,356	17,892	18,865	19,153	19,930	
04	打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)	16,585	16,762	15,117	16,429	15,937	16,165	16,465	17,185	17,271	17,610	
05	創傷(切作、裂創、刺創及び挫滅創を含む。)	13,842	13,245	13,112	12,730	12,432	11,752	11,630	12,060	11,870	11,892	
06	外傷性の脊椎損傷	655	630	665	652	646	608	650	622	604	575	
07	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)	390	429	405	371	398	376	372	368	451	434	
08	火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)	2,558	2,526	2,513	2,477	2,441	2,416	2,450	2,427	2,499	2,320	
12	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)	433	274	254	152	162	385	352	397	336	434	
疾病「補償件数」(表4参照)		9,176	9,143	8,872	9,141	8,574	8,512	8,644	9,170	9,359	13,920	
負傷+疾病合計「補償件数」		123,619	123,862	120,294	123,312	121,113	121,328	123,162	128,744	128,670	135,191	

表され、これを踏まえた「当面の労災補償の考え方」が示されている。

5. 労働災害・職業病の統計データ

● 労働災害の総件数

労働災害の総発生件数として公表されているデータは、今のところ存在していない。

労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」に、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、「休業3日以内」のものは、3か月分をまとめて提出しなければならない(労働安全衛生法施行規則第97条)。しかし、これに基づく「休業3日以内」のデータは公表されていない。

2007年8月7日に公表された総務省行政評価局の「労働安全衛生等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が、「休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、当該データの集計・分析や公表を行うなど、その利用を促進するこ

と」という所見を示し、厚生労働省が2008-09年度に委託した「行政支援研究：休業4日以上と4日未満の死傷災害の比較」研究報告書が、労働者死傷病報告書の様式改善の提案も示して、「休業4日未満労働災害データは、今後の労働災害防止対策の検討に有用である」と結論付けているにもかかわらず、具体的な対応はなされていない。

同報告書の対象には、労災非適用事業に係るものも含む一方で、労災保険の対象となる通勤災害や退職後に発症した職業病、労働者ではない労災保険特別加入者に係る死傷病等は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険新規受給者数を紹介している(表1(20頁)参照)。

「労災保険事業年報」は、2005年度分以降、厚生労働省ホームページ(統計情報・白書>各種統計調査>厚生労働統計一覧>労働者災害補償保険事業年報、<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/138-1b.html>)に掲載されている(当初は概況等のみで、2015年度分以降は全文を掲載。翌年7月頃にまず、前年度の「労災保険事業の保険給付等支払状況」が公表され、その後「労災保険事業年報」が掲載されるというかたちになっている)。

休業4日以上の死傷者数			
年/ 年度	労働者 死傷病報告 による	労災保険給付データ及 び労働者死傷病報告 (労災非適)による	傷病性質コー ド別労災補 償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
1988	223,470	226,318	
1989	216,118	217,964	
1990	207,581	210,108	
1991	196,803	200,633	
1992	186,532	189,589	
1993	180,575	181,900	
1994	173,517	176,047	
1995	164,998	167,316	
1996	160,712	162,862	
1997	154,489	156,726	
1998	144,838	148,248	
1999	141,055	137,316	
2000	139,974	133,948	
2001	140,149	133,598	
2002	132,339	125,918	142,688
2003	132,936	125,750	142,207
2004	132,248	122,804	139,024
2005	133,050	120,354	138,444
2006	134,298	121,378	140,308
2007	131,478	121,356	140,622
2008	129,026	119,291	134,751
2009	114,152	105,718	120,528
2010	116,733	107,759	123,592
2011	117,958	111,349	123,619
2012	119,576		123,862
2013	118,157		120,294
2014	119,535		123,312
2015	116,311		121,113
2016	117,910		121,328
2017	120,460		123,162
2018	127,329		128,744
2019	125,611		128,670
2020	131,156		135,191

注：2011年の届出・公表件数は東日本大震災を直接の原因とするもの(届出1,664人、公表2,827人)を除く。

また、毎年7月第1週の全国安全週間に向けて中央労働災害防止協会から発行されている『安全の指標』が1999年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになったが、そこで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数を紹介している。「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の

内訳が示されるようになったのは、2000年度版以降のことで、1999年12月21日に旧総務庁行政管理局が旧労働省に対して行った「労災保険業務に関する行政監察結果に基づく勧告・通知」のなかで、「労災保険財政に係る情報開示について…国民にわかりやすい形で公表すること」とされたのを受けて、「労災保険事業年報」の厚さが以前の2倍以上になってからのことである。

● 死亡災害・重大災害

「死亡災害発生状況」については、2012年までは5月頃に「前年における死亡災害・重大災害の発生状況」として公表されていたが、2014年からは「前年の労働災害発生状況」として死亡災害、死傷災害、重大災害を合わせて公表するようになった(なぜか2017年から重大災害がなくなり、死亡災害と死傷災害だけになってしまっている)。2022年は5月30日に公表されている。

厚生労働省ホームページでは、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>安全衛生関係統計・災害事例>労働災害発生状況で、2007年分からの「労働災害発生状況」統計が入手できるが、2015年分までは死亡災害、死傷災害、重大災害のデータが含まれているものの、2016年以降分には重大災害データが含まれていない(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei11/rousai-hassei/>)。

「死亡災害発生状況」は、『安全の指標』等でも紹介されており、出所は「死亡災害報告より作成」または「安全課調べ」と記載されている。

また、死亡災害に係る資料としては、労災保険統計の葬祭料・葬祭給付の支給件数を参照することもできる(発生時点ではなく、支給決定時点での集計で、請求の時効が5年であることに留意)。

なお、「重大災害発生状況」は、「重大災害報告より作成」したものとされ、「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故」のことをいう。

● 死傷災害

前述のとおり、2014年から「前年の労働災害発

生状況」の一部として公表されるようになってきている。

以前は「死傷災害（死亡災害及び休業4日以上の死傷災害）」の出所は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）より作成」とされてきたが、2012年分以降は、「労働者死傷病報告より作成」に代えられている。「労働者死傷病報告データの方が事故の型別分類等がなされていて、今後の対策に生かせるということで変更した。労働災害防止計画の数値目標等も労働者死傷病報告データによる」とのことである。前出の厚生労働省ホームページの「労働災害発生状況」統計に掲載されているデータも、同様に、2012年分から労働者死傷病報告データに代えられている。

他方、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>）の「労働災害統計」の各年の「死傷災害発生状況」のなかの、1988～1998年分の「死傷災害発生状況」のうち起因物別・事故の型別データは、明記はされていないものの「労働者死傷病報告」によるデータであろうと思われる。1999年分以降は「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況」とされている。

もうひとつ、情報公開法が施行されて、「職業病統計に関する一切」を開示請求するようになってから全国安全センターが毎年開示させている「傷病性質コード別労災補償状況」の2002年度分以降に、「負傷（負傷を伴わない事故を含む）」データも掲載されるようになった。内容は、前頁表のとおりである（2009年度以前分は省略）。

この「負傷」合計件数に、その後続く疾病件数（表4（29頁）参照）を合わせた「負傷+疾病」の合計件数が、9休業4日以上の死傷災害の「補償件数」であろうと考えられる。

「労働者死傷病報告」によるデータは、素直に考えれば、事業主が届け出た報告の件数をそのまま集計したものであろう（「届出件数」と呼ぶことにする）。それと、2011年以前に公表されてきた「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）」による数字（「公表件数」と呼ぶ）、さらに「補償件数」を並べてみると、別掲表のようになる。

補償件数には、労働者死傷病報告書を届け出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者

や退職後の発症・死亡等も含まれる。理屈で考えれば、それらを除いた業務災害分だけの補償件数に労災非適用事業に係る労働者死傷病報告件数を加えたものが公表件数ということになりそうな気がするが、そのような説明がなされたことはない。また、公表件数は、（負傷に限定したとしても）補償件数よりもかなり少なく、そのような事情だけでは説明できそうにない。なお、1999年以降、届出件数が公表件数を上回り（網掛け部分）、実際に届け出られた件数よりも少ない件数しか公表されていない状況が続いていたことになる。

どのような理由で、どのように算定されたのかわからない数字が、長年、死傷災害の公表件数とされ、労働災害防止計画等の数値目標としても用いられてきたということ自体が、実に不可解ではある。

● 業務上疾病

厚生労働省ホームページの、分野別の政策 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係統計・災害事例に、2004年分以降の「業務上疾病発生状況等調査」へのリンクが設定されるようになった（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09976.html）。報道発表資料のところには掲載がなく、労働基準分野のトピックス一覧の記載から掲載日が確認できていたのだが、2018年以降分については掲載がみあたらない。

ここにある「業務上疾病発生状況（業種別・疾病別）」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のもので、出所は「業務上疾病調」と記載されており、全国労働衛生週間（10月1～7日）に向けて中央労働災害防止協会から発行されている『労働衛生のしおり』掲載のものと同じものである。後掲の表2（22頁）及び次頁表では、これを「公表件数」として示している。

どちらも、2014年分以降、「死亡」の内数が示されるようになるとともに、熱中症、脳・心臓疾患等、精神障害、その他の内訳も示されるようになった。

この公表件数がどのように算定されているかも、闇の中であった。以前、情報公開法に基づく開示請求も行って厚生労働省に説明を求めたところ、「公表件数」は、労働者死傷病報告をそのまま集

業務上疾病			
年/年度	労働者死傷病報告による	「業務上疾病調」によるとされる	傷病性質コード別労災補償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
2002		7,502	9,045
2003		8,055	8,806
2004	7,159	7,609	8,858
2005	7,413	8,226	9,271
2006	7,635	8,369	11,171
2007	8,099	8,684	10,456
2008	8,341	8,874	10,148
2009	6,968	7,491	8,862
2010	8,111	8,111	9,457
2011	7,779	7,779	9,176
2012	7,743	7,743	9,143
2013	7,310	7,310	8,872

計しているのではなく、例えば、「非災害性」（第3号）として届け出られた「腰痛」を、事情を確認したうえで「災害性」＝「負傷による腰痛」（第1号）に振り替え、また、「じん肺及びその合併症」については、届出件数ではなく労災保険給付データを使っている等との説明がなされた。しかし、処理方法を示した文書は存在していないという回答であった。

他方、前出の「職場のあんぜんサイト」には、2004～2009年分について、「労働者死傷病報告」によると明記された「業種別・年別業務上疾病発生状況」データも示されている。2010～2013年分については、「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況（確定値）」でダウンロードできるエクセル・ファイルのなかに、死亡・休業別内訳も示された「業種別・傷病分類業務上疾病発生状況」のシートが含まれていたのだが、いつの間にか消されてしまい、2014年分以降も同じである。かつて得られたものも含めて、「労働者死傷病報告」によるデータを「届出件数」と呼ぶことにする。

「補償件数」については、驚くべきことに厚生労働省ホームページには一切掲載されてこなかった。いつできたのか不明だが、厚生労働省ホームページの、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>労災補償>業務上疾病の認定>業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）のページがつけられ、最初は2017年度分、その後更新されて現在は

2020年度分のみが掲載されている。各年度分の継続的公表を望みたい（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyomu_00531.html）。

この調査結果には、第一～十一（2009年分以前は一～九）号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業がん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害に係る都道府県別データなどが収録されている。この元となる調査については、毎年度、補償課長から指示が出されており、調査内容は微妙に変化している。2021年度は、基補発0802第1号「業務上疾病の労災補償状況調査について」で指示され、12月17日付け補償課職業病認定対策室長補佐事務連絡「令和2年度『業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）』について」で調査結果が通知されている。

全国安全センターは、情報公開法を使って、1999年度分以降毎年度、「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」の開示請求を行っている。実際に開示されるのは、①「業務上疾病の労災補償状況調査（全国計）」、②「傷病性質コード別労災補償状況」（16頁の表（負傷（負傷を伴わない事故を含む））と表4（29頁－業務上疾病）を合わせた内容）、③「都道府県別請求・決定状況確認表」（表5（32頁）の内容の都道府県別データ）、④「疾病別都道府県別件数表」（表9（42頁）の内容）、⑤「〇年度労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病に係る新規支給件数」と題された表6（33頁）の内容である。

「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべて」を開示請求しているが、毎年開示されている②～⑤は表紙すらない集計表だけである（①は表紙と目次がついている）。

これらのデータは、本誌以外で紹介されることはほとんどないと言ってよい。

別掲表に、「届出件数」「公表件数」「補償件数」を並べてみた。2010～2013年分の届 [54頁に続く]

労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度 /年*	労災保険適用 事業場数	労災保険適用 労働者数	死亡災害 発生状況*	死傷災害発生 状況(休業 4(8)日以上)*	労災保険新 規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償) 年金新規 受給者数	障害・傷病 新規受給者 数合計
						新規受 給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005	2,630,805	49,184,518	1,514	120,354	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503
2006	2,642,570	50,707,376	1,472	121,378	606,645	25,188	22,787	2,401	551	25,739
2007	2,642,607	51,313,223	1,357	121,356	607,348	25,236	22,811	2,425	635	25,871
2008	2,632,696	52,418,376	1,268	119,291	604,139	24,702	22,404	2,298	782	25,484
2009	2,621,343	52,788,681	1,075	105,718	534,623	24,127	21,813	2,314	578	24,705
2010	2,622,356	52,487,983	1,195	107,759	574,958	22,663	20,487	2,176	651	23,314
2011	2,627,669	52,741,870	1,024	111,349	614,914	22,075	19,967	2,108	547	22,622
2012	2,645,473	53,236,873	1,093	119,576	606,886	22,408	20,377	2,031	547	22,955
2013	2,676,910	54,294,921	1,030	118,157	602,927	22,326	20,265	2,061	429	22,755
2014	2,707,702	55,408,173	1,057	119,535	619,599	22,381	20,381	2,000	471	22,852
2015	2,746,576	56,293,670	972	116,311	618,149	21,885	19,980	1,905	469	22,354
2016	2,787,965	57,484,440	928	117,910	626,526	21,014	19,102	1,912	410	21,424
2017	2,828,062	58,361,548	978	120,460	650,534	20,557	18,730	1,827	356	20,913
2018	2,851,699	59,567,292	909	127,329	686,513	20,670	18,888	1,782	386	21,056
2019	2,858,309	60,433,277	845	125,611	687,455	20,953	19,235	1,718	317	21,270
2020	2,911,191	61,344,331	802	131,156	653,355	47,466	45,674	1,792	353	47,819
2021			867	149,918						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は暦年。それ以外は年度で、業務災害及び通勤災害を含む。
「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。
「死傷災害発生状況」は、2011年以前は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)、2012年以降は労働者死傷病報告による。
1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人を含んでいない。
2011年の「死亡災害発生状況」「死傷災害発生状況」には、東日本大震災による1,314人、2,827人を含んでいない。
2020/21年の「死亡災害発生状況」と「死傷災害発生状況」には、新型コロナウイルス感染症による18人/89人と6,041人/19,332人を含んでいる。

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	各年度末年金受給者数						
		新規受 給者数	一時金	年金		合計	傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金	
							計	じん肺	せき損			その他
1947	1,248	1,245	1,245									
1950	4,412	4,585	4,585									
1955	5,010	5,107	5,107									
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739
2006	4,017	5,973	1,091	4,882	7,834	223,240	10,581	6,564	2,301	1,716	96,733	115,926
2007	3,865	4,837	940	3,897	6,957	223,735	10,103	6,140	2,263	1,700	96,512	117,120
2008	3,703	4,222	926	3,556	6,376	223,592	9,785	5,890	2,199	1,696	95,989	117,818
2009	3,591	4,124	941	3,444	6,075	223,139	9,316	5,415	2,173	1,728	95,610	118,213
2010	3,621	4,262	895	3,367	6,194	222,280	8,929	5,097	2,119	1,713	94,914	118,437
2011	5,509	6,057	1,348	4,709	7,364	222,192	8,412	4,688	2,050	1,674	94,094	119,686
2012	3,552	4,519	980	3,539	6,117	220,592	7,897	4,261	1,994	1,642	93,072	119,623
2013	3,317	4,020	923	3,097	5,587	218,434	7,399	3,879	1,943	1,577	92,003	119,032
2014	3,462	3,965	960	3,005	5,476	216,226	6,942	3,473	1,883	1,586	90,926	118,358
2015	3,046	3,722	852	2,870	5,244	213,822	6,524	3,144	1,841	1,539	89,787	117,511
2016	2,993	3,653	893	2,760	5,082	210,810	6,079	2,773	1,772	1,534	88,460	116,271
2017	2,919	3,416	880	2,536	2,632	207,601	5,647	2,411	1,739	1,497	87,121	114,833
2018	2,909	3,472	914	2,558	4,726	202,332	5,242	2,125	1,655	1,462	85,770	111,320
2019	2,671	3,185	833	2,352	4,387	200,745	4,855	1,853	1,582	1,420	84,336	111,554
2020	6,868	4,195	1,764	2,431	4,576	197,427	4,580	1,656	1,533	1,391	83,008	109,839
2021												

注) 遺族(補償)年金新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計
 障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。
 傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補償へ移行した者の件数。
 2019年度以降の労災保険給付件数データには、毎月勤労統計調査での不適切調査による追加給付の件数が含まれている(とくに2020年度に集中。
 葬祭料・葬祭給付、障害(補償)給付、遺族(補償)給付、傷病(補償)年金の当該年度新規受給者数については注意が必要である)。
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-1 業務上疾病の発生状況

号	一			二			三			四			五		
	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病(がんを除く)―有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病―腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病(がんを除く)―労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病―じん肺及びその合併症		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
2005	5,829	4,660	1,169	459	649	-190	425	1,223	-798	315	209	106	767	1,172	-405
2006	5,962	5,051	911	487	619	-132	432	1,449	-1,017	332	298	34	765	1,165	-400
2007	6,252	5,094	1,158	552	747	-195	518	1,494	-976	270	204	66	640	1,032	-392
2008	6,625	5,075	1,550	502	609	-107	490	1,465	-975	231	215	16	587	850	-263
2009	5,721	4,457	1,264	328	479	-151	388	1,223	-835	200	195	5	531	812	-281
2010	5,819	4,620	1,199	865	932	-67	394	1,233	-839	232	219	13	516	800	-284
2011	5,654	4,516	1,138	651	774	-123	381	1,149	-768	267	244	23	439	712	-273
2012	5,688	4,412	1,276	684	797	-113	372	1,193	-821	216	237	-21	361	581	-220
2013	5,253	4,261	992	785	879	-94	346	1,221	-875	221	218	3	334	448	-114
2014	5,445	4,511	934	665	708	-43	420	1,406	-986	205	228	-23	263	438	-175
2015	5,339	4,204	1,135	695	692	3	419	1,323	-904	256	192	64	251	329	-78
2016	5,574	4,127	1,447	703	731	-28	311	1,308	-997	228	191	37	210	321	-111
2017	5,963	4,221	1,742	773	756	17	378	1,322	-944	227	213	14	191	333	-142
2018	5,937	4,263	1,674	1,437	1,264	173	457	1,391	-934	270	210	60	165	277	-112
2019	6,015	4,460	1,555	1,118	1,019	99	457	1,519	-1,062	225	210	15	164	272	-108
2019	6,533	4,491	2,042	1,214	1,071	143	462	1,441	-979	253	213	40	127	222	-95
合計	318,159	258,304	59,855	32,448	34,428	-1,980	19,118	61,162	-42,044	14,207	10,550	3,657	43,386	46,695	-3,309

注) 各号の左欄の数字は、厚生労働省「業務上疾病発生状況」から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年(暦年)中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、と説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの。厚生労働省労働

号	六			七			八・九・十・十一			二～十一			一～十一		
	細菌、ウイルス等の病原体による疾病			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病			その他業務に起因することの明らかな疾病等			職業性疾病 (二号から十一号までの小計)			計		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,547	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	95	-92	60	533	-473	2,225	4,396	-2,171	7,502	9,046	-1,544
2003	132	136	-4	2	143	-141	48	434	-386	2,194	4,163	-1,969	8,055	8,810	-755
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
2005	248	158	90	5	732	-727	178	461	-283	2,397	4,604	-2,207	8,226	9,264	-1,038
2006	241	214	27	1	1,810	-1,809	149	565	-416	2,407	6,120	-3,713	8,369	11,171	-2,802
2007	257	200	57	9	1,021	-1,012	186	664	-478	2,432	5,362	-2,930	8,684	10,456	-1,772
2008	207	205	2	10	1,080	-1,070	222	649	-427	2,249	5,073	-2,824	8,874	10,148	-1,274
2009	137	133	4	10	1,033	-1,023	176	530	-354	1,770	4,405	-2,635	7,491	8,862	-1,371
2010	126	110	16	6	949	-943	153	594	-441	2,292	4,837	-2,545	8,111	9,457	-1,346
2011	160	189	-29	5	957	-952	222	635	-413	2,125	4,660	-2,535	7,779	9,176	-1,397
2012	186	155	31	4	954	-950	232	814	-582	2,055	4,731	-2,676	7,743	9,143	-1,400
2013	182	160	22	6	939	-933	183	746	-563	2,057	4,611	-2,554	7,310	8,872	-1,562
2014	202	142	60	6	933	-927	209	775	-566	1,970	4,630	-2,660	7,415	9,141	-1,726
2015	201	186	15	3	922	-919	204	726	-522	2,029	4,370	-2,341	7,368	8,574	-1,206
2016	125	129	-4	3	946	-943	186	759	-573	1,766	4,385	-2,619	7,340	8,512	-1,172
2017	105	115	-10	0	924	-924	207	761	-554	1,881	4,424	-2,543	7,844	8,645	-801
2018	171	133	38	1	929	-928	246	703	-457	2,747	4,907	-2,160	8,684	9,170	-486
2019	113	122	-9	2	1,029	-1,027	216	728	-512	2,295	4,899	-2,604	8,310	9,359	-1,049
2020	6,291	4,705	1,586	1	968	-967	157	809	-652	8,505	9,429	-924	15,038	13,920	1,118
合計	11,271	11,277	-6	152	17,987	-17,835	3,861	17,829	-13,968	124,443	199,928	-75,485	442,602	458,232	-15,630

基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。

2020年の六の公表件数6,291件のうち6,041件、補償件数4,705件のうち4,545件は新型コロナウイルス感染症である。

「合計」は、1979年度分からの合計である。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-2 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

分類	三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	三-1			三-2			三-3			三-4			三-5		
	重激な業務による筋肉、 腱、骨若しくは関節の 疾患又は内臓脱 (重激業務)			重量物を取り扱う業務、 腰部に過度の負担を与 える不自然な作業姿勢に より行う業務その他腰部 に過度の負担のかかる 業務による腰痛 (非災害性腰痛)			さく岩機、チェーンソー等 の機械器具の使用により 身体に振動を与える業務 による手指、前腕等の末 梢循環障害、末梢神経 障害又は運動機能障害 (振動障害)			電話交換の業務その他 上肢に過度の負担のか かる業務による手指の痙 攣、手指、前腕等の腱、 腱鞘若しくは腱周囲の 炎症又は頸肩腕症候群 (上肢障害)			1から4までに掲げるもの ほか、これらの疾病に付 随する疾病その他身体に 過度の負担のかかる作業 態様の業務に起因する ことの明らかな疾病 (その他)		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47
2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
2005	105	133	-28	55	45	10	4	317	-313	180	711	-531	81	17	64
2006	92	126	-34	31	71	-40	6	308	-302	233	924	-691	70	20	50
2007	119	160	-41	57	63	-6	5	315	-310	245	940	-695	92	16	76
2008	89	137	-48	47	72	-25	3	251	-248	246	986	-740	105	19	86
2009	109	136	-27	54	81	-27	3	267	-264	163	726	-563	59	13	46
2010	117	174	-57	58	79	-21	5	263	-258	141	707	-566	73	10	63
2011	87	172	-85	56	40	16	4	272	-268	161	659	-498	73	6	67
2012	90	196	-106	43	53	-10	9	296	-287	139	641	-502	91	7	84
2013	86	206	-120	50	28	22	2	306	-304	140	673	-533	68	8	60
2014	124	244	-120	41	52	-11	3	281	-278	168	823	-655	84	6	78
2015	125	214	-89	29	39	-10	5	276	-271	182	787	-605	78	7	71
2016	75	189	-114	29	49	-20	2	286	-284	153	780	-627	52	4	48
2017	143	189	-46	27	49	-22	4	291	-287	159	834	-675	73	5	68
2018	119	121	-2	27	68	-41	5	281	-276	217	916	-699	89	5	84
2019	118	136	-18	33	82	-49	4	285	-281	210	1,013	-803	92	3	89
2020	143	169	-26	34	79	-45	2	269	-267	200	921	-721	83	3	80

表2-4 「その他業務に起因することの明らかな疾病」等の発生状況

分類	二-4														
	八			九			十一			異常温度条件による疾病					
	過重な業務による脳血管 疾患・心臓疾患等			強い心理的負荷を伴う 業務による精神障害			その他業務に起因するこ との明らかな疾病			熱中症			熱中症以外の異常温度 条件による疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2014	75	277	-202	39	497	-458	95	0	95	423	332	91	196	60	136
2015	73	251	-178	57	472	-415	74	1	73	464	323	141	178	43	135
2016	69	260	-191	46	496	-450	71	0	71	462	373	89	188	56	132
2017	81	253	-172	55	506	-451	71	0	71	544	414	130	175	56	119
2018	76	238	-162	48	465	-417	122	0	122	1,178	879	299	216	72	144
2019	51	216	-165	58	509	-451	107	2	105	829	631	198	210	388	-178
2020	37	194	-157	62	608	-546	58	5	53	959	709	250	200	72	128

注) 表2-1の注に同じ。

表2-3 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	一 業務上の負傷に起因する疾病						二 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	一-1			一-2			二-1			二-2			二-3		
	負傷による腰痛			一-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2000	4,622	2,749	1,873	783	1,595	-812	5	9	-4	3	3	0	7	14	-7
2001	4,793	3,106	1,687	859	1,494	-635	6	7	-1	1	0	1	5	11	-6
2002	4,334	3,170	1,164	943	1,480	-537	5	4	1	0	1	-1	3	16	-13
2003	4,765	3,280	1,485	1,096	1,367	-271	8	9	-1	0	3	-3	8	15	-7
2004	4,377	3,158	1,219	993	1,372	-379	7	6	1	0	2	-2	11	21	-10
2005	4,840	3,271	1,569	989	1,389	-400	7	10	-3	0	0	0	16	24	-8
2006	4,889	3,506	1,383	1,073	1,545	-472	6	3	3	0	0	0	20	25	-5
2007	5,230	3,727	1,503	1,022	1,367	-345	9	5	4	0	0	0	18	25	-7
2008	5,509	3,736	1,773	1,116	1,339	-223	7	11	-4	1	0	1	6	20	-14
2009	4,816	3,280	1,536	905	1,177	-272	9	11	-2	1	1	0	3	19	-16
2010	4,960	3,361	1,599	859	1,259	-400	8	9	-1	0	2	-2	10	19	-9
2011	4,766	3,190	1,576	888	1,326	-438	3	11	-8	0	2	-2	12	22	-10
2012	4,789	3,148	1,641	899	1,264	-365	6	20	-14	0	3	-3	11	31	-20
2013	4,388	3,008	1,380	865	1,253	-388	9	11	-2	0	0	0	21	16	5
2014	4,583	3,170	1,413	862	1,341	-479	3	5	-2	1	1	0	13	23	-10
2015	4,521	2,950	1,571	818	1,254	-436	5	10	-5	0	0	0	15	23	-8
2016	4,722	2,894	1,828	852	1,233	-381	9	10	-1	0	0	0	10	26	-16
2017	5,051	2,935	2,116	912	1,286	-374	5	6	-1	0	2	-2	19	21	-2
2018	5,016	2,935	2,081	921	1,328	-407	5	9	-4	0	1	-1	11	23	-12
2019	5,132	3,101	2,031	883	1,359	-476	13	8	5	0	0	0	22	23	-1
2020	5,582	3,136	2,446	951	1,355	-404	9	6	3	0	0	0	6	7	-1

分類	二 物理的因子による疾病(がんを除く)									四 化学物質等による疾病(がんを除く)					
	二-4			二-5			二-6			四-1			四-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			二-1～二-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			四-1以外の「化学物質等による疾病」		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2000	419	176	243	13	515	-502	14	1	13	21	25	-4	302	202	100
2001	478	272	206	9	532	-523	18	2	16	15	13	2	254	141	113
2002	407	235	172	9	498	-489	19	0	19	10	17	-7	287	186	101
2003	394	218	176	8	481	-473	29	4	25	5	8	-3	311	188	123
2004	467	277	190	9	453	-444	19	7	12	11	19	-8	284	199	85
2005	397	236	161	10	377	-367	29	2	27	9	27	-18	306	181	125
2006	422	273	149	12	314	-302	27	4	23	12	38	-26	320	260	60
2007	474	337	137	9	374	-365	42	6	36	12	13	-1	258	191	67
2008	463	278	185	9	295	-286	16	5	11	11	11	0	220	194	26
2009	288	169	119	10	276	-266	17	3	14	9	10	-1	191	185	6
2010	816	584	232	9	315	-306	22	3	19	4	10	-6	228	209	19
2011	606	441	165	8	297	-289	22	1	21	10	6	4	257	238	19
2012	631	412	219	10	328	-318	26	3	23	12	11	1	204	226	-22
2013	724	485	239	4	365	-361	27	2	25	16	4	12	206	214	-8
2014	619	392	227	6	287	-281	23	0	23	4	12	-8	201	216	-15
2015	642	366	276	7	291	-284	26	2	24	9	4	5	247	188	59
2016	650	429	221	6	265	-259	28	1	27	13	14	-1	215	177	38
2017	719	470	249	8	257	-249	22	0	22	5	8	-3	222	205	17
2018	1,394	951	443	2	279	-277	25	1	24	7	8	-1	263	202	61
2019	1,039	703	336	9	284	-275	35	1	34	5	8	-3	220	202	18
2020	1,159	781	378	11	275	-264	29	2	27	12	6	6	241	207	34

労働安全衛生をめぐる状況

表3-1 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	81,986	1,661,201	101,039	6.1%
2005	97,238	12,099,886	5,855,413	48.4%	72	85,938	1,739,513	107,777	6.2%
2006	101,294	12,547,368	6,162,931	49.1%	72	88,577	1,883,529	114,142	6.1%
2007	104,177	12,796,048	6,385,219	49.9%	72	88,556	1,955,230	123,809	6.3%
2008	112,180	14,005,978	7,181,567	51.3%	72	91,016	2,099,488	135,540	6.5%
2009	105,476	12,995,607	6,799,421	52.3%	72	86,879	1,985,552	122,841	6.2%
2010	116,780	14,539,258	7,629,997	52.5%	72	92,879	2,138,360	134,272	6.3%
2011	108,525	13,121,381	6,913,366	52.7%	72	90,217	2,093,544	129,499	6.2%
2012	110,104	13,096,696	6,900,380	52.7%	72	92,394	2,101,445	131,454	6.3%
2013	112,328	13,262,069	7,031,313	53.0%	72	101,452	2,229,617	134,434	6.0%
2014	114,982	13,492,886	7,183,780	53.2%	72	110,489	2,347,420	135,678	5.8%
2015	115,806	13,476,904	7,222,817	53.6%	72	129,812	2,575,063	144,842	5.6%
2016	118,031	13,650,292	7,338,890	53.8%	72	140,351	2,715,575	154,762	5.7%
2017	119,726	13,597,456	7,353,945	54.1%	72	145,751	2,803,099	163,247	5.8%
2018	120,914	13,617,710	7,559,845	55.5%	72	149,338	2,897,286	171,447	5.9%
2019	150,914	18,115,778	10,323,944	57.0%	72	162,029	3,196,111	197,928	6.2%
2020	116,717	12,480,197	7,301,931	58.5%	72	149,338	2,886,849	164,214	5.7%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。網掛部分は「現在数値を精査中」とされている。
1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。「定期健康診断」の2016～18年度の数値は「現在数値を精査中」とされている。

年度	じん肺健康診断							合併症 り患者数	有所見率
	受診 労働者数	管理1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見者合計			
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%	
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%	
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%	
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%	
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%	
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%	
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%	
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%	
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%	
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%	
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%	
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%	
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%	
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%	
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%	
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%	
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%	
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%	
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%	
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%	
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%	
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%	
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%	
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%	
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%	
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%	
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%	
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%	
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%	
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%	
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%	
2005	196,841		5,245	713	14	5,972	7	3.0%	
2006	225,183		5,167	729	12	5,908	10	2.6%	
2007	224,651		4,637	620	7	5,264	7	2.3%	
2008	244,993		4,146	592	14	4,752	4	1.9%	
2009	213,784		3,951	494	10	4,455	4	2.1%	
2010	243,636		3,445	459	11	3,915	9	1.6%	
2011	234,477		2,843	378	14	3,235	6	1.4%	
2012	235,923		2,633	324	8	2,965	7	1.3%	
2013	243,740		2,186	295	12	2,493	5	1.0%	
2014	251,730		1,967	246	12	2,225	1	0.9%	
2015	249,759		1,691	229	15	1,935	3	0.8%	
2016	269,763		1,573	221	13	1,807	2	0.7%	
2017	262,056		1,456	219	9	1,684	4	0.6%	
2018	279,405		1,161	195	10	1,366	3	0.5%	
2019	318,984		1,011	187	13	1,211	4	0.4%	
2020	271,502		945	159	12	1,116	2	0.4%	

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表3-2 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

(%)

年度	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	聴力 (その他)	胸部X 線検査	喀痰 検査	血圧	貧血 検査	肝機能 検査	血中脂 質検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電図 検査	有所見 者率
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
2005	3.7	8.2		3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4
2006	3.6	8.2		3.9	1.8	12.5	6.9	15.1	30.1	8.4	2.9	3.7	9.1	49.1
2007	3.6	8.1		4.0	2.0	12.7	7.0	15.1	30.8	8.4	2.8	4.0	9.2	49.9
2008	3.6	7.9		4.1	2.0	13.8	7.4	15.3	31.7	9.5	2.7	4.1	9.3	51.3
2009	3.6	7.9		4.2	1.8	14.2	7.6	15.5	32.6	10.0	2.7	4.2	9.7	52.3
2010	3.6	7.6		4.4	2.0	14.3	7.6	15.4	32.1	10.3	2.6	4.4	9.7	52.5
2011	3.6	7.7		4.3	1.7	14.5	7.6	15.6	32.2	10.4	2.7	4.2	9.7	52.7
2012	3.6	7.7		4.3	2.2	14.5	7.4	15.1	32.4	10.2	2.5	4.2	9.6	52.7
2013	3.6	7.6		4.2	1.9	14.7	7.5	14.8	32.6	10.2	2.5	4.2	9.7	53.0
2014	3.6	7.5		4.2	1.9	15.1	7.4	14.6	32.7	10.4	2.5	4.2	9.7	53.2
2015	3.5	7.4		4.2	1.8	15.2	7.6	14.7	32.6	10.9	2.5	4.3	9.8	53.6
2016	3.6	7.4		4.2	1.8	15.4	7.8	15.0	32.2	11.0	2.7	4.3	9.9	53.8
2017	3.6	7.3		4.2	1.9	15.7	7.8	15.2	32.0	11.4	2.8	4.4	9.9	54.1
2018	3.7	7.4		4.3	2.3	16.1	7.7	15.5	31.8	11.7	2.8	4.3	9.9	55.5
2019	3.5	6.9		4.6	1.6	16.2	7.7	15.9	32.0	11.9	2.9	4.4	10.0	57.0
2020	3.9	7.4		4.5	2.1	17.9	7.7	17.0	33.3	12.1	3.2	4.0	10.3	58.5

注) 「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値である。

網掛部分=2016~18年度の数値は「現在数値を精査中」とされている。

表4 業務上疾病の新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2016	2017	2018	2019	2020
一			業務上の負傷に起因する疾病	4,127	4,221	4,263	4,460	4,491
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	459	515	574	532	557
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	49	45	42	65	57
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	178	187	143	156	190
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	2,894	2,935	2,935	3,101	3,136
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	68	58	63	86	80
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	154	146	155	163	147
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	271	285	304	302	262
	08		爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	36	23	29	39	36
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	18	27	18	16	26
二			物理的因子による次に掲げる疾病	731	756	1,264	1,019	1,071
			(有害光線による疾病)					
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	7	3	7	4	5
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	1			2	
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	2	3	1	2	1
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患			1		
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害		2	1		
			(皮膚障害)					
			(白内障)					
			(急性放射線症)					
			(再生不良性貧血)					
			(造血器障害)					
			(異常気圧による疾病)					
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	10	10	8	7	2
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	16	11	15	16	5
			(異常温度条件による疾病)					
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	373	414	879	631	709
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	31	20	30	40	27
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	25	36	42	32	45
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	265	257	279	284	275
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死					
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1		1	1	2
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,308	1,322	1,391	1,519	1,441
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	189	143	121	136	169
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	49	49	68	82	79
3	03		ざく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	286	291	281	285	269
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	780	834	916	1,013	921
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	4	5	5	3	3

労働安全衛生をめぐる状況

分類 大小	CODE	疾病分類項目	年度				
			2016	2017	2018	2019	2020
四		化学物質等による次に掲げる疾病	191	213	210	210	213
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの（内訳は表6参照）	70	71	62	69	67
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患					
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患		3	3	2	3
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	17	11	14	15	11
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	4	1	1	1	5
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1	4	2	2	19
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	11	3	5	6	4
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	55	88	87	77	69
	08	（良性石綿胸水）	(20)	(39)	(34)	(27)	(22)
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(35)	(49)	(53)	(50)	(47)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	14	8	8	8	6
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	19	24	28	30	29
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	321	332	277	272	222
	01	（管理4）	(102)	(111)	(96)	(90)	(83)
	02	（肺結核）	(2)	(4)	(3)	(6)	(3)
	03	（結核性胸膜炎）				(3)	
	04	（続発性気管支炎）	(149)	(149)	(120)	(117)	(82)
	05	（続発性気管支拡張症）	(3)	(2)	(3)	(1)	(3)
	06	（続発性気胸）	(17)	(25)	(15)	(19)	(13)
	07	（原発性肺がん）	(48)	(41)	(40)	(36)	(38)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	129	115	133	122	4,705
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	101	74	94	88	112
	01	（患者の診療の業務）	(9)	(15)	(10)	(8)	(6)
	02	（患者の看護の業務）	(37)	(25)	(32)	(29)	(34)
	03	（介護の業務）	(51)	(31)	(49)	(49)	(72)
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）	(4)	(3)	(3)	(2)	
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	2	1	7	3	3
3	06	湿潤地における業務によるウイルス病等のレプトスピラ症	2	1		1	1
4	07	屋外における業務による恙虫病	10	9	7	11	15
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	14	30	25	19	29
lor5		新型コロナウイルス感染症					4,545
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	946	924	929	1,029	968
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	2	3	1	
2	02	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	3	1	1	1
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん					
7	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					
8	07-08	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	926	899	910	1,016	947

大	小	分類 CODE	疾病分類項目	年度				
				2016	2017	2018	2019	2020
	8	07	(石綿に曝される業務による肺がん)	(386)	(335)	(376)	(375)	(340)
		08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(540)	(564)	(534)	(641)	(607)
	9	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病					
	10	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん					
	14	12-18	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	2	2	2	1	6
		12	(白血病)	(1)	(1)		(1)	
		13	(肺がん)			(1)		
		14	(皮膚がん)		(1)			(6)
		15	(骨肉腫)					
		16	(甲状腺がん)	(1)		(1)		
		17	(多発性骨髄腫)					
		18	(非ホジキンリンパ腫)					
	15	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
	16	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
	17	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	2	10	10	3	3
	18	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん		2			1
	19	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
	20	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん					
	21	25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	1		1		
	6	26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん					
	12	27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	1	1		4	1
	13	28	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん				2	3
	11	28	オルトトリイジンにさらされる業務による膀胱がん	1	1	1	1	1
	22	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	7	4	1		5
八	01		長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	260	253	238	216	194
			(脳血管疾患)	(154)	(159)	(142)	(135)	(113)
			(虚血性心疾患等)	(106)	(94)	(96)	(81)	(81)
九	01		人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	498	506	465	509	608
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	1	2	0	2	2
		01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患	(1)	(2)		(1)	(2)
		02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん					
		03	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍				(1)	
十一	01		その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	1	5
			[じん肺症患者に発生した肺がん]2003年度以降第五号へ移行					
			[脳血管疾患/虚血性心疾患等]2010年度以降第八号へ移行					
			[精神障害等]2010年度以降第九号へ移行					
			合計	8,512	8,644	9,170	9,359	13,920
			A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	8,467	8,581	9,110	9,305	13,847
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	45	63	60	54	73
			A/(A+B)	99.5%	99.3%	99.3%	99.4%	99.5%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上かけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

労働安全衛生をめぐる状況

表5 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(情報が開示されているもの)

分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	2018(平成30)年度			2019(令和元)年度			2020(令和2)年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
三二	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	187	68	109	192	82	93	228	79	137
三四	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	1,542	916	474	1,634	1,013	479	1,507	921	507
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,099	931	99	1,145	1,029	77	1,038	963	74
1	ベンゼンにさらされる業務による尿路系腫瘍	3	3	1	1	1	0	0	0	0
2	ベータナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	1	0	0	1	0	1	1	0
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	1	0	0	0	0	0
7	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	石綿にさらされる業務による肺がん	649	534	31	677	641	21	408	340	45
8	石綿にさらされる業務中皮腫	417	376	61	443	375	45	615	607	26
9	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0	1	0	0
10	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫				1	0	0	0	0	0
11	オルト-トルイジンにさらされる業務による膀胱がん	0	0	0	2	1	2	0	1	0
12	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	2	0	0	2	4	2	2	1	0
13	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん	3	1	2	3	2	1	2	3	0
14	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	2	0	4	1	2	6	6	3
15	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	9	10	0	5	3	0	3	3	0
18	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	2	2	0	1	0	0	0	1	0
19	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	1	1	0	0	0	0	0	0	0
21	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	11	1	4	5	0	4	0	0	0
十	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	2	1	0	1	0	0
八	非災害性脳血管疾患	550	142	285	577	135	293	784	194	471
	非災害性虚血性心疾患等	327	96	166	359	81	175	285	81	180
九	精神障害等	1,820	465	996	2,060	509	1,077	2,051	608	1,298
	新型コロナウイルス感染症						8,467	4,545	194	
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	5,525	2,618	2,129	5,969	2,850	2,194	14,361	7,391	2,861

表6 化学物質による業務上疾病(第四号1)の内訳別新規支給決定件数

大	小	分類		疾病分類項目	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	1996～ 合計
		CODE	枝番												
四	1			労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	79	74	69	82	79	70	71	62	69	67	2,170
		1		アンモニア	4	2	1	1	4	1	2	1			41
		2		塩酸(塩化水素を含む)		2	2	3	1	6	1		1		63
		3		硝酸		2		1			1	2	1	2	42
		4		水酸化カリウム	3	1	2	2			3	2	1	2	32
		5		水酸化ナトリウム	6	7	10	7	8	5	10	3	6	7	211
		6		水酸化リチウム											0
		7		弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ)		1	1	3	3	3	2		3	1	70
		8		硫酸	1	2		1	1	1			7	2	42
		9		亜鉛等の金属ヒューム	2	2			1	1	1	2	1	3	46
		10		アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ)											0
		11		アンチモン及びその化合物											0
		12		塩化亜鉛	1									1	10
		13		塩化白金酸及びその化合物											0
		14		カドミウム及びその化合物											0
		15		クロム及びその化合物	3		2	2	1						24
		16		コバルト及びその化合物				1					1		11
		17		四アルキル鉛化合物											0
		18		水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を含む)											12
		19		セレン及びその化合物(セレン化水素を除く)	1										2
		20		セレン化水素											1
		21		鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く)	4	3		2	1			1	9		48
		22		ニッケルカルボニル											4
		23		バナジウム及びその化合物											1
		24		砒化水素											2
		25		砒素及びその化合物(砒化水素を除く)											4
		26		ブチル錫					1		1				14
		27		バリウム及びその化合物				1	2						6
		28		マンガン及びその化合物			1		1		6				14
		29		塩素	2	8	2	5	2	5		5	3	4	107
		30		臭素		1									9
		31		弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く)		1					1	2		1	20
		32		沃素											0
		33		一酸化炭素	21	24	22	28	24	27	24	22	16	20	540
		34		黄りん							1				1
		35		カルシウムシアナミド											1
		36		シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物				1				1			9
		37*		二酸化硫黄			1						1		8
		38		二酸化窒素	1			1	2	1		1	1		28
		39		二酸化炭素	1										8
		40		ヒドラジン	1										6
		41		ホスゲン	1					1					6
		42		ホスフィン											1
		43		硫化水素	4	1	7	8	3	3	2	2	2	1	78
		44		塩化ビニル				1							1

労働安全衛生をめぐる状況

大	分類		疾病分類項目	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	1996～ 合計
	小	CODE												
		45	塩化メチル											0
		46	クロロブレン											1
		47*	クロロホルム											5
		48*	四塩化炭素											2
		49*	1・2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)											0
		50*	1・2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)											1
		51*	ジクロロメタン	2	1	1						2		24
		52	臭化エチル											1
		53	臭化メチル	1	2									19
		54*	1・1・2・2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)											0
		55*	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)											3
		56*	1・1・1-トリクロロエタン											5
		57*	1・1・2-トリクロロエタン											0
		58*	トリクロロエチレン	1	1	2	1	1			1		2	17
		59*	ノルマルヘキサン	1								1		12
		60	沃化メチル											1
		61	アクリル酸エチル										1	2
		62	アクリル酸ブチル								1			1
		63	アクロレイン											1
		64*	アセトン	2		2	1					1	1	23
		65*	イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)											2
		66*	エチルエーテル											1
		67	エチレンクロロヒドリン											0
		68*	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)											1
		69*	酢酸アミル											0
		70*	酢酸エチル			1				1	1		1	10
		71*	酢酸ブチル											3
		72*	酢酸プロピル											2
		73*	酢酸メチル											0
		74	2-シアノアクリル酸メチル											0
		75	ニトログリコール											2
		76	ニトログリセリン											0
		77	2-ヒドロキシエチルメタクリレート											2
		78	ホルムアルデヒド	1		1	2	1	1	2	1			21
		79	メタクリル酸メチル											1
		80*	メチルアルコール	1	1					1	1	1	1	19
		81	メチルブチルケトン											2
		82*	硫酸ジメチル											4
		83	アクリルアミド											2
		84	アクリルニトリル	1				1					1	5
		85	エチレンイミン											5
		86	エチレンジアミン											4
		87	エピクロロヒドリン											9
		88	酸化エチレン	1				1		1		1		14
		89	ジアゾメタン											0
		90	ジメチルアセトアミド		1									4
		91*	ジメチルホルムアミド		1	1		1						23
		92	ヘキサメチレンジイソシアネート			1	2							5

大	分類		疾病分類項目	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	1996～ 合計
	小	CODE												
		93	無水マレイン酸											2
		94	イソホロンジイソシアネート										1	3
		95*	シクロヘキサノール											1
		96*	シクロヘキサン										1	3
		97	ジシクロヘキシルメタン-4'-4'-ジイソシアネート										1	6
		98*	キシレン	3	3	3		2		1	1	2	1	52
		99*	スチレン					1						6
		100*	トルエン	2	4	4	3	7	6	4	1	2	6	135
		101	パラ-tert-ブチルフェノール											0
		102	ベンゼン	1							1	1		5
		103	塩素化ナフタリン							1				1
		104	塩素化ビフェニル(別名PCB)											0
		105*	ベンゼンの塩化物				1	1						6
		106	アニシジン											3
		107	アニリン	1				1						7
		108	クロルジニトロベンゼン											0
		109	4'-4'-ジアミノジフェニルメタン											0
		110	ジニトロフェノール											1
		111	ジニトロベンゼン											0
		112	ジメチルアニリン											1
		113	トリニトロトルエン(別名TNT)									1		2
		114	2-4-6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テトリル)											0
		115	トルイジン											0
		116	パラ-ニトロアニリン											4
		117	パラ-ニトロクロルベンゼン											3
		118	ニトロベンゼン			1								2
		119	パラ-フェニレンジアミン	1			2	3	1		4		1	26
		120	フェネチジン											0
		121*	クレゾール											2
		122	クロルヘキシジン											0
		123	トリレンジイソシアネート(別名TDI)					1					2	16
		124	1-5-ナフチレンジイソシアネート						1					1
		125	ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂				1	1		2			1	16
		126	フェニルフェノール											0
		127	フェノール(別名石炭酸)				1					1		10
		128	オルト-フタロジニトリル											0
		129	ベンゾトリクロライド						1					1
		130	無水トリメリット酸											0
		131	無水フタル酸											0
		132	メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)		1				2	1	1			15
		133	4-メトキシフェノール						1					1
		134	りん酸トリ-オルト-クレジル	1										2
		135	レゾルシン											3
		136*	1-4-ジオキサン											0
		137*	テトラヒドロフラン										1	4
		138	ピリジン											1

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	1996～ 合計
大	小 CODE												
	139	有機りん化合物（ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル（別名EDDP）、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S・(2-エチルチオエル)（別名エチルチオモン）、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル（別名ダイアジノン）、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタトリル（別名MEP）、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル（別名IBP）、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル（別名EPN）、りん酸2・2-ジクロルピニル=ジメチル（別名DDVP）及びりん酸/パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル（別名プロバホス）	2	1			1	1		2		1	29
	140	カーバメート系化合物（メチルアルバミド酸オルト-セコンダリー-ブチルフェニル（別名BPMC）、メチルカルバミド酸メタ-トリル（別名MTMC）及びN-（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミド酸S-メチル（別名メソミル）		1									3
	141	2・4-ジクロルフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル（別名NIP）											0
	142	ジチオカーバメート系化合物（エチレンビス（ジチオカルバミド酸）亜鉛（別名ジネブ）及びエチレンビス（ジチオカルバミド酸）マンガ（別名マンネブ）						1		1			2
	143	N-(1・1・2・2-テトラクロルエチルチオ)-4-シクロヘキササン-1・2-ジカルボキシミド（別名ダイホルタン）											0
	144	トリクロルニトロメタン（別名ククロルピクリン）						1					1
	145	二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ビピリジニウム（別名パラコート）	1										4
	146	パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロルフェニル=エーテル（別名CNP）											0
	147	ブラストサイジンS											0
	148	6・7・8・9・10・10-ヘキサクロル-5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド（別名ベンゾエピン）											0
	149	ペンタクロルフェノール（別名PCP）											0
	150	モノフルオル酢酸ナトリウム											0
	151	硫酸ニコチン											0
	152	アジ化ナトリウム			1						1		2
	153	インジウム及びその化合物									1		1
	154	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル											0
	155	過酸化水素					1			1			2
	156	グルタルアルデヒド											0
	157	タリウム及びその化合物							1				1
	158	テトラメチルチウラムジスルフィド											0
	159	N-（トリクロロメチルチオ）-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド											0
	160	二亜硫酸ナトリウム											0
	161	ニッケル及びその化合物							1	1	1		3
	162	ヒドロキノン 皮膚障害											0
	163	1-プロモプロパン											0
	164	2-プロモプロパン											0
	165	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン											0
	166	ペルオキシ二硫酸アンモニウム											0
	167	ペルオキシ二硫酸カリウム											0
	168	ロジウム及びその化合物											0

注) *: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-1 年度別・傷病別長期(1年以上)療養者数

年度	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者							合計
										骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	
2000	8,603	451	806	612	146	606	4	8,846	17,326	9,802	554	1,557	1,264	903	3,246	37,400
2001	9,049	427	757	614	138	632	6	8,861	17,078	9,592	572	1,617	1,275	842	3,180	37,562
2002	9,160	411	749	614	123	671	9	8,799	16,242	9,207	546	1,511	1,149	749	3,080	36,778
2003	9,166	327	700	601	118	615	7	8,624	16,315	9,303	536	1,528	1,050	766	3,132	36,473
2004	9,262	376	702	580	121	611	4	8,452	16,264	9,228	550	1,557	1,091	782	3,056	36,372
2005	9,628	362	734	603	127	551	7	8,119	16,644	9,348	486	1,698	1,208	762	3,142	36,775
2006	9,917	445	780	631	126	656	9	7,689	17,517	9,495	471	1,822	1,309	794	3,626	37,770
2007	9,869	439	743	567	153	713	8	7,363	17,512	9,040	464	1,934	1,285	801	3,988	37,367
2008	9,764	405	743	512	160	654	5	7,043	17,111	8,700	456	1,936	1,221	712	4,086	36,397
2009	9,498	367	716	506	158	672	5	6,723	16,915	8,459	457	1,971	1,180	719	4,129	35,560
2010	9,152	359	649	492	150	685	9	6,451	16,881	8,272	453	2,011	1,097	725	4,323	34,828
2011	8,965	421	732	495	168	658	11	6,206	18,566	9,304	465	2,287	1,160	797	4,553	36,222
2012	8,556	411	785	531	157	650	4	5,960	19,895	9,915	508	2,565	1,189	803	4,915	36,949
2013	8,182	373	792	513	153	615	5	5,750	21,025	10,506	498	2,767	1,231	808	5,215	37,408
2014	7,754	431	760	490	148	613	5	5,639	21,723	10,880	513	2,889	1,187	802	5,452	37,563
2015	7,321	400	734	459	163	626	4	5,518	22,693	11,570	487	2,915	1,203	785	5,733	37,918
2016	6,874	380	674	446	161	677	5	5,393	22,748	11,451	510	2,969	1,205	804	5,809	37,358
2017	6,477	383	702	478	154	625	5	5,240	23,871	11,874	509	3,411	1,181	876	6,020	37,935
2018	6,045	396	684	471	165	671	7	5,168	26,376	13,563	505	3,983	1,260	855	6,210	39,983
2019	5,632	370	637	493	156	665	8	5,092	26,301	12,943	514	4,197	1,311	926	6,410	39,354
2020	5,268	371	609	444	151	656	5	5,002	26,468	12,973	514	4,303	1,335	865	6,462	38,974

年度	その他の患者											
		骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他負傷等	良性石綿疾患	悪性石綿疾患	脳・心臓疾患	精神障害	その他
2020	26,468	12,973	514	4,303	1,335	865	1,459	208	1,418	173	1,675	1,529

注) 「その他負傷等」は「骨折～創傷以外の負傷又は負傷を伴わない事故(外傷性の脊椎損傷、頭頸部外傷症候群を除く)」
 「良性石綿疾患」は「良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚」
 「悪性石綿疾患」は「肺がん、中皮腫」
 「脳・心臓疾患」は「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)」
 厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

賛助会員、定期購読のお願い



全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、1990年5月12日に設立された各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワーク。月刊誌「安全センター情報」は、ここでしか見られない情報満載。

- 購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)
- 読者になっていただけそうな個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。
- 中央労働金庫亀戸支店「(普)7535803」

郵便払込講座「00150-9-545940」
 名義はいつでも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議
 〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
 PHONE(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

労働安全衛生をめぐる状況

表7-2 傷病別長期療養者推移状況(2020年度)

区分	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度末療養中の内訳			
	前年度末療養中	新規該当者 (再発を含む)	治ゆ又は 中断者	死亡	傷病(補償)年金 移行	本年度末療養中	1年以上 1年6か月 未満	1年6か月 以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
じん肺患者	5,631	260	41	507	75	5,268	79	93	158	4,938
せき髄損傷患者	370 (69)	383 (68)	323 (69)	8 (-)	51 (9)	371 (59)	134 (14)	69 (14)	70 (12)	98 (19)
外傷性の脳中枢 損傷患者	636 (240)	531 (213)	484 (206)	14 (5)	60 (15)	609 (227)	175 (75)	109 (40)	132 (52)	193 (60)
頭頸部外傷症 候群患者	493 (140)	421 (111)	460 (134)	2 (1)	8 (4)	444 (112)	116 (28)	79 (21)	82 (21)	167 (42)
頸肩腕症候群 患者	156	75	80	-	-	151	19	17	25	90
腰痛患者	665	725	733	1	-	656	223	134	116	183
一酸化炭素 中毒患者	8	4	7	-	-	5	-	-	2	3
振動障害 患者	5,092	279	302	67	-	5,002	159	102	293	4,448
その他の患者	26,303 (4,382)	31,339 (5,592)	30,636 (5,256)	437 (6)	101 (4)	26,468 (4,438)	9,326 (1,875)	5,119 (907)	4,877 (838)	7,146 (818)
骨折	12,943 (3,136)	18,941 (4,344)	18,868 (4,264)	26 (4)	17 (2)	12,973 (3,210)	5,786 (1,465)	2,827 (682)	2,417 (597)	1,943 (466)
切断	514 (10)	745 (13)	727 (15)	1 (-)	1 (-)	530 (8)	212 (1)	119 (2)	99 (1)	100 (4)
関節の障害	4,197 (516)	5,126 (608)	5,014 (590)	5 (1)	1 (-)	4,303 (533)	1,617 (212)	955 (112)	915 (104)	816 (105)
打撲傷	1,311 (241)	1,739 (319)	1,707 (308)	3 (1)	5 (2)	1,335 (249)	514 (109)	292 (54)	237 (39)	292 (47)
創傷	926 (101)	1,466 (98)	1,526 (132)	1 (-)	- (-)	865 (67)	326 (22)	192 (14)	167 (19)	180 (12)
上記以外の 負傷等	1,465 (156)	1,130 (103)	1,125 (99)	6 (-)	5 (-)	1,459 (160)	354 (33)	261 (26)	311 (42)	533 (59)
良性 石綿疾患	196 (-)	46 (1)	12 (-)	14 (-)	8 (-)	208 (1)	10 (-)	14 (-)	23 (-)	161 (1)
悪性 石綿疾患	1,371 (1)	518 (-)	95 (-)	333 (-)	43 (-)	1,418 (1)	152 (-)	162 (-)	254 (-)	850 (1)
脳・心臓疾患	164 (2)	67 (-)	46 (-)	1 (-)	11 (-)	173 (2)	19 (-)	17 (-)	19 (1)	118 (1)
精神障害	1,488 (51)	354 (16)	161 (10)	5 (-)	1 (-)	1,675 (57)	67 (5)	98 (1)	173 (7)	1,337 (44)
その他	1,728 (168)	1,207 (90)	1,355 (108)	42 (-)	9 (-)	1,529 (150)	269 (28)	182 (16)	262 (28)	816 (78)
合計	39,354 (4,831)	34,017 (5,984)	33,066 (5,935)	1,036 (12)	295 (32)	38,974 (4,836)	10,231 (1,992)	5,722 (982)	5,755 (923)	17,266 (939)

注) ()は通勤災害に係る件数で内数である。
「その他負傷等」は「骨折～創傷以外の負傷又は負傷を伴わない事故(外傷性の脊椎損傷、頭頸部外傷症候群を除く)」
「良性石綿疾患」は「良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚」
「悪性石綿疾患」は「肺がん、中皮腫」
「脳・心臓疾患」は「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)」
厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-3 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2020年度末)

	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者						合計
										良性石綿疾患	悪性石綿疾患	脳・心臓疾患	精神障害	その他	
北海道	804	29	34	44	11	43		1,026	1,559	13	109	6	137	1,294	3,550
青森	35	12	11	3		2		26	221	3	8	1	8	201	310
岩手	36	7	10	6		15		38	271		8	3	20	240	383
宮城	163	13	8	2		8		63	474	2	26	8	24	414	731
秋田	28	5	4	1		1		6	198		4	1	15	178	243
山形	78	1	1	1		3		30	177	3	7	2	15	150	291
福島	134	7	8	4		3		40	235	2	7	1	32	193	431
茨城	74	9	17	7	2	22		8	417	3	8	3	14	389	556
栃木	29	6	12	5		5		13	373	1	6	2	5	359	443
群馬	56	8	1		1	3	1	20	394		7	1	15	371	484
埼玉	45	17	24	25	22	81		26	1,501	4	33	21	28	1,415	1,741
千葉	25	21	37	65	9	79	2	17	1,699	4	37	8	44	1,606	1,954
東京	233	33	91	73	58	48	1	74	2,658	25	138	15	404	2,076	3,269
神奈川	98	29	40	38	7	62	1	46	1,503	20	113	9	157	1,204	1,824
新潟	182	6	3	7		6		79	348	2	18	1	10	317	631
富山	57	1	2	1		1		28	157	6	11		13	127	247
石川	33	3	1	1				19	159	3	12		8	136	216
福井	69	8	5	1		3		86	153	5	6	1	17	124	325
山梨	26	3	2	3		3		29	147		3	1	5	138	213
長野	75	2	17	6		17		87	495	1	11	5	30	448	699
岐阜	195	2	2	1		1		68	382	2	11	2	12	355	651
静岡	98	14	15	18		35		56	814	4	27	2	54	727	1,050
愛知	111	14	17	3		1		56	1,498	5	77	4	48	1,364	1,700
三重	41	5	7	1		2		71	163	1	11	1	7	143	290
滋賀	38		6	2	8	11		43	237	1	8	2	12	214	345
京都	70	2	9	5	2	17		136	382		11	1	29	341	623
大阪	119	18	59	20	13	47		91	2,785	17	106	25	140	2,497	3,152
兵庫	231	17	39	13	4	34		102	1,025	8	128	10	109	770	1,465
奈良	39	6	3			1		31	176	5	12	2	8	149	256
和歌山	46	3	1		1	2		58	319	4	13	3	16	283	430
鳥取	21	1		1				14	59		1		6	52	96
島根	48	5	2	1	2	2		54	87	1	5		1	80	201
岡山	308	1	1	3		2		25	428	8	62	1	13	344	768
広島	193	15	32	35		47		147	1,258	8	81	10	28	1,131	1,727
山口	91	4	4					38	340	7	55	2	5	271	477
徳島	40	1		2	1	4		108	100		4	1	1	94	256
香川	45	1	13	1				29	203	5	27		2	169	292
愛媛	204	9	19	12		1		339	389		27	7	11	344	973
高知	76	7	4	7	1	8		400	206		6		18	182	709
福岡	170	4	11	5	2	6		48	896	11	57	2	64	762	1,142
佐賀	31	5						22	100	3	4		18	75	158
長崎	402	6	10	1	2	1		54	264	7	73	1	15	168	740
熊本	42	3	10	3				206	286	2	15		14	255	550
大分	177	4	11	8	2	13		312	313	4	9	3	26	271	840
宮崎	56		2		1	4		532	145	5	5	1	5	129	740
鹿児島	78	4	2	7		7		176	339	2	7	2	6	322	613
沖縄	18		2	2	2	5		25	135	1	4	2	6	122	189
合計	5,268	371	609	444	151	656	5	5,002	26,468	208	1,418	173	1,675	22,994	38,974

注) 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表8 都道府県別の死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2020年度/年*)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況*	死傷災害発生状況(休業4日以上)*	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	139,009	2,112,174	59	8,146	34,859	2,774	2,661	113	66	2,840
青森	29,445	437,896	13	1,641	5,097	397	386	11	1	398
岩手	28,123	450,737	23	1,530	7,067	309	294	15	4	313
宮城	49,836	909,405	15	3,038	12,533	739	707	32	5	744
秋田	23,708	352,516	7	1,220	4,805	271	267	4	2	273
山形	26,283	393,434	6	1,417	6,539	274	266	8	6	280
福島	46,163	769,300	17	2,465	9,207	567	543	24	2	569
茨城	56,615	1,062,681	22	3,498	12,007	879	846	33	6	885
栃木	40,082	795,862	19	2,312	8,735	463	447	16	4	467
群馬	43,834	855,334	14	2,735	11,453	839	814	25	3	842
埼玉	112,493	2,327,104	34	7,837	35,807	1,769	1,685	84	8	1,777
千葉	94,844	1,984,365	21	6,745	27,592	1,719	1,644	75	6	1,725
東京	433,695	15,482,497	77	12,877	81,001	3,452	3,278	174	41	3,493
神奈川	147,833	3,201,961	49	8,668	40,838	2,498	2,382	116	18	2,516
新潟	54,670	943,527	18	3,204	13,814	742	707	35	4	746
富山	26,736	473,604	11	1,248	5,608	324	303	21	7	331
石川	28,453	499,617	7	1,357	5,966	331	323	8	1	332
福井	22,423	349,679	7	955	4,069	272	261	11	4	276
山梨	19,324	303,960	6	877	3,694	197	187	10	2	199
長野	50,899	863,396	16	2,405	11,029	514	495	19	6	520
岐阜	47,052	831,006	26	2,536	10,006	749	708	41	3	752
静岡	87,240	1,542,354	23	4,699	21,692	1,224	1,157	67	4	1,228
愛知	155,584	3,930,794	26	7,989	37,972	2,755	2,652	103	18	2,773
三重	39,927	685,905	20	2,609	9,321	980	941	39	1	981
滋賀	27,915	526,815	7	1,665	7,449	813	796	17	5	818
京都	61,148	1,123,482	16	2,840	12,045	1,443	1,407	36	4	1,447
大阪	231,665	5,207,472	64	11,299	48,534	4,856	4,684	172	27	4,883
兵庫	109,031	2,026,785	40	5,967	24,868	2,727	2,634	93	5	2,732
奈良	25,979	347,039	9	1,613	5,946	713	701	12	2	715
和歌山	27,030	332,432	9	1,250	4,988	603	586	17	4	607
鳥取	14,073	199,183	6	577	2,816	140	128	12	1	141
島根	18,051	253,699	6	825	3,705	192	183	9	1	193
岡山	45,466	809,597	7	2,501	10,069	1,014	983	31	9	1,023
広島	67,515	1,335,191	11	3,693	15,955	1,251	1,218	33	9	1,260
山口	32,402	560,140	12	1,557	6,424	547	530	17	6	553
徳島	18,140	263,002	8	1,017	3,484	440	432	8	3	443
香川	23,583	417,412	11	1,326	5,088	428	410	18	2	430
愛媛	35,631	527,815	10	1,690	6,482	873	844	29	7	880
高知	18,584	249,020	7	965	4,480	528	514	14	2	530
福岡	122,950	2,301,205	31	6,841	25,546	2,368	2,305	63	8	2,376
佐賀	18,176	301,871	6	1,378	4,857	326	316	10	6	332
長崎	32,393	448,161	9	1,791	6,234	462	449	13	5	467
熊本	43,813	640,345	11	2,182	7,868	543	523	20	8	551
大分	28,453	432,387	10	1,379	5,086	651	631	20	2	653
宮崎	28,186	373,716	13	1,687	6,538	519	495	24	5	524
鹿児島	38,940	563,494	16	2,256	8,817	607	587	20	8	615
沖縄	37,796	544,960	12	1,611	5,365	384	364	20	2	386
合計	2,911,191	61,344,331	867	149,918	653,355	47,466	45,674	1,792	353	47,819

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

都道府県	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受 給者数	一時金	年金			計	傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
								じん肺	せき損	その他		
北海道	679	390	198	192	371	13,597	377	255	48	74	5,035	8,185
青森	45	27	9	18	30	1,794	49	3	27	19	677	1,068
岩手	105	40	27	13	32	2,477	79	2	58	19	794	1,604
宮城	235	99	59	40	77	3,999	131	10	88	33	1,098	2,770
秋田	38	15	5	10	16	1,793	41	4	21	16	670	1,082
山形	60	29	14	15	29	1,739	65	26	27	12	651	1,023
福島	127	80	31	49	75	3,412	74	7	42	25	1,212	2,126
茨城	103	74	30	44	83	3,861	71	17	19	35	1,750	2,040
栃木	81	49	23	26	46	2,879	90	22	35	33	1,139	1,650
群馬	86	40	16	24	52	3,083	107	35	37	35	1,403	1,573
埼玉	165	126	38	88	180	6,417	77	3	32	42	3,261	3,079
千葉	157	130	45	85	166	6,089	84	1	39	44	2,974	3,031
東京	514	323	107	216	431	15,351	243	81	69	93	6,827	8,281
神奈川	302	188	70	118	252	8,952	141	22	60	59	4,116	4,695
新潟	117	69	18	51	90	4,213	124	25	66	33	1,572	2,517
富山	72	49	22	27	55	2,349	60	17	23	20	873	1,416
石川	49	32	12	20	29	1,725	19	8	4	7	648	1,058
福井	55	42	11	31	46	1,608	29	2	11	16	586	993
山梨	28	18	7	11	23	1,231	27	5	16	6	455	749
長野	107	61	29	32	57	3,266	78	27	22	29	1,242	1,946
岐阜	127	71	35	36	80	3,975	101	55	29	17	1,709	2,165
静岡	180	109	32	77	148	6,421	54	24	13	17	3,253	3,114
愛知	293	206	83	123	244	10,938	145	57	42	46	5,503	5,290
三重	110	75	26	49	89	3,587	135	116	6	13	1,518	1,934
滋賀	64	40	14	26	48	2,181	65	14	27	24	959	1,157
京都	96	76	33	43	83	3,858	44	24	8	12	1,870	1,944
大阪	441	289	101	188	387	15,813	246	99	51	96	7,739	7,828
兵庫	395	227	97	130	228	9,616	119	26	38	55	3,959	5,538
奈良	72	42	24	18	32	1,813	29	5	19	5	771	1,013
和歌山	88	49	28	21	42	2,064	45	24	6	15	846	1,173
鳥取	27	15	6	9	22	959	20	1	11	8	397	542
島根	27	19	8	11	21	1,360	27	12	6	9	517	816
岡山	291	159	99	60	100	4,468	174	126	24	24	1,501	2,793
広島	247	138	57	81	123	6,153	107	15	31	61	2,570	3,476
山口	127	79	38	41	64	2,978	56	10	21	25	1,072	1,850
徳島	43	20	7	13	24	1,571	26	1	13	12	653	892
香川	56	37	15	22	42	2,107	66	5	40	21	865	1,176
愛媛	96	63	27	36	72	2,945	80	12	33	35	1,087	1,778
高知	57	35	22	13	29	1,763	34	3	18	13	771	958
福岡	293	175	76	99	170	8,071	184	55	64	65	3,289	4,598
佐賀	47	30	15	15	31	1,405	75	14	45	16	496	834
長崎	170	90	36	54	72	2,917	249	201	28	20	753	1,915
熊本	124	84	48	36	64	2,905	229	127	52	50	956	1,720
大分	67	46	15	31	53	2,349	83	25	35	23	797	1,469
宮崎	77	49	14	35	64	1,932	98	25	54	19	766	1,068
鹿児島	87	64	26	38	66	2,417	70	3	44	23	949	1,398
沖縄	41	27	11	16	38	1,006	53	5	31	17	459	494
合計	6,868	4,195	1,764	2,431	4,576	197,407	4,580	1,656	1,533	1,391	83,008	109,819

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表9 都道府県別の業務上疾病の新規支給決定件数(2020年度) ※新型コロナウイルス感染症は含まれていない

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	281	37	69	80	38	59
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	28	9	5	10	0	11
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	9	0	3	0	0	1
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	12	1	3	3	1	0
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	210	21	54	51	29	41
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	8	1	1	2	1	0
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	2	2	0	5	2	0
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	9	3	3	6	5	5
	08		爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	1	0	0	2	0	0
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	2	0	0	1	0	1
二			物理的因子による次に掲げる疾病	59	4	13	17	8	8
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	0	0	0	0
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	9	2	4	15	6	7
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	0	0	0	0	1	1
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	4	2	0	0	0	0
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	46	0	9	2	1	0
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	126	9	12	13	6	16
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く)	5	1	0	0	2	2
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く)	0	0	0	0	0	0
3	03		さく岩機、鋸打機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	85	1	8	3	0	3
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	36	7	4	10	4	11
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
一			業務上の負傷に起因する疾病	129	84	330	121	45	36
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	16	7	41	8	5	5
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	0	1	3	6	1	0
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	7	1	19	3	0	0
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	88	63	231	86	34	28
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	2	2	6	0	0	0
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	5	4	11	6	1	2
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	5	5	18	7	2	1
	08		爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	1	0	1	5	0	0
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	5	1	0	0	2	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	11	16	58	43	8	8
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	1	1	0	0	0
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	0	0	0	0
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	7	13	54	27	7	3
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	1	1	0	0	0	0
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	2	0	2	1	0	0
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	1	1	1	15	0	5
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	1	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	43	46	102	28	9	4
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く)	1	5	12	2	1	0
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く)	6	14	1	1	0	0
3	03		さく岩機、鉸打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	1	6	5	5	0	2
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	35	21	84	20	8	2
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
16	33	72	112	42	68	41	59	51	246	23	65	62	44	47	52	59	4,491
0	6	6	8	4	8	4	6	6	30	4	12	11	14	1	10	2	557
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	57
2	1	1	2	0	2	1	1	4	5	1	2	5	0	1	2	1	190
12	22	54	86	32	53	36	47	35	181	16	45	35	24	42	29	53	3,136
0	0	1	3	0	1	0	0	0	4	0	0	1	1	1	1	0	80
0	2	4	3	3	1	0	0	2	6	2	1	1	2	0	2	1	147
0	0	5	9	2	1	0	5	2	19	0	1	7	2	1	7	2	262
1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	36
1	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	4	0	0	1	0	0	26
3	6	16	33	16	21	17	27	12	37	4	25	33	22	29	21	7	1,071
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
2	4	14	21	13	8	6	9	8	31	3	17	17	7	8	9	7	709
0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	27
0	0	2	0	0	0	1	0	0	3	0	2	0	0	1	1	0	45
1	2	0	12	3	13	9	18	4	1	1	6	16	14	18	10	0	275
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
0	3	6	21	5	8	14	17	12	28	17	6	19	24	30	11	12	1,441
0	0	0	5	1	0	0	0	3	8	4	1	1	0	2	1	0	169
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	79
0	1	0	7	2	5	5	11	3	1	3	3	17	14	22	9	1	269
0	2	6	9	2	3	9	6	6	18	9	2	1	10	5	1	10	921
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小 CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
四		化学物質等による次に掲げる疾病	7	0	1	5	3	1
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	1	0	0	0	3	1
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	1	0	0	0	0	0
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	0	1	0	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	1	0	0	0	0	0
7	08-09	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	2	0	0	2	0	0
	08	（良性石綿胸水）	(1)			(1)		
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(1)			(1)		
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	0	0	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	2	0	1	2	0	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	28	3	2	1	0	2
	01	（管理4）	(9)			(1)		(1)
	02	（肺結核）						
	03	（結核性胸膜炎）						
	04	（続発性気管支炎）	(10)	(1)	(2)			
	05	（続発性気管支拡張症）						
	06	（続発性気胸）	(5)					
	07	（原発性肺がん）	(4)	(2)				(1)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	6	0	6	3	4	0
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	5	0	0	3	0	0
	01	（患者の診療の業務）						
	02	（患者の看護の業務）						
	03	（介護の業務）						
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、草その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	1	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	0	0	1	0	0	0
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	5	0	4	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	78	2	3	9	1	0
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2	02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
7	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
8	07-08	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	74	2	3	9	1	0
	07	（石綿に曝される業務による肺がん）	(29)			(4)		

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
4	5	1	6	5	7	22	12	1	4	4	0	0	15	3	8	8	2
3	0	0	4	3	3	7	2	1	2	2	0	0	0	0	2	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0
0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	12	0	1	1	0
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
1	2	0	0	0	1	10	6	0	2	1	0	0	0	0	3	2	1
					(1)	(1)	(1)		(2)	(1)						(1)	
(1)	(2)					(9)	(5)								(3)	(1)	(1)
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
0	2	1	2	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	3	2	1	0
6	4	4	1	2	0	18	6	4	2	1	2	0	3	7	5	10	3
(1)	(1)	(3)		(2)		(11)	(3)	(2)					(1)	(2)	(3)	(5)	(2)
																(1)	
(2)		(1)				(6)	(2)	(2)		(1)	(2)		(1)	(2)	(2)	(2)	
			(1)			(1)											
	(2)						(1)							(1)			
(3)	(1)								(2)				(1)	(2)		(2)	(1)
0	0	0	0	9	5	31	15	6	0	0	0	0	1	0	5	5	3
0	0	0	0	9	2	21	12	6	0	0	0	0	0	0	3	5	2
0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	2	8	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1
8	9	3	6	30	24	129	52	17	11	7	5	6	7	10	24	48	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	8	3	5	27	24	128	51	17	11	7	4	6	7	10	22	47	9
(4)	(3)	(1)		(13)	(15)	(55)	(15)	(5)	(5)	(3)		(1)	(3)	(2)	(3)	(16)	(3)

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小 CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
四		化学物質等による次に掲げる疾病	0	6	16	7	3	1
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	0	5	1	2	0	0
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	0	0	0	0
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	2	0	0	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	1	0	0	1
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	1	0	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	0	1	0	0	0
7	08-09	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	0	0	8	4	3	0
	08	（良性石綿胸水）			(2)	(1)	(1)	
	09	（びまん性胸膜肥厚）			(6)	(3)	(2)	
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	3	0	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	1	0	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	1	1	23	7	3	6
	01	（管理4）	(1)	(1)	(7)	(1)	(2)	(4)
	02	（肺結核）				(1)		
	03	（結核性胸膜炎）						
	04	（続発性気管支炎）			(9)	(2)	(1)	(1)
	05	（続発性気管支拡張症）			(1)			
	06	（続発性気胸）						
	07	（原発性肺がん）			(6)	(3)		(1)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	3	5	12	5	0	3
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	1	4	9	3	0	1
	01	（患者の診療の業務）						
	02	（患者の看護の業務）						
	03	（介護の業務）						
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	1
4	07	屋外における業務による恙虫病	1	1	1	1	0	1
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	0	2	1	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	6	12	120	71	10	8
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2	02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	1	0	0	0
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
7	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
8	07-08	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	6	12	119	71	10	8
	07	（石綿に曝される業務による肺がん）	(1)	(4)	(31)	(27)	(7)	(4)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
2	0	11	9	5	0	0	1	0	9	6	4	3	2	1	1	2	213
1	0	3	3	4	0	0	0	0	6	1	1	2	1	1	1	0	67
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	11
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	19
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	7	5	1	0	0	1	0	2	0	3	1	0	0	0	1	69
		(2)	(3)						(2)		(2)						(22)
		(5)	(2)	(1)			(1)				(1)	(1)				(1)	(47)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	29
0	0	10	1	3	1	5	6	2	9	1	12	5	1	7	3	1	222
		(2)	(1)	(1)		(3)			(7)	(1)	(1)	(1)		(2)		(1)	(83)
											(1)						(3)
																	0
		(2)		(2)		(1)	(6)	(2)	(1)		(8)	(3)	(1)	(4)	(3)		(82)
																	(3)
		(2)				(1)					(1)						(13)
		(4)			(1)				(1)		(1)	(1)		(1)			(38)
2	0	0	3	2	8	0	1	0	0	1	1	0	2	4	4	5	160
0	0	0	3	2	8	0	1	0	0	1	1	0	2	0	3	5	112
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	15
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
1	3	38	64	27	1	12	12	1	36	3	19	8	4	3	10	1	968
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	3	37	64	27	1	11	12	1	35	3	19	7	4	3	9	1	947
		(21)	(21)	(12)		(8)	(3)		(6)	(2)	(10)	(2)			(1)		(340)

労働安全衛生をめぐる状況

分類	大	小	CODE	疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
					北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
	8	08		(石綿に曝される業務による中皮腫)	(45)	(2)	(3)	(5)	(1)	
	9	09		ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
	10	10-11		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
	14	12-18		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
		12		(白血病)						
		13		(肺がん)						
		14		(皮膚がん)						
		15		(骨肉腫)						
		16		(甲状腺がん)						
		17		(多発性骨髄腫)						
		18		(非ホジキンリンパ腫)						
	15	19		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	16	20		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	17	21		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	1	0	0	0	0	0
	18	22		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	1	0	0	0	0	0
	19	23		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
	20	24		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
	21	25		すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
	6	26		ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	12	27		1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
	13	28		ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	1	0	0	0	0	0
	11	29		オルト-トリイジンにさらされる業務による膀胱がん	0	0	0	0	0	0
	21	99		1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	1	0	0	0	0	0
八		01		長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	11	0	0	2	0	0
				(脳血管疾患)	(6)			(1)		
				(虚血性心疾患等)	(5)			(1)		
九		01		人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	31	4	4	9	2	9
十				前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
		01		超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
		02		亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
		03		ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
十一		01		その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
				[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
				[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行						
				[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行						
				[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行						
				合計	627	59	110	139	62	95
				A:具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	624	59	104	137	58	95
				B:包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	3	0	6	2	4	0
				A/(A+B)	99.5%	100%	94.5%	98.6%	93.5%	100%

労働安全衛生をめぐる状況

大	小	分類 CODE	疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
				滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
	8	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(5)	(8)	(88)	(44)	(3)	(4)
	9	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
	10	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
14	12-18	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0	0
	12	(白血病)							
	13	(肺がん)							
	14	(皮膚がん)							
	15	(骨肉腫)							
	16	(甲状腺がん)							
	17	(多発性骨髄腫)							
	18	(非ホジキンリンパ腫)							
	15	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	16	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	17	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	18	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
	19	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
	20	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
	21	25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
	6	26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	12	27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
	13	28	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
	11	29	オルト-トリイジンにさらされる業務による膀胱がん	0	0	0	0	0	0
	21	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む)。若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	1	4	22	5	3	1	
		(脳血管疾患) (虚血性心疾患等)	(1)	(2)	(17)	(4)	(2)	(1)	
九	01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	7	22	51	25	6	5	
十		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0	
	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患							
	02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん							
	03	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍							
十一	01	その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	2	0	0	0	
		[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行							
		[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行							
		[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行							
		[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行							
		合計	201	196	736	312	87	72	
		A:具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	200	196	732	310	86	72	
		B:包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	1	0	4	2	1	0	
		A/(A+B)	99.5%	100%	99.5%	99.4%	98.9%	100%	

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	(607)
(1)	(3)	(16)	(43)	(15)	(1)	(3)	(9)	(1)	(29)	(1)	(9)	(5)	(4)	(3)	(8)	(1)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
1	0	3	2	1	1	1	3	2	6	0	3	1	3	1	2	1	194
(1)		(2)	(2)		(1)		(2)	(2)	(2)		(3)		(1)	(1)	(2)	(1)	(113)
		(1)		(1)		(1)	(1)		(4)			(1)	(2)				(81)
0	0	3	16	4	2	4	4	3	23	7	8	7	16	2	5	8	608
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
																	2
																	0
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
																	0
																	0
																	0
25	45	159	261	105	110	94	130	83	394	62	143	138	118	124	109	96	9,375
22	45	158	261	105	110	94	130	83	394	58	143	138	118	124	108	95	9,302
3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1	1	73
88.0%	100%	99.4%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	93.5%	100%	100%	100%	100%	99.1%	99.0%	99.2%

[19頁から続く] 届出件数と公表件数は同じ数字である(2014年分以降の「届出件数」は得られていない。「公表件数」と「補償件数」については表2-1から表2-4参照)。疾病分類別のデータで比較してみると、2010年は452件、2011年は487件、2012年は373件、業務上の負傷に起因する疾病から非災害性腰痛に振り替えていることが確認できる(2010年分は化学物質等分は化学物質等による疾病からその他業務に起因する疾病にも5件振り替え)。2013年分は、「届出件数」として公表される段階ですでに操作が行われているのかもしれない。

なお、厚生労働省は、毎年6月頃に前年度分の「過労死等(以前は「脳・心臓疾患と精神障害」)の労災補償状況」及び「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況(速報値)」、12月頃に後者の「確定値」及び「石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表している。これらは、他と区別して特別の「処理経過簿」の作成を指示して、集計・公表されている職業病である。

なお、厚生労働省ホームページ「安全衛生関係統計・災害事例」には、全般など「労働災害発生状況」、「業務上疾病発生状況調査」、「労働安全衛生特別調査」、「労働災害動向調査」のほか、個別分野「熱中症による死亡災害発生状況」(2006～12年分のみ)、「酸素欠乏症・硫化水素中毒による労働災害発生状況」、「石綿の除去作業等に係る計画届及び監督指導等の件数」、「化学物質による労働災害発生状況」、「技能講習の登録機関及び修了者数」、「心理的な負担の程度を把握するための検査実施状況」も掲載されるようになっている。

● 労災保険事業年報

前述のとおり、厚生労働省ホームページ(厚生労働統計一覧)に「労災保険事業月報」及び「労働者災害補償保険事業年報」が掲載されるようになった。これも基本的な統計データであり、全国安全センターでは労災保険法施行以来の事業年報(古いものはコピー)を備え付けている。ホームページ上では、2005～14年度分について「労働者災害補償保険事業の概況」、2015年度分以降につい

ては年報の全文がPDFで、また、2009年度分以降について「保険給付等支払状況」がエクセルファイルで入手できるようになっている。

表1(年別全国)及び表8(都道府県別)に示した基本情報は、これらによって確認できる。詳しくは、以下のとおりである。

労災保険適用事業場数、労災保険適用労働者数は、年報の第1-2表(適用状況〔合計〕(都道府県別))。労災保険新規受給者数、障害(補償)給付一時金新規受給者数、遺族(補償)給付一時金新規受給者数、葬祭料(葬祭給付)受給者数は、「都道府県別、保険給付支払状況(業務災害+通勤災害+二次健康診断等給付)」エクセルファイル。死亡災害発生状況と死傷災害発生状況は、既出の情報源(前述のような公表データの変更があったために、表1の2012年以降の数字及び表8では、労働者死傷病報告による死傷災害発生状況の数字を示してある)。障害(補償)年金、傷病(補償)年金、遺族(補償)年金の新規受給者及び年度末受給者数は、各々、年報第7-10表(障害補償年金受給者数(都道府県別、等級別))、年報第7-15表(傷病補償年金受給者数(都道府県別、等級別))、第7-13表(遺族補償年金受給者数(都道府県別、新規受給者数は年金新規と前払一時金新規を合算)によっている。

● 毎月勤労統計不適切調査の影響

2019年に毎月勤労統計調査で不適切な調査が行われていたことが発覚して、過去に支給した労災保険給付についての追加調査等が必要になった(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03463.html)。追加調査は、2019年4月以降、とりわけ2020年度に集中して行われた模様である。2020年度、労災保険新規受給者数は既出のとおり653,355人(前年度687,455)だったのに対して、葬祭料・葬祭給付受給者数6,868人(2,671人)、障害(補償)一時金受給者数45,674人(19,235人)、遺族(補償)一時金受給者数1,764人(833人)といずれも、大幅に増加している一方で、給付金額はそれほど変わっていない。2020年度に集中的に行われた追加給付の件数が含まれている結果とのことである。



労働基準行政関係通達等

2021年度

2021. 4. 1 基発0401第26号「労働基準法第32条第1項、同条第2項、第35条第1項、第36条第6項第2号及び同項第3号違反事件の司法処理について」
2021. 4. 1 基監発0401第1.4号「労働基準法第32条第1項、同条第2項、第35条第1項、第36条第6項第2号及び同項第3号違反事件の司法処理等の具体的な取扱いについて」
2021. 4. 1 基発0401第27号「[監督指導時における一般労働条件の確保・改善に係る措置等について]の一部改正について」
2021. 4. 1 基発0401第28号「[時間外・休日労働協定の適正化に係る指導について]の一部改正について」
2021. 4. 1 基発0401第29号「[裁量労働制に関する届等の適正化について]の一部改正について」
2021. 4. 1 基監発0401第2号「[裁量労働制に関する届等の適正化の指導に当たって留意すべき事項について]の一部改正について」
2021. 4. 1 基発0401第31号「[高度プロフェッショナル制度に関する届等の適正化について]の一部改正について」
22021. 4. 1 基政発0401第2号/基監発0401第3号「[高度プロフェッショナル制度に関する専用相談窓口の設置に当たっての留意事項について]の一部改正について」
2021. 4. 1 基発0401第34号「労働基準局報告例規の一部改正について」※
2021. 4. 1 基発0401第35号「令和3年度地方労働行政運営方針について」※
2021. 4. 1 労働衛生課事務連絡「特定緊急作業従事者に対するがん検診等に係る医療機関の指定等に当たって留意すべき事項について」
2021. 4. 1 補償課事務連絡「都道府県労働局に対する訴訟対応の支援について」
2021. 4. 5 基発0405第2号「労災保険特別加入関係事務取扱手引について」★
2021. 4. 6 基安化発0406第3号「フィットテスト実施者に対する教育の実施について」※
2021. 4. 6 基監発0406第2号/基法発0406第1号/職需発0406第1号/雇均総発0406第1号/雇均雇発0406第1号「令和3年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について」
2021. 4. 7 基監発0407第3号「労・働者性に係る監督復命書等の内容分析について(送付)」
2021. 4. 8 補償課事務連絡「令和2年度における石綿関連疾患に係る処理経過簿の入力及び「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」に係る精査作業について」
2021. 4. 9 基発0409第2号「都道府県労働局における雇用環境・均等部(室)と労働基準部との連携及び雇用環境・均等部(室)と職業安定部等との連携について」
2021. 4. 9 基監発0409第1号/基安計発0409第1号「都道府県労働局における雇用環境・均等部(室)と労働基準部との連携及び雇用環境・均等部(室)と職業安定部等との連携に当たって留意すべき事項について」
2021. 4. 14 基安労発0414第1号/基補発0414第1号「新型コロナウイルス感染症に係る集団感染が発生した事業場に対する感染拡大防止の要請等について(一部改正)」
2021. 4. 14 基安労発0414第2号「新型コロナウイルス感染症に係る労働者死傷病報告受理時の対応について(一部改正)」
2021. 4. 16 基安労発0416第1-2号「地下駐車場等に使用される二酸化炭素消火設備の点検作業等における労働災害の防止について」※
2021. 4. 20 基発0420第2号「ボイラー及び圧力容器

2021年度 労働基準行政関係通達

- 安全規則等の一部を改正する省令の施行について」※
2021. 4. 20 基発0420第3-4号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」※
2021. 4. 20 労働衛生課事務連絡「【差替】「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」の一部修正について」
2021. 4. 23 基安化発0423第1号「日本産業規格T8150 呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法の改正について(公示)」※
2021. 4. 26 基発0426第3-4号「緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」
2021. 4. 26 基安化発0426第1号「ジアセチル(別名: 2,3-ブタンジオン)の取扱状況に係る調査について(協力依頼)」
2021. 4. 26 化学物質対策課事務連絡「建築物石綿含有建材調査者講習登録機関の石綿総合情報ポータルサイトへの掲載について」
2021. 4. 27 化学物質対策課事務連絡「令和3年度における石綿による健康障害防止対策の推進に当たって留意すべき事項における自主点検について」
2021. 4. 28 基補発0428第1号「労災薬剤費の処方における注意喚起等について」
2021. 4. 30 基発0430第2号「有期メリット制における第三者行為災害に係る保険給付の取扱いについて」
2021. 4. 30 基安発第1-4号「令和2年職場における熱中症の発生状況(確定値)等について」
2021. 4. 30 基安化発0430第1-3号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について(再注意喚起)」※
2021. 4. 30 基監発0430第3号「令和3年度「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業の実施に係る留意事項について」
2021. 4. 30 基監発0430第4号「令和3年度インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業の実施に係る留意事項について」
2021. 4. 30 基管発0430第1号/基補発0430第1号/基徴収発0430第1号「有期メリット制における第三者行為災害に係る保険給付の取扱いに関する運用について」
2021. 5. 6 基発0506第1号「「受動喫煙防止対策助成金の支給の実施について」の改正について」
2021. 5. 10 基発0510第1-2号「緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」
2021. 5. 11 補償課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の労災認定実務要領について」★
2021. 5. 13 基補発0513第1号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア及び労災はり・きゅう施術特別援護措置に係る事務処理について」
2021. 5. 17 基発0517第3号「複数事業労働者における労災保険給付に係る事務処理要領の一部改正について」★
2021. 5. 17 基管発0517第1号「複数事業労働者に係る労災支給決定に係る報告について」★
2021. 5. 17 基発0517第4-5号「基本的対処方針の改正等を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症対策の拡充について」
2021. 5. 17 労働衛生課事務連絡「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の更なる推進について」
2021. 5. 18 基発0518第6-7号「石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」※
2021. 5. 19 化学物質対策課事務連絡「再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等のための合同パトロール等の実施について」
2021. 5. 20 補償課事務連絡「電離放射線に係る疾病の業務上外に関する検討会報告書の差替えについて(依頼)」
2021. 5. 21 労働衛生課事務連絡「職場における熱中症予防対策のためのポータルサイトについて」
2021. 5. 26 基発0526第3-4号「「石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」の一部改正について」
2021. 5. 28 基安労発0528第3-4号「東京電力福島第一原子力発電所において緊急作業に従事した者に対する長期的健康管理の実施等について」
2021. 5. 31 基発0531第1号「令和3年度外国人労働者問題啓発月間について」
2021. 5. 31 基発0531第2-3号「令和3年度外国人労働者問題啓発月間について」

- 働問題啓発月間実施に対する協力依頼について」
2021. 5. 31 基監発0531第2号「令和3年度「外国人労働者問題啓発月間」の実施に当たって留意すべき事項について」
2021. 5. 31 基発0531第5号「メリット制事務処理手引の一部改定について」
2021. 5. 31 基発0531第7号「令和3年度における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施に係る対応について」
2021. 5. 31 基安発0531第2号「令和3年度における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施に係る対応の留意点について」
2021. 6. 1 基安発0601第1-2号「エックス線装置の点検作業等における被ばく防止の徹底について」※
2021. 6. 2 基発0602第1号「「有害物ばく露防止対策補助金事業実施要領」の改正について」
2021. 6. 4 基管発0604第1号/基徴収発0604第1号「クロスアポイントメント制度を利用した事業に係る労働者災害補償保険の適用等について」※
2021. 6. 4 化学物質対策課事務連絡「適切な保護具の選択、使用、保守管理等の推進について(協力依頼)」
2021. 6. 7 基安安発0607第1-3号「飲食物等のデリバリーに係る貨物自動車運送事業法の遵守について」
2021. 6. 7 基安化発0607第5-6号/基補発0607第1-2号「ジアセチル(別名:2,3-ブタンジオン)による健康障害の防止対策及び労災保険制度の周知について」※
2021. 6. 7 補償課事務連絡「心理的負荷による精神障害に係る医学意見の取扱いについて」
2021. 6. 8 基発0608第1号「「労働条件通知書等の普及促進について」の一部改正について」
2021. 6. 16 基発0616第1-3号「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の公布について」※
2021. 6. 21 基発0621第1号「今後の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等への対応について」
2021. 6. 24 基補発0624第1号「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いの改正について」
2021. 6. 22 基安発0622第1号「外国人労働者に対する健康診断問診票の周知について」
2021. 6. 28 化学物質対策課事務連絡「「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガ」による労働者の健康障害防止に関する情報の周知について(協力要請)」
2021. 6. 28 化学物質対策課事務連絡「「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガ」による労働者の健康障害防止に関する情報の文部科学省への周知について」
2021. 6. 29 基発0629第2-3号「労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関手続について」※
2021. 6. 29 補償課事務連絡「石綿による疾病に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の請求に至る契機の把握について(報告方法の変更)」
2021. 6. 30 基安発0630第10号「令和2年に発生した酸素欠乏症等の労働災害発生状況について」
2021. 7. 2 基安発0702第3号/基補発0702第1号「新型コロナウイルス感染症に係る集団感染が発生した事業場に対する感染拡大防止の要請等について(一部改正)」
2021. 7. 5 基発0705第6号「長時間労働につながる商慣行改善に向けたお願いについて(協力依頼)」
2021. 7. 5 基安化発0705第1-3号「「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」の一部改正について」※
2021. 7. 6 基監発0706第1号「令和3年10月から適用される社内預金の下限利率について」※
2021. 7. 13 基発0713第2-3号「緊急事態措置区域として東京都が追加されたこと等を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」
2021. 7. 13 安全課事務連絡「令和3年度厚生労働省補助事業「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」に基づく林業における労働災害防止対策の推進に係る留意事項について」
2021. 7. 13 補償課事務連絡「第三者行為災害支給調整等事業に係る事務処理について」
2021. 7. 14 補償課事務連絡「二次健康診断等給付費用請求内訳書に係る印刷誤り及び今後の対応について」
2021. 7. 19 基安化発0719第1号「「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」

2021年度 労働基準行政関係通達

報告書について」

2021. 7. 26 基発0726第2号「「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」の一部改正について」※
2021. 7. 26 化学物質対策課事務連絡「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」※
2021. 7. 26 補償課事務連絡「令和2年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表に関する作業について」
2021. 7. 30 基発0730第1-2号「過労死等の防止のための対策に関する大綱の変更について」※
2021. 8. 2 基補発0802第1号「業務上疾病の労災補償状況調査について」
2021. 8. 2 補償課事務連絡「厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物による疾病並びに「その他に包括される疾病」に係る統計調査について」
2021. 8. 2 基管発0802第1号「令和3年度における労災特別介護施設（ケアプラザ）の入居促進強化に係る対応について（依頼）」
2021. 8. 2 基管発0802第2号「「労災特別介護施設（ケアプラザ）」の周知広報等へのご協力について」
2021. 8. 3 基発0803第1号「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）」※
2021. 8. 3 基発0803第2号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正について」
2021. 8. 3 基安労発0803第1号「じん肺管理区分決定業務に係る個人情報漏えい防止のための管理の徹底について」
2021. 8. 3 基安労発0803第2-3号「8月以降における熱中症予防対策の徹底について」
2021. 8. 3 労働衛生課事務連絡「健康診査実施機関による受診者本人への結果の開示について」
2021. 8. 4 基発0804第1号「労働災害再発防止のための自主点検WEBサービスに係る利用手引の改定について」
2021. 8. 4 基補発0804第1号「「義肢、装具及び座位保持装置等支給事務取扱要領」の一部改正について」
2021. 8. 4 労働衛生課事務連絡「「じん肺管理区分決定業務に係る個人情報漏えい防止のための管理の徹底について（再周知）」の一部修正について」
2021. 8. 10 基補発0810第1-2号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正について」
2021. 8. 12 基発0812第5-7号「電気機械器具防爆構造規格第5条の規定に基づき、防爆構造規格に適合するものと同等以上の防爆性能を有することを確認するための基準等について」※
2021. 8. 23 基補発0823第1号「特別加入の対象となる事業の追加及び作業の新設に伴う事務処理事項について」★
2021. 8. 23 労働衛生課事務連絡「労働衛生業務の遂行に当たって生じた疑義について（回答）」
2021. 8. 24 労働衛生課事務連絡「放射線業務従事者等の健康管理等の徹底について」
2021. 8. 25 基発0825第1号「労働基準局報告例規の一部改正（補408）について」★
2021. 8. 25 基監発0825第1号「警察庁、法務省、出入国在留管理庁及び厚生労働省による「不法就労等外国人対策に係る具体的施策について（改訂）」の策定について」
2021. 8. 27 労働衛生課事務連絡「電離放射線健康診断結果報告書の提出義務に関する周知について」
2021. 9. 1 基発0901第1号「労災保険給付事務取扱手引の一部改正について」★
2021. 9. 1 基発0901第3-4号「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の社会保険労務士法の施行について」★
2021. 9. 1 基発0901第5-6号「防爆構造電気機械器具の型式検定に係る検定の方法等の改正について」
2021. 9. 1 基安安発0901第3号/基安労発0901第4号/基安化発0901第1号「「インターネット等を介したeラーニング等により行われる技能講習等の実施ガイドライン」等の周知について」※
2021. 9. 1 基安安発0901第4号/基安労発0901第3号/基安化発0901第2号「技能講習の講師要件に係る質疑応答について」※
2021. 9. 1 基監発0901第1号/基安労発0901第2号「医療機関における放射線管理の徹底に向けた当面の取組について」※
2021. 9. 3 基安発0903第5-6号「リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」※

2021. 9. 3 労働衛生課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る職場における積極的な検査の実施について」
2021. 9. 8 労災発0908第1号「咽頭がん・悪性黒色腫と放射線被ばくに関する医学的知見報告書とこれを踏まえた労災補償の考え方について」★
2021. 9. 9 基発0909第1-2号「労働基準行政デジタル化推進計画の策定等について」
2021. 9. 10 補償課事務連絡「心理的負荷による精神障害に係る労災支給決定事案の情報提供について」
2021. 9. 13 基発0913第4号「労災保険特別加入関係事務取扱手引」について」★
2021. 9. 13 基安化発0913第1号「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の周知について(ご協力のお願い)」
2021. 9. 14 基発0914第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」※
2021. 9. 14 基補発0914第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準に係る運用上の留意点について」※
2021. 9. 15 基発0915第2号「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針の一部改正等について」※
2021. 9. 15 基監発0915第1号/基補発0915第1号「「過労死等事案に係る監督担当部署と労災担当部署間の連携について」の一部改正について」★
2021. 9. 15 基監発0915第2号「「長時間労働による脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求が行われた事業場に対する当面の対応について」の一部改正について」
2021. 9. 15 基監発0915第3号「「労働基準法第32条第1項、同条第2項、第35条第1項、第36条第6項第2号及び同項第3号違反事件の司法処理等の具体的な取扱いについて」の一部改正について」
2021. 9. 15 補償課事務連絡「令和3年度第1回判決分析説明会の実施について」
2021. 9. 22 基発0922第2-4号「労働組合法第18条第1項に基づく労働協約の地域的拡張適用の決定について」
2021. 9. 24 補償課事務連絡「「脳・心臓疾患及び精神障害事案に係る処理経過簿」等の入力及び報告について」
2021. 9. 27 基発0927第3号「令和3年度過労死等防止啓発月間における過労死等防止対策推進シンポジウム等及び過重労働解消キャンペーンの実施について」
2021. 9. 27 補償課事務連絡「集団感染が発生した医療機関等における労働者の感染が疑われる事案を把握した場合の労災請求勧奨等の対応について」
2021. 9. 28 基安化発0928第1号「「化学設備等定期自主検査指針」における目視検査の取り扱いについて」
2021. 9. 29 基安労発0929第1,2,4-6号「陸上貨物運送事業、小売業(食品スーパー及び総合スーパー)及び社会福祉施設(介護施設)における労働災害防止に向けたより一層の取組の協力要請について」
2021. 9. 29 基安安発0929第1-2号「小売業(食品スーパー及び総合スーパー)及び社会福祉施設(介護施設)における労働災害防止に向けたより一層の取組の協力要請について」
2021. 9. 29 基安安発0929第3号「社会福祉施設(介護施設)における労働災害防止に向けたより一層の取組について(協力依頼)」
2021. 9. 29 基安安発0929第4-5号「陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けたより一層の取組について(協力依頼)」
2021. 9. 30 基発0930第1号「長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等及び若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する取組の強化について」
2021. 9. 30 基監発0930第1号「長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等及び若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する重点監督の実施等について」
2021. 9. 30 基発0930第3号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正について」
2021. 9. 30 基発0930第5-7号「令和3年度労働保険未手続事業一掃強化期間の取組について」
2021. 9. 30 基安計発0930第1-2号「社会保険労務士等が労働基準法等に基づく手続について電子申請により提出代行を行う場合の取

2021年度 労働基準行政関係通達

- 扱いについて」
2021. 9. 30 基安安発0930第1号「陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けた一層の取組について」
2021. 10. 1 基安安発1001第1-4号「10月10日の「転倒予防の日」を契機とした転倒災害防止の取組の促進について」
2021. 10. 1 基政発1001第1号/基監発1001第1号/雇均職発1001第1号/雇均有発1001第1号「令和3年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について」
2021. 10. 4 補償課事務連絡「石綿ばく露作業に係る労災認定者の死亡年統計に関する作業について」
2021. 10. 5 化学物質対策課事務連絡「石綿を含有するおそれのある製品の輸入手続について」
2021. 10. 5 補償課事務連絡「令和3年度労働保険未手続事業一掃 強化期間における労災保険特別加入制度の周知等について」
2021. 10. 6 基補発1006第1号「新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費等の臨時的な取扱いについて」
2021. 10. 7 基総発1007第1-2号「過労死等防止に係る取組について」
2021. 10. 8 基発1008第61-62号「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について（一部改正）」
2021. 10. 11 基発1011第4号「新型コロナウイルス感染症に係る保健所等の行政機関の指示等に基づく自宅待機等による休業期間を含む給付基礎日額の算定について」
2021. 10. 11 基安労発1011第1-2号「保健衛生業及び陸上貨物運送事業に対する腰痛予防サイトの周知について」
2021. 10. 15 基安労発1015第5号「鉄鋼業及び輸送用機械等製造業の事業場に設置されている放射線装置による被ばく防止を主眼とする個別指導の実施について」
2021. 10. 15 基安化発1015第1号「建築物石綿含有建材調査者講習に係るインターネット等を介したeラーニング等による実施について」
2021. 10. 26 安全課事務連絡「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画の策定推進等について」
2021. 10. 27 基補発1027第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災認定実務要領について」★
2021. 10. 29 化学物質対策課事務連絡「「珪藻土バスマット等に係る石綿含有事例についての周知及び協力依頼について」の廃止について」
2021. 11. 11 補償課事務連絡「令和3年度末時期における第三者行為災害支給調整等事業に係る事務処理について」
2021. 11. 12 基安安発1112第2-5号「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策の徹底について」
2021. 11. 16 基補発1116第1-2号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正について」
2021. 11. 19 基発1119第1号「原子力施設に係る災害発生時の対応等について」
2021. 11. 19 基安労発1119第1号「原子力施設に係る災害発生時の対応要領の策定について」
2021. 11. 24 基安労発1124第1号「令和3年度における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施に係る対応の留意点について」
2021. 11. 24 基安化発1124第1-15号「微生物を用いる変異原性試験の結果に基づく指導について」
2021. 11. 24 基安化発1124第16-19号「微生物を用いる変異原性試験の結果等に係る指摘事項について」
2021. 11. 25 基発1125第12-13号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」※
2021. 12. 1 基発1201第1-6号「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」※
2021. 12. 1 基発1201第7-8号「「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の一部改正について」※
2021. 12. 1 基安労発1201第1号「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の改正に係る質疑応答集について」※
2021. 12. 1 基総発1201第1号/基監発1201第1号/基補発1201第2号/基安安発1201第1号/基安労発1201第9号「「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく遺族等からの開示請求に係る対応について（周知）」の一部改正について」★
2021. 12. 1 基補発1201第1号/基管発1201第1号「特定石綿被害建設業務労働者等に対

- する給付金等の支給に関する法律に係る情報の提供について」
2021. 12. 1 補償課事務連絡「傷病手当金の支給決定のための休業（補償）等給付に係る受給情報の照会について」
2021. 12. 3 基安労発1203第1号「病院、診療所、社会福祉施設等に対する腰痛予防動画サイトについて（周知依頼）」
2021. 12. 8 基監発1208第1号「本年度における最低賃金の履行確保に係る監督指導の実施等について」
2021. 12. 8 基監発1208第2号「複数の使用者の下で労働基準法施行規則第23条の規定による許可を受けた宿直又は日直業務を行う労働者に係る対応について」
2021. 12. 10 基安労発1210第1-2号「保健衛生業及び陸上貨物運送事業に対する腰痛予防サイトの周知について」
2021. 12. 14 基監1214第1号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」※
2021. 12. 15 基安労発1215第1号/基安化発1215第1号/基補発1215第1号「石綿ばく露作業による労災認定等事業場に就労した労働者等への労災補償制度・特別遺族給付金制度及び健康管理手帳制度等の周知について」
2021. 12. 16 基発1216第1号「労働基準法の一部を改正する法律等の施行に係る更なる周知への御協力について（消滅時効等）（依頼）」
2021. 12. 16 基補発1216第1号「新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について」
2021. 12. 16 補償課事務連絡「「第三者行為災害事務取扱手引（令和2年4月）」において示されている特定の事務処理の取扱い等について」
2021. 12. 17 基総発1217第1号「令和4年度における署監督課長等の要員不足対策に係る本省要請について」
2021. 12. 17 基監発1217第1号「複数の使用者の下で労働基準法施行規則第23条の規定による許可を受けた宿直又は日直業務を行う労働者に係る対応について」
2021. 12. 17 補償課事務連絡「令和2年度「業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）」に
ついて」☆
2021. 12. 20 基発1220第2号「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金の運営について」
2021. 12. 20 基安化発1220第1号「少量新規化学物質の確認申請における確認調査票の廃止について」※
2021. 12. 22 基発1222第17-18号「「建材中の石綿含有率の分析方法について」の一部改正について」※
2021. 12. 22 基安化発1222第1-4号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）」※
2021. 12. 22 化学物質対策課事務連絡「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」※
2021. 12. 22 基補発1222第1号「複数業務要因災害（脳・心臓疾患及び精神障害等）の労災認定実務要領の一部改正について」
2021. 12. 23 基発1223第1号「労働災害再発防止のための自主点検WEBサービスに係る利用手引の改定について」
2021. 12. 23 基発1223第2-3号「「石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」の一部改正について」
2021. 12. 23 安全課事務連絡「建設業に従事する一人親方等の非労働者の死亡災害に係る情報収集について」
2021. 12. 27 基補発1227第1号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について（平成19年7月20日付け基労補発第0720001号）の一部改正について」
2021. 12. 28 基発1228第1-5号「「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知について」※
2022. 1. 6 基発0106第7号「押印を求める手続の見直し等のための関係通達の改正について」
2022. 1. 6 基補発0106第1号「療養（補償）等給付請求に係る支給決定証明の取扱いについて」
2022. 1. 7 基発0107第2号/職発0107第3号/雇均発0107第7号「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項について」
2022. 1. 7 基法発0107第1号/基政発0107第1号/基監発0107第1号/職首発0107第1号/

2021年度 労働基準行政関係通達

- 雇均総発0107第1号/雇均有発0107第1号「「いわゆる『シフト制』により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」の周知に係る留意事項について」
2022. 1. 11 基安化発0111第1-2号「労働安全衛生法に基づく安全データシート（SDS）の記載に係る留意事項について」※
2022. 1. 13 基発0113第1-2号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について」
2022. 1. 13 基発0113第4-5号「石綿ばく露防止対策の推進について」
2022. 1. 13 基監発0113第1号「石綿ばく露防止対策の推進に当たって留意すべき事項について」
2022. 1. 13 基安化発0113第1号「石綿ばく露防止対策の推進に当たって留意すべき事項について」
2022. 1. 14 安全課事務連絡「林業労働安全対策の強化への協力について」
2022. 1. 14 基監発0114第1号「最低賃金の履行確保に係る監督指導の実施等について」
2022. 1. 18 基発0118第4号「「労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る施術料金等の取扱いについて」等の一部改正について」※
2022. 1. 19 基発0119第1号「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等支給要領について」※
2022. 1. 19 基発0119第2号「労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について」※
2022. 1. 19 基発0119第3号「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律等の施行について」※
2022. 1. 19 基発0119第6-8号「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律等の施行について」※
2022. 1. 19 基発0119第9号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について」※
2022. 1. 21 基安労発0121第1号「働く女性の健康支援に関する産業保健総合支援センター、女性健康支援センター及び不妊専門相談センターとの連携について（依頼）」
2022. 1. 26 基発0126第8号「令和3年度中央労災補償業務監察実施結果について」
2022. 1. 26 基発0126第9号「令和3年度中央労働保険適用徴収業務監察実施結果について」
2022. 1. 27 基法発0127第1号/基監発0127第1号「労働組合法第18条第1項に基づく労働協約の地域的拡張適用の決定に関して留意すべき事項について」
2022. 1. 28 基発0128第3号「令和3年度中央労働基準監察結果の概要について」
2022. 1. 31 基発0131第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」
2022. 1. 31 基発0131第9-12号「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正等について」※
2022. 2. 2 基安労発0202第1号「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律に係る「じん肺管理区分決定通知書」の提供について」
2022. 2. 2 基監発0202第1号/基総発0202第1号/基安労発0202第2号/基安安発0202第1号/基補発0202第1号「「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく遺族等からの開示請求に係る対応について（周知）」の一部改正について」
2022. 2. 4 基発0204第1号「令和2年度「騒音作業場に関する実態把握事業」の調査結果の公表について」
2022. 2. 8 補償課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の労災認定実務要領の一部改正について」★
2022. 2. 9 基発0209第1号「最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について（協力依頼）」
2022. 2. 9 基安発0209第1-2号「小売業、介護施設を中心として増加する行動災害の予防対策の推進について」
2022. 2. 9 基安労発0209第1号/基安安発0209第1号「小売業、介護施設を中心として増加する行動災害の予防対策の推進に係る留意事項について」
2022. 2. 10 補償課事務連絡「労災保険認定業務支

援ツールの試行運用の停止について」

2022. 2. 14 基発0214第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」★

2022. 2. 15 労災発0215第1号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」※

2022. 2. 16 労働衛生課事務連絡「職場復帰する際に職場等に対する陰性証明等の提出が不要であることについて(再周知)」

2022. 2. 17 基発0217第1号「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」の一部改正について」

2022. 2. 17 基安発0217第1号「安全衛生業務の推進について」

2022. 2. 18 基発0218第2-3号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び簡易ボイラー等構造規格の一部を改正する件の施行について」※

2022. 2. 21 計画課事務連絡「行政文書に係る開示決定等の業務の適切な実施について」

2022. 2. 22 基発0222第1号「安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰実施要領の別添「厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰基準」の一部改正について」※

2022. 2. 24 基発0224第1-2号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について」※

2022. 2. 24 補償課事務連絡「令和3年度第2回判決分析説明会の実施について」

2022. 2. 28 基発0228第1号「厚生労働大臣が定める現物給与の価額について」※

2022. 2. 28 基補発0228第1号「石綿による健康被害の救済制度に関する周知等の取組(中皮腫死亡者の把握に係る調査の実施)」について」

2022. 3. 1 基発0301第1-4号「事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について」※

2022. 3. 1 基補発0301第1号「適正給付管理の実施に係る事務処理上の留意点について」

2022. 3. 4 計画課事務連絡「「石綿関連文書の保存について」の一部改正について」

2022. 3. 8 基徴収発0308第1号「令和4年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について」

2022. 3. 14 基安発0314第1号「原子力施設を管

轄する労働基準監督署と原子力規制事務所との連携について(回答)」

2022. 3. 14 基安発0314第2号「原子力施設を管轄する労働基準監督署と原子力規制事務所との連携について」

2022. 3. 15 基安発0315第2号「「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」がんに関する留意事項の統計等データの更新について」

2022. 3. 16 基監発0316第1号「「働き方改革の推進に向けた労働時間相談・支援班の実施事項等について」の一部改正について」

2022. 3. 16 基安発0316第2-5号/基安安発0316第1-4号「小売業、介護施設において増加する転倒、腰痛等の行動災害の予防対策の推進について(協力依頼)」

2022. 3. 16 労働衛生課事務連絡「地域両立支援推進チームにおける構成機関相互の連携の促進及び好事例の収集に当たって留意すべき事項等について」

2022. 3. 17 監督課事務連絡「令和4年度の監督指導業務の運営に当たって留意する事項について」★

2022. 3. 17 労働衛生課事務連絡「「B.1.1.529系統が主流である間の感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」を踏まえた事業場における取扱いについて」

2022. 3. 17 補償課事務連絡「第三者行為災害支給調整等事業に係る事務処理について」

2022. 3. 18 労災発0318第1号「労災業務担当職員育成実施要綱の策定について」

2022. 3. 18 労災発0318第2号「労災業務OJTマニュアルの一部改正について」★

2022. 3. 22 基発0322第2号「介護労働者の労働条件の確保・改善対策の推進について」

2022. 3. 22 基監発0322第1号「介護労働者の労働条件の確保・改善対策の推進に当たって留意すべき事項について」

2022. 3. 22 基監発0322第2号「令和4年度における時間外・休日労働に関する協定届に係る情報のデータ管理について」

2022. 3. 23 基発0323第1号「賃金不払等に係る法違反の遡及是正について」

2022. 3. 23 基発0323第5号「「都道府県労働局における厚生労働省防災業務計画の留意点及び業務継続計画について」の改定につい

2021年度 労働基準行政関係通達

- て」
2022. 3. 23 基監発0323第1-2号「「労働基準監督機関における司法警察権限の行使に関する規範に基づく処理要領について」の一部改正について」
2022. 3. 23 基監発0323第3号「「技能実習生に対する人身取引が疑われる事案への対応に当たり留意すべき事項について」の一部改正について」
2022. 3. 24 基監発0324第1号「令和4年度インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業の実施に係る留意事項について」
2022. 3. 24 基監発0324第2号「令和4年度「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業の実施に係る留意事項について」
2022. 3. 24 基安労発0324第1号「小売業、介護施設において増加する転倒、腰痛等の行動災害の予防対策の推進について（協力依頼）」
2022. 3. 24 基安労発0324第2号「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」
2022. 3. 24 基安労発0324第3号「事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について」
2022. 3. 24 基安労発0324第4号/基補発0324第3号「石炭じん肺訴訟に係る和解後の管理区分変更等の調査依頼について」
2022. 3. 24 補償課事務連絡「「石綿関連文書の保存について」の一部改正について」
2022. 3. 25 基発0325第1号「「監督業務運営要領の改善について」の一部改正について」
2022. 3. 25 基監発0325第1号/基総発0325第1号/基安労発0325第1号/基安安発0325第1号/基補発0325第1号/基管発0325第1号「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係通達の整備について」
2022. 3. 25 労働衛生課事務連絡「「B.1.1.529系統が主流である間の感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」を踏まえた事業場における取扱いについて」
2022. 3. 28 基安労発0328第1号「「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の一部改正について」
2022. 3. 28 基監発0328第2号/基安労発0328第2号
- 「「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」
2022. 3. 28 基監発0328第3号「「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表の適正な運用について」の一部改正について」
2022. 3. 28 基監発0328第4号「「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」
2022. 3. 29 基発0328第9号「「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」の一部改正について」
2022. 3. 29 基発0329第4号「労働基準行政デジタル化推進計画の改定等について」
2022. 3. 29 基発0329第5号「労働基準局報告例規の一部改正（補405）について」
2022. 3. 29 基発0329第14号「令和4年度地方労働行政運営方針について」※
2022. 3. 29 基発0329第15号「労災保険における看護料算定基準の一部改正について」
2022. 3. 29 基監発0329第1号/基法発0329第1号/職需発0329第3号/雇均総発0329第1号/雇均雇発0329第1号「令和4年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について」
2022. 3. 29 基安労発0329第1-3号「治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の改定について」
2022. 3. 29 基安安発0329第1号「「労働者死傷病報告等の提供に係る確認書」の一部変更について」
2022. 3. 29 基安労発0329第4号「労働安全衛生規則第62条に基づく別表第四第一種衛生管理者免許の項下欄第3号に該当する学科等について」
2022. 3. 29 補償課事務連絡「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施のために必要な決裁の確認等について」

2022. 3. 30 基発0330第4号「「今後における一般労働条件の確保・改善対策の推進に関する基本方針について」の一部改正について」
2022. 3. 30 基発0330第5号「「時間外・休日労働協定の適正化に係る指導について」の一部改正について」
2022. 3. 30 基監発0330第4号「「時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超え100時間以下と考えられる事業場等に対する監督指導の実施に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」
2022. 3. 30 基監発0330第5号「「長時間労働抑制監督における是正勧告等について」の一部改正について」
2022. 3. 30 基監発0330第6号「「長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」
2022. 3. 30 基監発0330第7号「「長時間労働による脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求が行われた事業場に対する当面の対応について」の一部改正について」
2022. 3. 30 基監発0330第8号「「中小企業に対する当面の労働時間に関する監督指導等に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」
2022. 3. 30 基監発0330第9号「「違法な長時間労働に係る司法処分の効果的な公表について」の一部改正について」
2022. 3. 30 基発0330第6号「「裁量労働制に関する届等の適正化について」の一部改正について」
2022. 3. 30 基監発0330第10号「「裁量労働制に関する届等の適正化の指導に当たって留意すべき事項について」
2022. 3. 30 基発0330第7号「「高度プロフェッショナル制度に関する届等の適正化について」の一部改正について」
2022. 3. 30 基政発0330第1号/基監発0330第11号「「高度プロフェッショナル制度に関する専用相談窓口の設置に当たっての留意事項について」の一部改正について」
2022. 3. 30 基監発0330第1号「「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージに基づく取組に当たって留意すべき事項について」
2022. 3. 30 基監発0330第2号「「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージに基づく公正取引委員会・中小企業庁への通報の運用について」
2022. 3. 30 基監発0330第3号「「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージに基づく国土交通省への通報の運用について」
2022. 3. 30 基安安発0330第1号「「令和4年度補助事業「荷役作業における陸上貨物運送事業の安全衛生活動支援事業」の実施について」
2022. 3. 30 基安安発0330第2-4号/基安化発0330第1-3号「「令和4年度における建設業の安全衛生対策の推進について」※
2022. 3. 30 基補発0330第1号「「第三者行為災害支給調整等事業に係る外部委託について」
2022. 3. 30 補償課事務連絡「中央労災補償訟務官の担当労働局の通知及び新任訟務担当者事務指導の実施について」
2022. 3. 31 基発0331第26号「「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」※
2022. 3. 31 基発0331第27号「「「労災就学援護費の支給について」(昭和45年基発第774号)の一部改正について」※
2022. 3. 31 基発0331第28号「「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」※
2022. 3. 31 基発0331第31号「「「ストレスチェック制度の施行を踏まえた当面のメンタルヘルス対策の推進について」の一部改正について」※
2022. 3. 31 基監発0331第3号/基補発0331第1号/基安労発0331第3号/雇均雇発0331第1号「「「ストレスチェック制度の施行を踏まえた当面のメンタルヘルス対策の推進に当たっての具体的手法について」の一部改正について」
2022. 3. 31 基発0331第33号「「「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進について」の一部改正について」※
2022. 3. 31 基監発0331第4号/基補発0331第2号/基安労発0331第4号/雇均雇発0331第2号「「「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進に当たっての具体的手法について」の一部改正について」
2022. 3. 31 基発0331第34号「「労災診療費算定基準

[71頁へ続く]

全国安全センターの 活動報告と方針案

1. 労働安全衛生は基本的権利

わが国が労働安全衛生法制定50周年を迎える今年6月、安全かつ健康的な労働環境が、ILOの5番目の労働における基本的原則・権利（基本的権利に関する原則）に追加されました（他の4つは、①結社の自由と団体交渉権の効果的な承認、②あらゆる形態の強制労働の禁止、③児童労働の実効的な廃止、④雇用と職業における差別の排除）。

国連人権理事会が、2019年9月に有害物質・破棄物に曝露する労働者の権利の保護に関する決議を、また、2021年10月には清潔、健康で持続可能な環境を人権と認める決議を採択したことも含めて、最近の重要な進展であり、安全センター情報はそれらをすべてをカバーしてきました。

これらも周知し、権利としての労働安全衛生とともに、（新型コロナウイルス感染症や暴力・ハラスメントの防止等を含めた）使用者等の義務を、あらためて強調・促進していくことが重要と考えます。

2020年7月にILOが「労働安全衛生法令策定のためのサポートキット」を発行しており、これまでに「労働安全衛生法が適用されるのは誰か」（02-3）、「労働安全衛生義務と権利」（04）の部分を紹介しましたが、わが国の労働安全衛生法のあり方を考えるためにも、他の部分も紹介していく予定です。

2. 石綿健康被害救済法の見直し

2021年5月17日の最高裁判決を契機に異例の速さで「建設アスベスト給付金法」が成立し、予定より

も早く1月19日に施行された一方で、2021年度中と予定されていた中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会による石綿健康被害救済法の三度目の5年ごとの見直しは2022年度にずれこんでしまいました。結果的に、「待ったなし」と言ってきた請求期限切れが現実になってしまったものの、2022年6月17日に議員立法による石綿健康被害救済法改正が成立し、さらに10年間延長する三度目の請求期限延長等が実現しました。

これは、早くから「救済法改正への3つの緊急要求」を掲げ、かつてなく精力的に国会議員等への働きかけを行った中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の努力の賜物にほかなりません。全国安全センターは補償・救済状況の検証データ等を提供するとともに、労災認定等事業場名公表を受けた2021年12月16-17日及び請求期限切れ問題にしまわって急ぎ設定された2022年3月18-20日の全国一斉ホットラインに全面的に協力するなどして、支援してきました。請求期限切れに向けて厚生労働省が周知業務を委託する業者を公募したものの入札がなく、やり直しでも全国を8地区に分けたうちの1地区（関東甲信越）しか業者が決まらなかった（約430人に通知）というなかで、2021年度労災時効救済の請求件数がここ数年の十数倍の546件に達したのもそうした取り組みの成果であったでしょう。

石綿健康被害救済小委員会が2022年6月6日から始まり、石綿対策全国連絡会議を代表して中皮腫サポートキャラバン隊の右田孝雄さんが委員に加わって、残る2つの緊急要求-①「格差のない」給付と「すき間」をなくす認定基準の見直しと②治療研究促進のための基金の活用等の実現をめざしてい

ます。2022年6月13日の参議院環境委員会附帯決議がこれらの問題を取り上げていること、第1回小委員会でも多数の委員から②を支持する発言があったこと、石綿被害救済制度研究会が専門家の立場から「『新たな』制度に向けての提言」をまとめていることなどを最大限生かした広範な取り組みによって、具体的成果につなげていきたいと思えます。

さらに、建設アスベスト給付金制度の適切な運用とともに、これを建材メーカーにも資金拠出させた制度にすべく、2022年6月7日には新たな建材メーカー訴訟の全国一斉提訴も行われ、石綿被害救済制度研究会も二度にわたり関連した提言を公表しています。いくつかの地域センターと関係のある被害者・家族も原告に加わっています。

3. ハラスメント、心理社会的リスク

2020年に義務化されたパワーハラスメント防止措置義務の中小企業に対する適用猶予が2022年4月からなくなり、また、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が示されました。法律で義務化されたセクハラ・マタハラ・ケアハラ・パワハラ防止措置を示した4つの指針と1つのマニュアルも足がかりにしながら、職場でハラスメント対策に具体的に着手し、強化していくことが期待されています。

全国安全センターは、コミュニティユニオン全国ネットワークとともに、パワハラ防止法施行に合わせて2020年6月1-2日とWHOの「自殺予防デー」に合わせて2021年9月14日に全国一斉「職場のいじめハラスメントほっとライン」に取り組むとともに、各センターが様々な具体的相談に対応しています。

また、2021年9月14日に「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」が20年ぶりに改正されたのに続き、2021年12月7日から「精神障害の労災認定基準」の見直し検討作業がはじまっています。全国安全センター/メンタルヘルス・ハラスメント対策局では、議論の経過を踏まえながら対応することとして、2022年4月28日に最初の申し入れを送っています。

長時間労働やストレスを含め、労災認定基準で過重負荷や心理的負荷として議論されている内

容や、暴力・ハラスメントなどは、国際的には心理社会的リスクという概念でとらえられるようになってきていますが、安全センター情報では意識的に関連情報を取り上げてきました。最近では具体的には、WHO/ILO共同推計というかたちで心理社会的リスクを含めた職業リスクの健康影響を推計する努力が進展していること（予防可能な傷病負荷を示すことで対策を促すことが目的ですが、労災認定基準で活用する道もあり得るでしょう）。また、ILO暴力・ハラスメント条約が労働安全衛生マネジメントに心理社会的リスクを統合することによる防止対策を明示したり、暴力・ハラスメントや心理社会的リスクに対処するための国の法令の経験が積み重ねられていることなどがあげられます。これらの教訓が日本における取り組みの刺激になればと思います。

4. 「新たな化学物質規制」

2021年の「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」を踏まえた「化学物質による労働災害防止のための新たな規制」について、関係政省令等が示され、2022～24年度からの段階的施行に向けて動き出しました。全国安全センターは、アスベストや職業性胆管がん・膀胱がん事件等に積極的に取り組んできた経過も踏まえ、とくに厚生労働省交渉で取り上げて問題点を明らかにするとともに、要請等を行っています。とりわけ、特化則、有機則、鉛則、粉じん則、四アルキル則の安易な廃止には強く反対しているところです。

一方で、安全センター情報で関連情報を紹介しています。ちょうどILOが2021年5月に「労働における有害な化学物質への曝露と結果としての健康影響：グローバルレビュー」報告書を公表したことから、化学物質管理のあり方に関する総論だけでなく、アスベスト、シリカ、重金属、溶剤、染料、工業用ナノマテリアル、パーフルオロ化学物質、内分泌かく乱物質、職場大気汚染の各論についても紹介しました。「新たな規制」の中核とされる、リスクアセスメントに基づき（「管理のヒエラルキー」にしたがって）リスクを最小限にするという原則がもちろん確認されているものの、同時に、様々な化学物質の曝露・健康

影響・地域的傾向・ジェンダーの役割等に配慮した政策措置の必要性を指摘していると言えます。

5. 労働者以外の者の保護

建設アスベスト訴訟最高裁判決は、一人親方等に対する国の責任を認めるなかで、「物/場所の危険性に着目した規制」は「労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当」と判示しました。また、労働安全衛生法第1条は「快適な職場環境の形成を促進することをも目的に掲げているのであるから」、上記両規制が、「労働者に該当しない者を当然に保護の対象外としているとは解し難い」ともしています。厚生労働省はこの最高裁判決を踏まえた労働安全衛生法令見直しの検討を進め、まず有害物等による健康障害防止規制について労働安全衛生規則等11規則の改正が行われ2023年4月1日から施行されることになり、それ以外の規制について「個人事業者等に対する安全衛生対策に関する検討会」における検討がはじまっています。

また、「働き方改革」の一環として「フリーランスの環境整備」等も掲げられて、労災保険の特別加入制度の対象範囲の拡大が進められています。

安全センター情報はこれらの動きをカバーしていますが、2021年10月の全国安全センター第32回総会の記念講演でフリーランスの実態と政策課題を取り上げ、その後、プラットフォーム労働者の安全衛生保護政策をめぐる欧州の動きなども紹介しています。本人の責任と負担で労災保険に特別加入し、また安全衛生対策を実施するというかたちだけではなく、例えばプラットフォーム労働者についてプラットフォーム企業に労災保険の費用負担や実施を負わせるというアプローチが必要不可欠と考えます。

6. 原発被ばく労働対策

2011年の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故以来、全国安全センターは他の市民団体等と協力しながら、原発被ばく労働の問題に対する取り組みを継続しています。

最近では、2021年5月12日には第22回目になる被

ばく労働問題省庁・東電交渉、5月28日には被ばく労働ネットワークとしての春闘集会を開催、被ばく労働問題に関する学習会も継続しています。また、東電福島第一原発の事故収束や九電玄海原発の定期検査に従事し急性骨髄性白血病を発症した（労災認定済み）あらかぶさんが東電と九電を相手取って起こした損害賠償裁判、福島第一原発の車両整備士で、構内で倒れ致死性不整脈で亡くなった猪狩忠昭さんの遺族が雇主と元請、東電を相手取った過労死損害賠償裁判を支援していますが、2022年5月19日の後者の仙台高裁判決も残念ながら東電の責任は認めませんでした。

7. COVID-19等その他の課題

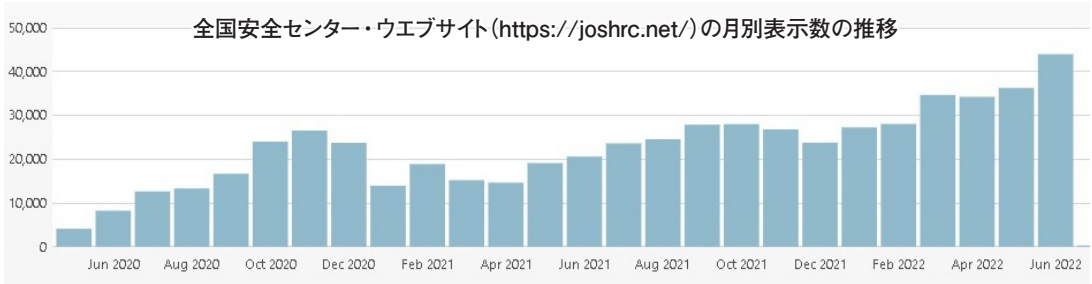
その他、すべての取り組みについてふれることはできませんが、様々な課題について厚生労働省交渉を、2021年度は7月20日に実施し、2022年度も行う予定で準備をすすめています。

厚生労働省、地方公務員災害補償基金や人事院の動向を継続して監視し、必要に応じて要請等も行っているおそらく唯一の団体として、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が最大の職業病になっていることを強調・周知するとともに、具体的な相談に対応しています。

また、「技能実習生廃止！全国キャラバン2022」に、全国安全センターとして実行委員会団体に加わりました。

50年ぶりとなった事務所衛生基準規則の改正については、関心をもつ研究者とブレインストーミングも行い、とりわけジェンダー配慮をめぐる海外での議論を調べて、紹介しました。

建設アスベスト訴訟の展開や石綿健康被害救済法の見直しなどがメディアでも取り上げられる一方で、日本におけるアスベスト問題の取り組みの歴史は必ずしも知られていない状況になっています。安全センター情報のバックナンバーや石綿対策全国連絡会議の情報を全国安全センター・ウェブサイトですぐに入手できるようにしてありますが、この間、安全センター情報で「石綿禁止を実現した各国の経験を伝える」論文を紹介しています。これまでに、



- ・香港におけるアスベスト禁止の歴史
- ・アスベスト全面禁止の実現における日本の歴史
- ・不十分な規制のなかでの国境を越えたダイナミクス：台湾のアスベスト禁止の取り組みと経験
- ・草の根の視点から見た韓国のアスベスト禁止：なぜそれが起こったのか？
- ・いかにしてカナダはアスベスト輸出から禁止に変化したか：乗り越えなければならなかった課題
- ・アメリカ合衆国におけるアスベスト禁止に向けて
[全文はウェブサイトに掲載]

が紹介済みで、今後、オーストラリア、ニュージーランド、スウェーデン、イタリアについても紹介したいと考えています。

8. ウェブサイト・ビデオ等

2020年5月に全国安全センター・ウェブサイトのリニューアルを行いました（<https://joshrc.net/>）、別掲図は月別のビューワー数を示しています。2020年12月にグーグルコアアップデートなるものの初洗礼をうけてへこんだものの、その後回復し、以降は比較的順調に伸びているように思われます。平日と比較して土日・休日には半減しますが、ならして平均1日1,700件程度のレベルになっています。2020年6月末までの全期間の総表示数は589,873件で、累計表示数が上位の記事は以下のとおりです。

- ・アスベストとモルタル混和剤～業界団体HPに今は掲載されない「石綿含有仕上塗材アンケート結果の詳細」
- ・〈最新〉日本の労働安全衛生をめぐる状況【2020年→2021年】
- ・沿革・議案書
- ・「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を

特化測第2類物質に指定する新たな規制導入と経緯について

- ・2021年4月1日施行の特化測・作業環境測定基準等の改正
- ・労働基準法施行規則別表第1の2=職業病リスト-労働災害・職業病統計基礎資料

また、ビデオによる解説シリーズとして、第1弾は平野議長による「アスベストとアスベスト関連疾患」を作成し、続いて天野理さんによる「新型コロナウイルス感染症の労災認定」4部作、直近では川本浩之さんによる「労災保険の審査請求」シリーズを作成中です。2021年3月の「東日本大震災から10年 連続オンラインセミナー」、同年12月の石綿対策全国連絡会議学習講演集会や2022年5月の被ばく労働を考えるネットワーク春闘集会のビデオなども紹介しているところです。

結果的に、フリーダイヤルを含めた電話やメールによる相談も継続していますが、いまのところそれほど多いとはいえ、フォローが必要な案件は最寄りの地域安全センターにもつなげています。

9. 組織・財政等

2020年度第31回総会と2021年度第32回総会はオンライン開催となりましたが、今年度第33回はリアルで顔を合わせるかたちに戻します。通常の会議はまだオンライン開催を継続しているところですが、両者のメリットを積極的に活用していきたいと考えています。

構造的な収入不足は継続しているため、可能な場合には寄付金、及び、ひろく会員の皆さまに新たに会員になっていただけそうな方/団体のご紹介等をお願いいたします。



2021年度収支決算案

2021年4月1日から2022年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,767,000	1,810,000	▲43,000	1,600,000	167,000
賛助会費	3,815,180	4,140,000	▲299,820	4,500,000	▲659,820
購読会費	465,200	484,200	▲19,000	500,000	▲34,800
寄付金収入	2,859,000	5,782,000	▲2,923,000	5,000,000	▲2,141,000
委託費	2,760,068	1,958,669	801,399	2,000,000	760,068
資料頒布費	0	0	0	0	0
雑収入	10,059	10,096	▲37	100,000	▲89,941
前期繰越金	10,506,284	10,105,198	401,086	10,506,284	0
合計	22,182,791	24,290,163	▲2,082,372	24,206,284	▲1,998,493

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	10,388,598	9,682,354	706,244	9,800,000	588,598
活動費	1,043,208	801,518	241,690	1,000,000	43,208
印刷費	1,931,151	1,721,980	209,171	2,000,000	▲68,849
事務所費	773,738	891,840	▲118,102	900,000	▲126,262
通信運搬費	537,263	598,494	▲61,231	600,000	▲62,737
什器備品費	0	11,285	▲11,285	50,000	▲50,000
図書資料費	26,153	14,383	11,770	30,000	▲3,847
消耗品費	28,198	21,838	6,360	30,000	▲1,802
会議費	70,415	0	70,415	200,000	▲129,585
頒布資料費	0	0	0	0	0
雑費	38,130	40,187	▲2,057	60,000	▲21,870
予備費	0	0	7,370,937	9,536,284	▲2,165,347
小計	14,836,854	13,783,879	8,423,912	24,206,284	▲1,998,493
次期繰越金	7,345,937	10,506,284	▲3,160,347		
合計	22,182,791	24,290,163	▲2,107,372		

貸借対照表(2022年3月31日)

1) 資産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
現金	152,288		170,711	
預金				
普通預金(中央労働金庫)	2,603,092		7,730,080	
普通預金(富士銀行)	273,511		254,309	
普通預金(三井住友銀行)	720,982		830,976	
郵便振替	3,596,064		1,520,208	
資産合計		7,345,937		10,506,284

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
借入金	0		0	
未払金	0		0	
負債合計		0		0
次期繰越金	7,345,937		10,506,284	
正味財産合計		7,345,937		10,506,284
負債及び正味財産合計		7,345,937		10,506,284

[65頁から続く]

の一部改定について]

2022. 3. 31 基補発0331第3号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」

2022. 3. 31 基補発0331第6号「「労災診療費算定マニュアル(令和4年4月版)」の送付について」
[マニュアル※]

2022. 3. 31 基発0331第38号「「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」の一部改正について」の一部修正について]

2022. 3. 31 基発0331第57号「「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」の一部改正について」の一部修正について」の一部修正について]

2022. 3. 31 労災管理課事務連絡「「労災就学援護費の支給について」(昭和45年基発第774号)の一部改正について」の留意点について]

2022. 3. 31 基発0331第52号「「労災保険における訪

問看護の取扱いについて」の一部改正について]

2022. 3. 31 基発0331第54号「「薬剤費請求内訳書」(レセプト)様式の一部改正について」

2022. 3. 31 基発0331第60号「労働基準監督官実地訓練実施要綱の改定について」

2022. 3. 31 基発0331第65号/雇均発0331第11号「令和4年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンの実施について」

2022. 3. 31 基政発0331第1号/雇均総発0331第1号「令和4年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンの実施に当たって留意すべき事項について」

2022. 3. 31 基発0331第66号「「監督指導時における一般労働条件の確保・改善に係る措置等について」の一部改正について」

2022. 3. 31 基発0331第75-78号「「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知について」

2022. 3. 31 基発0331第82-83号「「労働者の心身の

[73頁へ続く]

2022年度収支予算案

2022年4月1日から2023年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	1,700,000	1,767,000	▲67,000	1,600,000	100,000
賛助会費	4,200,000	3,815,180	384,820	4,500,000	▲300,000
購読会費	500,000	465,200	34,800	500,000	0
寄付金収入	5,000,000	2,859,000	2,141,000	5,000,000	0
委託費	2,760,000	2,760,068	▲68	2,000,000	760,000
資料頒布費	0	0	0	0	0
雑収入	100,000	10,059	89,941	100,000	0
前期繰越金	7,345,937	10,506,284	▲3,160,347	10,506,284	▲3,160,347
合計	21,605,937	22,182,791	▲576,854	24,206,284	▲2,600,347

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	10,000,000	10,388,598	▲388,598	9,800,000	200,000
活動費	1,000,000	1,043,208	▲43,208	1,000,000	0
印刷費	2,000,000	1,931,151	68,849	2,000,000	0
事務所費	900,000	773,738	126,262	900,000	0
通信運搬費	600,000	537,263	62,737	600,000	0
什器備品費	50,000	0	50,000	50,000	0
図書資料費	30,000	26,153	3,847	30,000	0
消耗品費	30,000	28,198	1,802	30,000	0
会議費	200,000	70,415	129,585	200,000	0
頒布資料費	0	0	0	0	0
雑費	60,000	38,130	21,870	60,000	0
予備費	6,735,937	0	6,735,937	9,536,284	▲2,800,347
合計	21,605,937	14,836,854	6,769,083	24,206,284	▲2,600,347

2022年度役員体制案

議長	平野 敏夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
副議長	岡田 義明	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	西 畠 正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
	中地 重晴	(熊本学園大学教授、関西労働者安全センター副議長)
運営委員	川本 浩之	(NPO法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白石 昭夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	西山 和宏	(ひょうご労働安全衛生センター事務局長)
	成田 博厚	(名古屋労災職業病研究会事務局)
	松島 恵一	(中皮腫サポートキャラバン隊事務局長)
事務局長	古谷 杉郎	(専従)
事務局次長	澤田 慎一郎	(専従)
	飯田 勝泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
	田島 陽子	(関西労働者安全センター事務局長)
会計監査	榊原 悟志	(情報公開推進局)
	片岡 明彦	(関西労働者安全センター)

※2001～2012年にかけて全国安全センター議長を務めいただき、その後も顧問をお願いしていた天明佳臣さんが、2022年5月30日にお亡くなりになりました(享年90歳)。全国安全センターに対する多大な貢献に対してあらためて感謝申し上げますとともに、謹んでご冥福をお祈りいたします。なお、神奈川労災職業病センター、神奈川県医療生活協同組合、労働者住民医療機関連絡会議等とともに、11月12日(土)午後には横浜の波止場会館において「偲ぶ会」を行う予定です。ご案内を希望される方はご一報いただけると幸いです。

[71頁から続く]

状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件」の周知について」※

2022. 3. 31 基安労発0331第5号「工業用放射線装置の設置届等に係る実地調査等の当面の取扱いについて」

2022. 3. 31 基安安発0331第1-3号「令和4年度にお

ける林業の安全対策の推進について」※

※厚生労働省、中災防安全衛生情報センターのウェブサイトで入手可能

★開示請求により入手

☆行政サービスにより入手

無印は請求中であるが厚生労働省の対応方針が示されていないもの

安全センター情報目次

2021年度

特集目次

■1990年度特集目次

- 6・7月号 全国安全センター結成総会／脳・心臓疾患
- 8月号 精神障害・自殺の労災認定/振動病
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 なくせじん肺全国キャラバン／アスベスト規制法／外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談：将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 全国安全センター第2回総会／改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 腰痛予防ベルト／虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書 92年版
- 6月号 労災補償制度の改革 2
- 7月号 アスベスト110番・規制法

- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業
- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 総特集：職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷
- 3月号 エイズを知る
- 1993年度特集目次
- 4月号 産業医のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労働災害93
- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
- 付録 全国安全センター第4回総会議案
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 原発労災/騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 職場改善の国際経験／企業のアルコール・ドラッグ対策
- 1月号 第1回日韓共同セミナー
- 2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号 農業労働災害／アスベスト

■1994年度特集目次

- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 週40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか① PL法
- 11月号 職場が変わるか② ISO9000
- 12月号 職場が変わるか③ 環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号 災害補償の官民格差
- 3月号 阪神大震災

■1995年度特集目次

- 4月号 脳・心臓疾患認定基準
- 5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
- 6月号 アスベストをめぐる国際状況
- 7月号 産業保健のあり方
- 7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案
- 8月増刊号 韓国の過労死
- 8-9月号 総特集:第2回日韓共同セミナー
- 10月号 行政手続法と労働基準行政
- 11月号 改正労災保険法
- 12月号 頸肩腕症候群予防対策
- 1-2月号 アジアの産業災害
- 3月号 小規模事業場の産業保健

■1996年度特集目次

- 4月号 国際規格化と労働安全衛生
- 5月号 介護補償給付の創設
- 6月号 行政機関との交渉報告
- 7月号 指曲がり症の不服審査
- 8月号 「労働者」の判断基準
- 9月号 全国安全センター第7回総会議案
- 10月号 外国人労災損害賠償裁判判決
- 11月号 改正労働安全衛生法
- 12月号 国際規格化と労働安全衛生 2
- 1-2月号 VDT労働ホットライン／電磁波
- 増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック
- 3月号 時効問題／上肢障害認定基準の改正

■1997年度特集目次

- 4月号 改正健康保持増進指針
- 5月号 じん肺をめぐる課題
- 6月号 化学物質管理の新たな動向
- 7月号 石綿じん肺訴訟／過労死審査会裁決
- 8月号 ダイオキシンのホルモン様物質
- 9月号 労基法施行50周年と労働行政
- 10月号 労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997
- 11月号 人間工学からみた交通事故対策
- 12月号 職場のストレス対策
- 1-2月号 アジア・ヨーロッパ情報
- 3月号 第9次労働災害防止計画

■1998年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 過労自殺の労災認定
- 6月号 POSITIVEセミナー
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998
- 8月号 船舶解撤作業の安全・健康対策
- 9月号 第7回田尻賞表彰式
- 10月号 働く女性の健康が危ない
- 11月号 21世紀をめざす参加型安全衛生活動

- 12月号 アスベスト禁止に向かうヨーロッパ
- 1-2月号 粉じんの発がん性—木材・シリカ
- 3月号 中央労働基準審議会の建議

■1999年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 焼却場労働者のダイオキシン曝露
- 6月号 働く女性の健康と権利
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999
- 8月号 労働安全衛生マネジメントシステム
- 9月号 2000年問題と職場の安全・健康
- 10月号 被災者のための医療機関—アジア
- 増刊号 働く女性の健康と権利緊急討論集会報告
- 11月号 精神障害・自殺の労災(公災)認定基準
- 12月号 ヨーロッパ労災職業病会議
- 1-2月号 筋骨格系疾患と人間工学基準
- 3月号 労災保険審議会の建議

■2000年度特集目次

- 4月号 介護労働と健康／アジア・ネットワーク
- 5月号 全国安全センターの労働省交渉
- 6月号 労災補償制度改革への提言
- 7月号 職場のストレス対策
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000
- 9月号 労働安全衛生の国際潮流
- 10月号 第9回田尻賞表彰式／じん肺がん問題の新たな展開
- 11月号 腰痛公務災害認定で最高裁判決
- 12月号 世界アスベスト会議
- 1-2月号 労災時効裁判横浜地裁判決／欧米の筋骨格系障害対策
- 3月号 21世紀の労働衛生研究戦略

■2001年度特集目次

- 4月号 なくせ「労災隠し」
- 5月号 労働基準行政と情報公開
- 6月号 厚生労働省交渉／改正労災保険法
- 7月号 「指曲がり症」判決と労災認定
- 8月号 機械の包括的な安全基準
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001
- 10月号 じん肺と肺がんに関するシンポジウム
- 11月号 安全衛生委員会活性化の提言
- 12月号 ILOのOSH-MSガイドライン
- 1-2月号 職業病の労災補償
- 3月号 情報公開法の活用

■2002年度特集目次

- 4月号 脳・心認定基準専門検討会資料を読む
- 5月号 情報公開法の活用(続)／VDT作業ガイドライン
- 6月号 「労災隠し」と労災職業病の記録・届出

安全センター情報目次

- 7月号 アスベスト被害の将来予測
- 8月号 アジア・ネットワーク
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2001→2002
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 参加型安全衛生活動の到達点と課題
- 12月号 労災職業病ホットライン／第11回田尻賞
- 1・2月号 アメリカの労働安全衛生運動
- 3月号 アスベスト禁止への軌跡 2002年

■2003年度特集目次

- 4月号 改正じん肺法施行規則等の施行
- 5月号 指曲がり症認定闘争の成果と展望
- 6月号 第10次労働災害防止計画とILO報告
- 7月号 ストレス対策の最新動向
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2002→2003
- 9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 PRTR情報とその活用
- 11月号 労災保険の民営化論議
- 12月号 「原則禁止」導入後のアスベスト問題
- 1・2月号 三池炭じん爆発40周年／はつり労働者の健康問題
- 3月号 EAP/MAPのエッセンス

■2004年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法の見直しに向けて
- 5月号 多発性骨髄腫初の労災認定
- 6月号 GAC2004イベント
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 2003→2004
- 8・9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 労災職業病相談マニュアル草稿
- 11月号 職場のメンタルヘルス対策
- 12月号 台湾過労死会議／新局面迎えた石綿対策
- 1・2月号 時短・安衛・労災法改正の建議
- 3月号 GAC2004: 世界アスベスト会議

■2005年度特集目次

- 4月号 労災保険率
- 5月号 労働安全衛生の枠組み
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 ストレス対策の新アプローチ
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2004→2005
- 9・10月号 弾けた時限爆弾:アスベスト
- 11月号 アスベスト対策基本法
- 12月号 韓国の炭鉱地帯・中国の労働NGO
- 1・2月号 メンタルヘルス/アスベスト新法批判
- 3月号 石綿健康被害救済新法成立

■2006年度特集目次

- 4月号 石綿健康被害補償・救済の手引き
- 5月号 改正労働安全衛生法読本
- 6月号 尼崎クボタ・アスベスト公害の新局面

- 7月号 労働契約・労働時間法制の見直し
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2005→2006
- 9・10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 労働時間規制の撤廃反対!
- 12月号 日本版エグゼンプション反対
- 1・2月号 日本版エグゼンプション/日本の教訓をアジア・世界に発信
- 3月号 日本版エグゼンプション法案見送り

■2007年度特集目次

- 4月号 労働関連筋骨格系障害の「流行」
- 5月号 石綿健康被害救済法一周年
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 脳心・精神障害労災認定/"労働ビッグバン"
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2006→2007
- 9月号 クボタ・ショック2周年尼崎集会
- 10月号 リスクマネジメントの原則
- 11月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 12月号 AMRC30周年・ANROAV会議
- 1・2月号 アスベスト被害と情報公開
- 3月号 横浜・国際アスベスト会議

■2008年度特集目次

- 4月号 第11次労働災害防止計画
- 5月号 労災不服審査制度/石綿救済法2周年
- 6月号 労働時間等見直しガイドライン/労災隠し/石綿健康被害救済法
- 7月号 職場の暴力・ハラスメント
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2007→2008
- 9月号 石綿健康被害救済法改正
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 BANKO発足とAAC2009
- 12月号 「名ばかり管理職」通達迷走
- 1・2月号 過労死・過労自殺が問いかけられるもの
- 3月号 ナノ物質安全管理の現状と問題点

■2009年度特集目次

- 4月号 欧州におけるストレス対策/派遣労働者
- 5月号 心理的負荷による精神障害等
- 6月号 石綿健康被害救済法3周年行動
- 7月号 AAC2009とA-BANの発足
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2008→2009
- 9月号 被害者補償・救済制度の比較
- 10月号 総選挙後の課題/欧州における職業病
- 11月号 ANROAV・A-BANカンボジア会議
- 12月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証と課題
- 3月号 厚生労働省との再交渉

■2010年度特集目次

- 4月号 韓国で石綿被害救済法が成立

- 5月号 中国・寧波の豊じん肺
- 6月号 環境・職業がんの疾病負荷
- 7月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪地裁判決
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2009→2010
- 9月号 石綿救済法指定疾病の追加等
- 10月号 ILO職業病リストの改訂
- 11月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 12月号 職場におけるメンタルヘルス対策
- 1・2月号 アスベスト国際連帯2010
- 3月号 アジアのアスベスト禁止最新情報

■2011年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 5月号 東日本大震災/追悼・井上浩先生
- 6月号 アスベスト禁止に向かうアジア
- 7月号 福島原発事故放射線被ばく労働
- 8月号 職場のいじめ・メンタルヘルスを考える
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2010→2011
- 10月号 石綿健康被害救済法の見直し
- 11月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪高裁判決
- 12月号 福島原発事故放射線被ばく労働 2
- 1・2月号 心理的負荷による精神障害認定基準
- 3月号 アジア・世界のアスベスト禁止

■2012年度特集目次

- 4月号 労働における暴力
- 5月号 石綿疾病労災認定基準の見直し
- 6月号 職場のパワーハラスメント
- 7月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 8月号 欧州ハラスメント・暴力協定の実行
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2011→2012
- 10月号 印刷会社の胆管がん多発事件
- 11月号 いじめ・パワハラ対策
- 12月号 既存石綿対策の現状と課題
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 3月号 3.11から2年の被ばく労働問題

■2013年度特集目次

- 4月号 胆管がん事件はどうして起こったか
- 5月号 第12次労働災害防止計画
- 6月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 7月号 職業がんのリスト掲載と補償
- 8月号 腰痛予防対策指針の改訂
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2012→2013
- 10月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災補償
- 11月号 惨事ストレス対策
- 12月号 韓国の労働安全衛生運動25年と日韓交流
- 1・2月号 職業性胆管がん事件
- 3月号 アジアにおけるアスベスト禁止 2013

■2014年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法令の改正提案
- 5月号 原発被ばく労働問題をめぐる状況
- 6月号 学校アスベスト
- 7月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 8月号 脳心・精神障害の労災補償／過労死防止法
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2013→2014
- 10月号 せき髄損傷の労災補償
- 11月号 石綿疾患患者と家族の会10周年
- 12月号 職業性胆管がん事件／泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決
- 1・2月号 過労死等防止対策推進法施行
- 3月号 アジアにおけるアスベスト禁止 2014

■2015年度特集目次

- 4月号 ストレスチェックの義務化
- 5月号 心理社会的リスクへの対応
- 6月号 泉南国賠訴訟最高裁判決その後
- 7月号 原発被ばく労働／受動喫煙防止措置
- 8月号 ストレスチェック指針・実施マニュアル
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2014→2015
- 10月号 クボタ・ショックから10年
- 11月号 アジアで相次ぐ産業災害
- 12月号 未曾有の原発事故から四年半
- 1・2月号 石綿救済法から10年の救済状況検証
- 3月号 染料・顔料中間体製造工場で膀胱がん

■2016年度特集目次

- 4月号 アジアのアスベスト禁止 2015
- 5月号 放射線被ばくと白血病
- 6月号 救済法10年間のアスベスト対策見直し
- 7月号 職業・環境リスクによる疾病負荷の推計
- 8月号 脳心・精神障害の労災認定
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2015→2016
- 10月号 労災保険審査請求制度等の改正
- 11月号 石綿環境被害救済小委員会報告案
- 12月号 パワーハラスメントのない職場づくり
- 1・2月号 石綿被害救済検証／職業がんをなくそう
- 3月号 アジア・世界のアスベスト禁止 2016

■2017年度特集目次

- 4月号 原発事故から7年目の被ばく労働問題の現状と課題
- 5月号 感情労働の現状と対策
- 6月号 震災アスベストプロジェクト報告
- 7月号 職業・環境リスクによる疾病負荷GBD2015
- 8月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2016→2017
- 10月号 患者と家族の会イギリス訪問団
- 11月号 BANJAN30周年記念国際集会
- 12月号 石綿疾患死亡世界負荷の推計

安全センター情報目次

- 1・2月号 石綿被害補償・救済状況の検証
3月号 アジア・世界のアスベスト禁止 2017

■2018年度特集目次

- 4月号 法改正・制定をめぐる動き
5月号 第13次労働災害防止計画
6月号 職場のパワーハラスメント防止対策
7月号 「新たな」「隠れた」職業病の把握
8月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定
9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2017→2018
10月号 中皮腫キャラバン隊・100人集会
11月号 建設アスベスト訴訟高裁四連続勝訴
12月号 世界的二大職業病事件に歴史的進展
1・2月号 ①石綿被害補償・救済状況の検証/②「働き方改革」関連
3月号 「働き方改革関連法」による安衛法改正

■2019年度特集目次

- 4月号 アジア・世界のアスベスト禁止 2018
5月号 地方公務員の災害補償
6月号 A-BANブラジル・ミッション
7月号 福島第一原発被ばく労働問題の現状と課題
8月号 中皮腫サポートキャラバン隊
9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2018→2019
10月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定
11月号 情報機器作業ガイドライン
12月号 現場からのパワハラ防止対策促進
1・2月号 石綿被害補償・救済状況の検証
3月号 石綿則・大防法による石綿対策の見直し

■2020年度特集目次

- 4月号 A-BAN10周年のソウル会議
5月号 ANROEV2019 ソウル会議
6月号 COVID-19と安全衛生・労災補償
7月号 COVID-19と安全衛生・労災補償②
8月号 労働安全衛生で女性を可視化する
9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2019→2020
10月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定
11月号 「新たな」「隠れた」職業病
12月号 中皮腫患者の実態調査
1・2月号 石綿被害補償・救済状況の検証／筋骨格系障害
3月号 アスベスト(救済給付・最高裁・違法輸入等)

■2021年度特集目次

- 4月号 化学物質規制体系の見直し提言
5月号 労働基準監督の実施状況と課題
6月号 職業リスクによる世界疾病負荷
7月号 建設アスベスト訴訟の新展開
8月号 建設石綿被害給付金制度法の成立

- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2020→2021
10月号 脳・心臓疾患、精神障害の労災認定
11月号 化学物質規制体系の見直し
12月号 労働関連死亡WHO/ILO共同推計
1・2月号 フリーランス／石綿健康被害補償・救済
3月号 改正事務所衛生基準規則

2021年 4月号 (通巻491号)
2021年3月15日発行 66頁 800円

■特集／化学物質規制体系の見直し

リスクアセスメントを実施し
優先順位で対策を原則に
「個人対策」容認する例外には警戒必要……2
ばく露5年・潜伏期間10年以上
MOCAと膀胱がん因果関係
労災請求周知、厚生労働省・静岡労働局に要請…15
【COVID-19と安全衛生・労災補償 ⑨】
労災請求5千件、認定2千件突破
処理追い付かず認定率停滞傾向
しかし不支給は少なく95%超は支給……………20
新型コロナウイルス感染症に係る労災認定事例 ……23
COVID-19: 医療労働者の労働安全衛生
医療労働者の権利、役割及び責任
ILO/WHO暫定ガイダンス…26

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

ETUC アスベスト・化学的因子指令見直しの意見…39
EU アスベスト・化学的因子指令見直しの協議 ……47
米:タルク中アスベストの検査法-FDA公聴会 ……46
(速報)【建設アスベスト訴訟】大阪一昨訴訟も
最高裁で確定! 国の責任は2分の1 ……………54

【各地の便り/世界から】

劇団俳優・演劇関係者の石綿被害
東京●2018年の最初の事例に続き2件 ……………57
指曲がり症に健康管理手帳不交付
大阪●大阪労働局が自庁取り消し ……………59
不可解な社会保険資格の喪失
大阪●年金事務所の怠慢 ……………60
社員をうつ病に罹患させ金までとる
大阪●雇用の基本ルールさえ無視 ……………62
重大災害企業処罰法発議運動
韓国●反組合策動による適応障害労災認定 ……63

2021年 5月号 (通巻492号)
2021年4月15日発行 64頁 800円

■特集／労働基準監督の実施状況と課題

違反事業場率は増加傾向 多いのは安全基準と労働時間 労働基準監督実施状況データと全労働の提言…2 「監督指導業務運営留意事項」通達の 開示命じる情報公開審査会の裁決 ……13
EU-SLIC／新たなEUのOSH戦略に寄与するための 今後のEUのOSH執行優先課題に関する意見 ……15
[COVID-19と安全衛生・労災補償 ⑩] 2020年のCOVID-19労災請求・認定 各国で激増 長期的影響等の監視が必要 ……27
労働者の基本定権利としての労働安全衛生 OSHのグローバルガバナンスの新しいアプローチ ……32
世界の指導的専門家が基本的権利にと要求 ……34
労働安全衛生：ILOにおける進展 ……35
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 石綿禁止を実現した各国の経験を伝える ……36
香港におけるアスベスト禁止の歴史 ……38
労働安全衛生法及び大気汚染防止法に基づく 石綿規制の概要（一覧表） ……42
労災保険特別加入制度拡大の概要 ……45
【各地の便り/世界から】 65～70歳高齢者の業務委託に特別加入制度 労災保険●柔道整復師、芸能・アニメ関係等も ……49
連続オンラインセミナー開催 全国安全センター●東日本大震災から10年 ……51
顕微鏡的多発血管炎の行政訴訟 大阪●地裁の棄却判決で控訴審へ ……53
第三者調査員が報告書を作成 兵庫●宝塚市立病院作業環境測定不正問題 ……54
プラットフォームワーカーの安全と権利 東京●ウーバーイーツユニオン迎えセミナー ……56
会社名も住所もわからない 愛知●不法就労者の労災と解雇 ……57
相次ぎガイドライン改定・策定 厚労省●テレワーク、フリーランス等 ……58
宅配労働者の過労死に謝罪 韓国●組合潰しによる「適応障害」労災認定 ……59

2021年 6月号 (通巻493号)

2021年5月15日発行 64頁 800円

■特集／職業リスクによる世界疾病負担

日本の肺がん死亡の24%が 職業リスクに起因するもの 世界疾病負担(GBD2019)推計データ ……2
世界疾病負担(GBD)推計方法の実例①

職業リスクに起因する中国の疾病負担 ……13
世界疾病負担(GBD)推計方法の実例② 職業性発がん物質による疾病負担 ……19
WHO/ILO傷病の労働関連負担:系統的レビュー 期待されるGBD推計への成果の反映 ……25
[COVID-19と安全衛生・労災補償 ⑪] ついに請求1万、認定5千件突破 精神障害、ワクチン接種等で動き 第四波のなかの新型コロナ感染症労災認定…37
情報公開で明らかになった 立ち遅れた厚生労働省の対応 東京労働安全衛生センター・天野理…41
ILOは将来の緊急事態に備えて回復力のある 労働安全衛生システムを求める ……43
イギリス労働災害諮問委員会 COVID-19と職業：ポジションペーパー…48
【各地の便り/世界から】 石綿被害、企業との団体交渉 大阪・神奈川●裁判によらず損害賠償 ……54
消防士の中皮腫公務災害認定 地公災基金●多様な石綿曝露実態認める ……56
障害補償請求で自庁取り消し 大阪●障害等級第10級から7級、年金へ ……58
長時間運転労働でうつ病 東京●冷凍食品のトラックドライバー ……60
労災の請求、押印不要に 厚労省●権利行使の形式的阻害要因を排除 ……61
5月17日に初の最高裁判決 最高裁●4つの建設アスベスト訴訟に同時 ……62
製鉄労働者の肺がん認定 韓国●コロナ感染労働者の集団訴訟等 ……62

2021年 7月号 (通巻494号)

2021年7月15日発行 64頁 800円

■建設アスベスト訴訟の新展開

謝罪・統一基準による和解から 未提訴者給付金制度創設へ 建材メーカーの責任追及継続は課題 ……2
原告団らの声明 ……8
建設アスベスト訴訟に係る「基本合意書」 ……11
建設アスベスト訴訟「最高裁第一小法廷判決」 ……14
東日本大震災から10年【震災と惨事ストレス】 連続オンラインセミナーの記録 ……29
職員自身が被災者であった 野口修司(香川大学医学部臨床心理学科)…30
自治体職員の健康問題は長期的に

安全センター情報目次

菅原千賀子(東京医科歯科大学大学院)・・・34	国際労働機関(ILO)は
COVID-19を職業病として認知 ……………9	ILO 4.28 労働安全衛生のための世界の日報告書
危機に対する予測、準備及び対応	回復力のあるOSHシステムにいま投資を ……………40
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	アスベスト全面禁止の実現における日本の経験 …45
【各地の便り/世界から】	ジアセチルによる閉塞性肺疾患の労災認定
東京●曖昧な認定理由で周知・調査・予防なし …53	事業者による届出6,041件
COVID-19●労災請求1/2未満、認定は1/4 ……56	全国で約800人が和解救済!
全国●工場型アスベスト国賠訴訟 ……………57	震災がれき収集で中皮腫
兵庫●神戸地裁が公務上災害と認定 ……………58	造船所での倒壊労災事故
愛媛●外国人技能実習生が被災 ……………59	NPO法人設立記念式典
キャラバン隊●オンラインで開催 ……………59	カウザルギーで障害補償
東京●指の先端切断労災の後遺症 ……………60	重大災害法、結局国会通過
韓国●処罰水準引き下げの批判 ……………61	

2021年 8月号 (通巻495号)

2021年7月15日発行 66頁 800円

■特集/建設石綿被害給付金支給法の成立

特定石綿被害建設業務労働者等	給付金等の支給に関する法律が成立
附則「国以外の者による損害賠償」検討求める…2	【緊急提言】アスベスト被害の完全救済に向けて
最高裁判決と給付金法の制定を受けて	石綿被害救済制度研究会…6
特定石綿被害建設業務労働者等に対する	給付金等の支給に関する法律 ……………16
長時間労働への曝露は世界で最大の職業リスク	日本の死亡・DALYs数は世界第10位 ……………20
進化・発展中のGBD推計、傷病・リスク別では変動も	世界疾病負荷(GBD2015~2019)推計データ ……32
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	不十分な規制のなかでの国境を越えたダイナミクス:
台湾のアスベスト禁止の取り組みと経験 ……………46	【各地の便り/世界から】
昨年の請求は届出の半数未満	

COVID-19●請求・認定件数の急増続く……………53	科学界者の安全配慮義務厳しく認定、会社控訴せず
福井地裁●三星化学工業膀胱がん訴訟 ……56	MOCA膀胱がん認定
静岡・埼玉●イハラ2人、埼玉でも2人 ……58	コロナ労災補償支給停止
愛知●厚生労働記者会で記者会見 ……………61	日本冷熱は誠実に団交に応じよ
熊本●退職者のアスベスト被害問題 ……………63	ポスコ特発性肺線維症初認定
韓国●ポスコは重大災害発生企業のひとつ ……64	

2021年 9月号 (通巻496号)

2021年8月15日発行 94頁 800円

■特集/日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2020年→2021年	1. 労働災害・職業病の発生状況 ……………2
2. 労働安全衛生対策 ……………8	3. 化学物質対策等 ……………10
4. 労災補償対策 ……………12	5. 労働災害・職業病の統計データ ……………15
統計資料 ……………20	2020年度労働基準行政関係通達 ……………53
■全国安全センター第32回総会議案	第1号議案:活動報告と方針案 ……………72
第2号議案:2020年度収支決算案 ……………75	第3号議案:2021年度収支予算案 ……………77
第4号議案:2021年度役員体制案 ……………78	安全センター情報2020年度目次 ……………79
全国安全センター規約・規定 ……………88	コロナ労災補償の取扱いに関する質疑応答集 ……90

2021年 10月号 (通巻497号)

2021年9月15日発行 64頁 800円

■特集/脳・心臓疾患、精神障害の労災認定

精神障害認定のみ増加	脳・心20年前水準に減少
新型コロナウイルス感染症関連認定7件…………2	労働時間が基準未満でも
認定される可能性拡大?	20年ぶりの認定基準見直し報告 ……………21
週労働時間40時間以上雇用者で	週60時間以上の割合5%以下目標
勤務間インターバル制度導入企業15%以上…30	【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

草の根の視点から見た韓国のアスベスト禁止：
なぜそれが起こったのか? ……36

[COVID-19と安全衛生・労災補償 ⑬]
請求1.7万、認定1.2万突破
ビデオシリーズ、開示資料等公表
厚生労働省交渉でも取り上げる ……45

【各地の便り/世界から】
すすむ特別加入業種の拡大がもたらすもの
特別加入者で複数事業労働者という選択肢
厚労省●自転車配達員とITフリーランス ……51
労組を嫌悪し団体交渉拒否
熊本●石綿肺がんと振動病で裁判提訴 ……54
精肉店30代店員の脳出血
東京●長時間労働原因と労災認定 ……55
労基署の不慣れな調査で不支給
滋賀●審査請求で取り消し ……57
埋もれていた石綿被害者
東京●びまん性胸膜肥厚の労災認定 ……58
移住労働者、労災療養中に解雇
東京●休業補償の案内もなかった ……59
料理ヒュームによる肺がん
韓国●様々な職業がんの労災認定進む ……60

2021年 11月号 (通巻498号)
2021年10月15日発行 64頁 800円

■特集 / 化学物質規制体系の見直し
リスク低減の優先順位、法令に明定が試金石
検討会最終報告と厚生労働省交渉 ……2
ILO / 労働における有害な化学物質への曝露と
結果としての健康影響: グローバルレビュー ……14
知見の概要: アスベスト ……30
知見の概要: シリカ ……33
20年ぶりの脳・心臓疾患労災認定基準の改正
進級認定基準の比較と運用上の留意点 ……36
【各地の便り/世界から】
「個人サンプリング」導入
作業環境測定●2021年4月1日からの改正① ……56
溶接ヒューム等管理第2類物質
作業環境測定●2021年4月1日からの改正② ……57
最終ばく露歴が補償に影響
大阪●石綿管工場と左官工で石綿ばく露 ……59
労働関連法違反が約70%
技能実習生●監督指導・送検等の状況 ……60
COVID-19後遺症調査速報
東京●世田谷区が独自アンケート調査 ……60
職場内いじめに初の懲役刑

韓国●職業がんの労災申請もさらに進む ……61

2021年 12月号 (通巻499号)
2021年11月15日発行 64頁 800円

■特集 / 労働関連死亡WHO/ILO共同推計
41労働関連傷病で200万人死亡
長時間労働、COPD、職業がん等
初のWHO/ILO共同推計と既存推計の比較 ……2
ILO / 労働における有害な化学物質への曝露と
結果としての健康影響: グローバルレビュー
知見の概要: 重金属 ……12
知見の概要: 溶剤 ……19
知見の概要: 染料 ……22
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
より強固なアスベストからの労働者の保護 ……25
アスベストからの労働者の保護に関する委員会
への勧告を伴う欧州議会決議 ……26
労災保険特別加入制度拡大の概要 ……45
健康的な環境へのアクセスが国連人権理事会
によって人権と宣言される ……48
国連人権理事会決議等に対するABAN等声明 ……49
【各地の便り/世界から】
災害に泊まり込み対応した市職員
和歌山●脳出血死亡は公務災害 ……50
「間質性肺炎」死亡、逆転認定
長野●平和石綿工業元労働者の事例 ……52
国・建材メーカーに新たな提訴
神奈川●東日本アスベスト被害救済弁護団 ……58
看護師の新型コロナ労災認定
神奈川●病院との交渉開始 ……59
老人ホーム事務職員の感染
東京●労災認定されるも、症状は持続 ……60
アスベスト健康被害ホットライン
兵庫・神奈川●5回目、100件を越す相談 ……61
胎児の労災補償へ法改正
韓国●集中豪雨時には屋外作業中止を ……63

2022 1・2月号 (通巻500号)
2022年1月15日発行 100頁 1,600円

■特集① / フリーランスの実態と政策課題
フリーランスの実態と政策課題
呉学殊 (JILPT統括研究員) ……2
ウーバーイーツで働くということ
事業者負担で労災保険を
土屋敏明 (ウーバーイーツユニオン委員長) ……10

参考：韓国の労災保険特別加入と
「特殊形態勤労従事者」の関係 ……………20

■特集②／石綿健康被害補償・救済状況の検証

救済法見直しに研究会新提言
建設給付金制度施行準備進む
救済法施行15年の補償・救済状況検証可能に……………23
中皮腫死亡者数増加に転じるも
コロナ影響で環境省救済減少
請求期限切れへの対処待たなし ……………30
石綿(アスベスト)被害救済のための
「新たな」制度に向けての提言
石綿被害救済制度研究会……………59

ILO／労働における有害な化学物質への曝露と

結果としての健康影響：グローバルレビュー
知見の概要：工業用ナノマテリアル材料 ……………73
知見の概要：パーフルオロ化学物質……………77
知見の概要：内分泌かく乱物質 ……………80
知見の概要：職場大気汚染 ……………84

【各地の便り】

職場のいじめハラスメント
全国7か所●全国一斉ほっとラインを開設 ……………87
いじめ・パワハラ相談事例
全国各地●ほっとライン・プレスリリースから……………89
教員の公務災害裁判事例
神奈川●高教組とセンターが原告を支援……………91
日立PS社相手に勝訴確定
神奈川●旧日立田浦工場の石綿被害……………92
派遣労働者の有機溶剤中毒
東京●使用していることすら知らされず ……………94
コロナワクチン副作用産炎認定
韓国●韓国タイヤ5人目の白血病認定も……………95

2022年 3月号 (通巻501号)
2022年2月15日発行 64頁 800円

■特集／改正事務所衛生基準規則

「独立個室型の便所」新設
プライバシー確保も強調
50年ぶりの事務所衛生基準規則見直し……………2
「事務所衛生基準規則に関する研究－
妥当性と国際基準との調和」研究報告書概要 ……13
海外情報：職場のトイレ規制及び
ジェンダー配慮をめぐる議論……………17
COVID-19パンデミック下のテレワークと健康リスク：
現場からの証拠と政策的意味合い……………23
建設アスベスト給付金法2022年1月19日施行
＜請求の手引き＞概要……………31
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
いかにしてカナダはアスベスト輸入から禁止に
変化したか：乗り越えねばならなかった課題 ……37
EPAがタルク中アスベスト検査の厳格化を検討 ……45
ラベル表示・SDS交付義務化予定物質リストを公表
厚生労働省●関係事業者団体に準備も要請……………47
輸入監視－石綿含有珪藻土製品だけでなく
全製造等禁止物質……………49
塗料の剥離作業対策三度の通達改正……………50
労働時間認定質疑応答・参考事例集……………50
【各地の便り/世界から】
2021年末までの労災・公務災害認定2万件突破
COVID-19●認定率労災98.4%、公務員100% ……51
コロナ後遺症候群で労災認定
兵庫●休業が必要な状態と判断……………55
大災害も多い外国人労働者の労災
関西RINK●最近の相談事例から……………56
現場探しや二度の労災審査請求
兵庫●二人のペルー人労働者の事例……………58
審査請求で障害14級から12級に
愛知●ブラジル人労働者の開放骨折労災……………60
重大災害処罰法1月27日施行
韓国●内外から大きな注目……………62

全国安全センター YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWE8Z8In1A>

全国安全センター規約・規定

規 約

第1章 総 則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5Fに置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もつて働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改善を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体

- (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した者

- (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないとき。

第9条 既に納入した会費その他の抛出品金は、返還しない。

第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 議長 | 1名 |
| (2) 副議長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 若干名 |
| (5) 運営委員 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員を選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めるとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会 計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収

入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部	年額10,000円	6部	年額45,000円
2部	年額19,000円	7部	年額49,000円
3部	年額27,000円	8部	年額52,000円
4部	年額34,000円	9部	年額54,000円
5部	年額40,000円		
10部以上	1部につき年額6,000円		

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@joshrc.net

URL: <https://joshrc.net/>

- 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろウビル4階
E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp
TEL (011) 272-8855 / FAX (011) 272-8880
<http://www.hokkaido-osh.org/>
- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
E-mail center@toshc.org
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766
<https://tokyo-oshc.org/wp/>
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
190-0012 立川市曙町3-19-13 フォーサート立川104号
三多摩合同労組気付
TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024
- 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505
E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948
<https://koshc.org/>
- 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
370-0846 高崎市下和田町5-4-3 国労高崎地本内
E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540
- 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター
〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階
E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp
TEL (0263) 39-0021 / FAX (0263) 33-6000
- 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16
E-mail KFR00474@nifty.com
TEL (025) 265-5446 / FAX (025) 230-6680
- 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1
E-mail roushokuken@be.to
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420
<https://www.nagoya-rosai.com/>
- 三重 ● みえ労災職業病センター
〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル
E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059) 228-7977 / FAX (059) 225-4402
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビジャス梅垣ビル1F
E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3 JAM西日本会館5階
E-mail info@koshc.jp
TEL (06) 6476-8220 / FAX (06) 6476-8229
<https://koshc.jp/>
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階
E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124
<http://www.hoshc.org/>
- 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内
E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp
TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号
E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内
〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり
TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090
/ FAX (0858) 23-0155
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内
E-mail info@tokushimajtuc-rengo.jp
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒793-0051 西条市安知生138-5
E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp
TEL (0897) 64-9395
<http://eoshc.g2.xrea.com/>
- 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28
TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953
- 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1(大分協和病院3階)
E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 568-2317

